

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年4月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年4月27日（月） 1日間 至 令和2年4月27日（月）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委 員 岡田 三栄子		
	委 員 樋口 潔		委 員 酒井 英隆		
	委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	総括指導主事	高岡 弘安	
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代		
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 1 号 与謝野町社会教育委員の委嘱について	承認可決
	議案第 2 号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について	承認可決
	議案第 3 号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について	承認可決
	議案第 4 号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について	承認可決
	議案第 5 号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について	承認可決
	議案第 6 号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討の諮問について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校並びに社会教育施設の臨時休業の延長等について ・与謝野町有線テレビ放送運営及び番組審議会委員の選出について
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度事務分掌について ・令和 2 年度行事日程等について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年4月27日 午前9時30分から午前10時35分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第1回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思ます。いかがでしょうか。

(樋口委員)

2月18日の臨時教育委員会会議の会議録について、非公開とすべき理由をもう少し明確に記載すべきだと思います。一般の方が見られたときにわかりにくいので、配慮していただきたいと思ます。

(塩見教育長)

それではご指摘の箇所を整理し、修正してください。その上で、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思ます。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、さる16日に特措法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に発令されるとともに、京都府は特定警戒都道府県に指定されました。京都府知事からは各市町村に対して、感染拡大防止のための取組が要請されたところ。そのため、与謝野町教育委員会におきましても、4月22日から5月6日まで小・中学校の臨時休業を実施することとし、先日、臨時教育委員会会議において委員の皆さまにご協議いただいたところ。です。

また、学童保育におきましても、本日4月27日から5月6日までの間は、利用対象者を限定した特別保育に移行することとしております。その他、各種イベントの開催については、自粛要請を行っているところでございます。

町内の感染者は今のところ拡大しておりません。まずは一安心といったところでございますが、一日も早い収束を願わずにはられません。

小・中学校の状況でございますが、4月6日に新生・加悦小学校の開校式を挙行いたしました。また、翌7日には全小学校の入学式が挙行されました。入学児童数は、加悦小学校が43名、岩滝小学校が33名、石川小学校が15名、三河内小学校が20名、市場小学校が29名、山田小学校が10名の計150名で、昨年度より16名の増です。中学校におきましては8日に入学式が行われまして、193名の生徒が入学いたしました。加悦中学校が42名、江陽中学校が79名、橋立中学校が72名で、昨年度より33名の減です。かやこども園、のだがわこども園、かえでこども園につきましても、新入園児を迎えてスタートしたとのことでございます。府立高校におかれましては、4月9日に宮津天橋高校並びに丹後緑風高校の開校式・入学式が、翌10日には新設校の清新高校が開校式・入学式を挙行されました。各校・園ともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、縮小した形での開校式・入学式でございましたが、元気いっぱいの新入生を迎えまして、好スタートを切ることができたと報告を受けております。

委員の皆さまも各校の入学式等に出席していただきましたので、後ほど、お気づきの点を教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、京都府の学力診断テスト並びに全国学力学習状況調査につきましては、現在の状況を鑑みて、中止となりましたのでご承知おきいただきたいと思っております。今年度は小学校の新学習指導要領の全面実施となる年ですが、新型コロナウイルスの影響を受け、学校現場も子どもたちも戸惑っていると思っております。

教職員の働き方改革の推進でございますが、今年も引き続きいろいろな形で取組を進めております。特に今年度は新たに校務支援システムの導入を考えております。少しでも先生方の労力が軽減できるよう、取組を進めて参りたいと思っております。業務停止日につきましては、昨年度と同様、夏季休業中と冬季休業中に実施する予定です。

新生の加悦小学校の状況につきましては、後ほど、柴田学校教育課長がご報告申し上げます。何か委員の皆さまからご質問等ございましたらご発言いただきたいと思っております。

(岡田委員)

加悦小学校の開校式と山田小学校の入学式に出席させていただきました。新型コロナウイルスの関係で、いろいろとご配慮いただく中での式典でしたが、子どもたちが式典に参加している様子を拝見して、少し安心いたしました。

先ほど、加悦小学校のスクールバスを元気館の前で見かけました。普段であれば朝の登校時に運行してから下校時までバスが動くことはないと思うのですが、バスはどこで待機するのですか。

(柴田学校教育課長)

スクールバスにつきましては、現在、7時に一旦この元気館の前に3台がそろいまして、運転手さんが軽く打ち合わせをされた上で、出発することにしております。

車ごとに出発時間が異なりますので、今後は調整が必要だと思っておりますが、この間、子どもたちが慣れるまでの2週間程度、教育委員会の職員も乗車しておりましたので、7時に元気館前に一旦3台が集まってから出発する、下校時も同様にすることとしております。待機場所につきましては元気館前の駐車場としております。

(酒井委員)

私は加悦中学校の入学式に行かせていただいたのですが、お話にあったとおり、新型コロナウイルスの影響があつて縮小した形で行われておりました。校長先生とお話していたのですが、普段から全校生徒が一人も欠席なくそろふことはあまりないようなのですが、入学式の日には3学年とも欠席がなかったということでした。それだけにその後、臨時休業となつてしまったのは少し残念な気はしますが、全員そろつて入学式が行えたことは良かったと思います。

今日の朝刊で高校のインターハイの中止が報道されておりました。中学校の各種大会等に関してもおそらく予定どおりというわけにはいかないと思うのですが、現状でわかっていることがあれば教えていただきたいと思つています。

(高岡総括指導主事)

まず、5月第3週の土曜日・日曜日に予定をしておりました小学校の運動会につきましては中止となりました。山田小学校については秋に開催予定の地区運動会と合同実施も検討されているようです。中学校につきましては、5月の連休中に予定されていたバレーボールや野球などの大会は軒並み中止になっております。例年夏に開催されている中学校総合体育大会については検討中とのことです。

(塩見教育長)

5月9日開催予定であつた阿蘇海一周マラソンも中止となりました。中学校の各種大会については中学校体育連盟で検討しているところだということです。特に中学校3年生については、3年間の総括として力を発揮する場なくなるのはかわいそうですが、多くの大会が中止になる可能性は高いと思つています。

(樋口委員)

私も小学校・中学校の入学式に行かせていただきました。江陽中学校の入学式は、新入生も迎える側の2・3年生も非常に落ち着いた様子でした。加悦小学校については、入学式に事前に指導する時間が少なかつたのかなと思つた場面がありました。新入生の数が多かつたので、例えば、並んで入場した後、二手に分かれて歩く場面で、どちらの方向に行けばよいのかわからない子がいて、先生が「こっちこっち」とその場で指導されておりました。例年であれば、開式前などに少し時間をとつて予行練習をして指導されていたのだと思つておりましたが、今回はできるだけ子どもたちが集まる時間を短縮するということで、指導する時間が取れなかつたのだと思つておりましたが、先生方は頑張つていろいろと配慮していただきました。縮小しつつもしっかりと入学式を行つていただいたことに感謝しております。

(佐々木委員)

橋立中学校と石川小学校の入学式に参加させていただきました。準備の時間がなかつたためだと思つておりましたが、小学校では例年行われている、校長先生が「おめでとう」と言われたら、新入生が「ありがとう」とかわい返事を返すといった場面は、今回はありませんでした。時間を短縮されるための対応だったのかもかもしれません。

(塩見教育長)

委員の皆さまからご指摘がありましたように、急遽当日に指導しなければならないような状況もあったかと思いますが、その点をご容赦いただきまして、今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

それでは、議案第1号「与謝野町社会教育委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、「議案第1号 与謝野町社会教育委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第1号 与謝野町社会教育委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第2号「与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第2号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第2号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第3号「与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第3号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第3号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第4号「与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第4号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第4号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審

議会委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第5号「与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(樋口委員)

組織変更されたとのことですが、名称等変更点について、再度説明してください。

(植田社会教育課長)

旧の組織名は「与謝野町歴史文化基本構想等策定委員会」で、略称では歴文構想と称しておりました。平成29年度から3年間続けて参りました。文化財保護法の改正が行われなければ、そのままの組織で令和2年度まで続け、歴文構想を策定する予定にしておりました。先ほど申しましたように、令和元年4月1日に文化財保護法が改正されたことに伴いまして、名称を変更する必要性が生じたので、「与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会」とさせていただきます。本協議会につきましては、令和2年2月27日の教育委員会会議において、議案第23号により設置要綱の制定について議決していただいております。その要綱に基づき、今回、委員の委嘱についてお願いしたいというものでございます。

(岡田委員)

委員の任期は何年までですか。

(植田社会教育課長)

来年の3月31日までです。先ほど申しましたように、計画については開始から4年間で策定することとしておりますので、来年3月31日までに策定したいと考えております。

(酒井委員)

今のような世情では、会議の開催も難しいのではないかと思いますのですが、来年の3月に予定どおり策定できる見通しですか。

(植田社会教育課長)

委員のおっしゃるとおり、会議の開催は当面なかなか難しいと思っております。奈良市や京都市在住の委員もいらっしゃいますので、書面での協議ややりとりなどをお願いすることも出てくるのではないかと思います。

(塩見教育長)

それでは、「議案第5号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱につい

て」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第5号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第6号「与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討の諮問について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第6号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討の諮問について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第6号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討の諮問について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程第5「協議事項」に入らせていただきます。

まず、「小・中学校並びに社会教育施設の臨時休業の延長等について」、相馬教育次長が説明いたします。

(相馬教育次長)

現在、小・中学校につきましては、4月22日から5月6日まで臨時休業にさせていただいております。当初の見込みでは、国の緊急事態宣言の動向が今月中に判明するものと思っておりましたが、ここ数日の新聞等を見ておりますと、5月6日あるいは5月初めにも判断すると報道されております。現在のままで参りますと、5月7日から学校を再開することになりますが、緊急事態宣言が延長されるということになりますと、臨時休業を延長する必要性も生じて参ります。

つきましては、当面の措置として、臨時休業の期間を5月10日まで延長し、その上で、5月8日を登校日として、5月11日以降の対応を指示したいと考えております。教育委員の皆さまには事前に概略を説明させていただいておりますが、本日改めて、ご意見を賜

りたく存じます。

併せまして、学童保育につきましても、特別保育を5月9日まで延長し、5月11日以降の対応につきましても、5月8日に保護者あて文書を出したいと思っております。

また、社会教育施設等につきましても、現在、4月13日から5月6日まで休館としておりますが、5月7日以降の対応につきましても、他の公共施設と合わせて町の新型コロナウイルス感染症本部会議において4月30日までに決定していただくよう提案しております。決定次第、町民の皆さまにもお知らせする予定です。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

学校の臨時休業や外出自粛要請が続く中、子どもたちの家庭での様子が気になる場所です。先日、平日の日中に買い物に出かけた際、子ども連れの保護者の方を多く見かけました。どうしても子どもだけを家に置いておくというわけにはいかないといったご事情もあるかと思うのですが、思いのほか多かつた気がしましたので気になりました。なぜ自粛を要請されているのかといった趣旨を保護者のみなさんにしっかりとご理解いただければと思います。Stay Homeと言われても、子どもたちは元気なのに家にずっといなければならないということで、保護者の方も対応等が難しいと思いますが、感染から子どもたちを守ろうとして学校も休業にしているという点をくみ取っていただいて、なるべくスーパーなど人が多く集まる場所には行かないように、学校においてもご指導をいただければと思います。いろいろな状況があることは重々わかっていますが、注意喚起についても改めてお願いできればと思います。

(塩見教育長)

スーパーなどでも密集が気になるということで、店側が時間帯を制限したり、買い物に行く回数を減らすようにといったことが言われておりますが、委員がおっしゃいましたように、ずっと家にいると子どもたちのストレスがたまるということもあろうかと思っております。そのあたり、保護者として佐々木委員はいかがですか。

(佐々木委員)

私が仕事に出ている間、子どもたちは家にいるようにさせています。祖母のところに行かせるという選択もあるのですが、やはりこういう時期ですので、できるだけ祖母のところにも行かないようにしております。先日、子どもたちが家の前で2人でキャッチボールをしようと家を出たのですが、2人の声を聞いて近所に住んでいる子たちが集まってきました。その時は私も家にいたので、見に行きまして、帰らせたのですが、子どもたちだけで留守番することも多いので、難しいところだなとは思っています。

(樋口委員)

家の前で遊ぶ程度であれば、子どもたちには元気に遊んでほしいとは思いますが、1人が元気に外で遊んでいれば、たまたま通りかかった子が一緒に遊ぶということはあると思います。サッカーボールを蹴りあったり、キャッチボールをするぐらいは仕方がない

のではないかとと思いますが、例えば、小学校のグラウンドはどうかと言われると、大人として説明がしにくいところもあって心苦しいところもあります。ただ、地域の方の中には、絶対外に出て遊んではいけない、と少し勘違いをされている方もあったので、その方とは、感染予防に気を付けながら、健康のために運動したり、遊んだりすることは止められていないんだというようなお話はしました。

社会教育施設についてですが、5月6日まではすべての施設が利用停止ということで周知をされていますが、5月7日以降の申し込みをされている方はあるのですか。

(植田社会教育課長)

すでに申し込みをいただいております。24日(金)に加悦地域公民館の館長にお聞きしたところでは、5月9日(土)、10日(日)の利用申し込みが加悦のグラウンドと地域公民館で受けているだけでも10数件あるとのこと。野田川地域や岩滝地域も加えるところかなり多いと思います。

(酒井委員)

昨日の日曜日の午前10時頃に加悦小中学校のグラウンド横を通ったのですが、グラウンドには誰もいらっしゃらなかったのも、みなさんきちんと意識されているのだなと個人的には感じていました。

1点お聞きしたいのですが、臨時休業などの対応につきましては、必ず登校日を設定して、学校に児童生徒を来させて連絡するという方法が原則なのですか。もしくは、連絡網のようなものがあるのでしょうか。

(高岡総括指導主事)

基本的には連絡網につきましては、現在、使っておりません。登校日を設定して、児童生徒に直接指示をする、保護者あての文書を手渡しをすることとしています。なお、欠席した児童生徒については、教員が文書を児童生徒の自宅の届けるのですが、現状では自宅の郵便ポストに入れるという方法をとるようにしています。

(塩見教育長)

今ありましたように、現在のところ、感染防止対策として、原則、家庭訪問は控えており、そのような形をとっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

学童保育の状況について、植田社会教育課長から報告をお願いします。

(植田社会教育課長)

4月22日から学校が臨時休業に入りましたが、22日から25日までにつきましてはできるだけ利用を控えていただくように保護者の方をお願いいたしました。22日の利用者は67名でした。3月に学校が臨時休業した期間は、1日80名から95名程度、平均すると約86名でしたので、それよりも20人名程度は少ない状態でした。本日から先ほどもありましたように、特別保育ということで、対象とする保護者の職業を一定制限させていただくなど、利用者数を絞らせていただきました。24日(金)の昼頃の段階で、申請されているのは約30名です。保護者の方々にも大変なご負担をおかけしておりますが、ご理解をいただいて申請を控えていただいているものと感じております。

特別保育期間につきましては、場所を岩滝・野田川・加悦各1か所、計3か所に集約させていただきます。

(岡田委員)

今後も臨時休業が長引くことが想定されますが、オンラインで授業の実施等については検討されていますか。与謝野町はKYTもあります。今後の予定として検討されていることがあれば教えてください。

(相馬教育次長)

京都府ともネットワークの環境整備については話をしております、連休明けには各学校ごとに、ネットワークを活用して、一定の方法で、先生方が作成した教材や動画をみたりすることができるような環境は整えられればとは思っておりますが、どういう教材・動画を提供するのか、見ることができない子どもたちの対応はどうするのかといった課題もありますので、指導主事の先生方に検討していただき、校長会とも調整をさせていただきたいと思っております。

(塩見教育長)

それでは学校の臨時休業につきましては、提案のとおり進めさせていただきたいと思しますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

次に、「与謝野町有線テレビ放送運営及び番組審議会委員の選出について」、相馬教育次長が説明いたします。

(相馬教育次長)

与謝野町有線テレビ放送運営及び番組審議会につきましては、与謝野町有線テレビ放送等施設条例に基づき設置しているもので、現在、審議会委員として樋口委員をお願いしているところですが、委員の任期2年がこの度終了するというところで、委員の選定について依頼がありました。事務局といたしましては、引き続き、樋口委員をお願いできればと思っております。樋口委員のご承諾、また、他の委員のご承認をお願いいたしたく、提案させていただきます。よろしくようお願いいたします。

(塩見教育長)

樋口委員いかがでしょうか。

(樋口委員)

引き受けさせていただきますが、大変勉強になる審議会ですので、他の委員の皆さまにも経験していただければと思っております。次回選任の際にはご検討ください。

(塩見教育長)

それでは引き続きお世話になりますが、よろしくようお願いいたします。

(塩見教育長)

次に、日程第6「報告事項」に入らせていただきます。

「令和2年度事務分掌について」及び「令和2年度行事日程等について」、相馬教育次長が報告いたします。

(相馬教育次長)

事務分掌につきましては、昨年度と大きく変更はございません。

行事日程につきましては、5月、6月の行事は現時点では中止もしくは延期となっております。7月以降につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況等も踏まえて検討して参ります。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(佐々木委員)

小学校の行事は当面中止ということですが、こども園の行事も中止になっているのでしょうか。

(相馬教育次長)

現在、こども園につきましても登園をできるだけ自粛するようお願いしておりますので、当分の間、行事も実施しにくい状況にあると聞いております。

(岡田委員)

修学旅行については延期とお聞きしたと思うのですが、今のところは中止ではなく延期でよろしかったでしょうか。

(高岡総括指導主事)

現時点では延期でございます。

(塩見教育長)

なかなか計画を立てにくい現状でございますが、児童生徒の安全第一、健康第一で考えていただきたいと思います。

続きまして、日程第7「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(柴田学校教育課長)

新生・加悦小学校について、ご報告させていただきたいと思います。

全児童数は260名、新1年生は43名です。4月6日に開校式を行いました。ご来賓の皆さまや学校づくり準備協議会でお世話になった皆さまにもご出席いただきたかったのですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、大変残念ではございますが、規模を縮小して開催させていただいたところです。在校生につきましても5・6年生のみの参

加とし、十分な間隔を取って椅子を並べるなど、工夫したところです。

スクールバスにつきましては、4月6日の開校式から、3台のバスを運行しております。約120名の子どもたちがバスで通うということで、17日までの2週間、職員と一緒に乗車し、安全確認等させていただいたところです。バスの待合所につきましては、安全面を考慮し、当初予定と3か所程度変更させていただきました。各待合所には、今までお世話になっておりました見守り隊の方や保護者の方もたくさん来ていただいております、地域の方に見守っていただいている様子が見られました。今後も引き続き見守っていただければありがたいと思っております。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。今ありましたように、地域の方に見守られながら登校しているという現状でございますし、これからも待合所については、保護者や地域の方のご意見もお聞きしながら、検証していきたいと思っております。

その他、何かありますか。

(相馬教育次長)

5月の教育委員会会議につきまして、26日(火)9時30分からでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前10時35分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 1 号

与謝野町社会教育委員の委嘱について

次の者を与謝野町社会教育委員に委嘱したいので、与謝野町社会教育委員に関する条例第 2 条により教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 2 7 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

氏 名	住 所 等	選出母体等	備 考
武田 民子	三河内	与謝野町婦人会	
安見 真一	加悦	与謝野町青少年育成会	
小池 有三	上山田	与謝野町体育協会	
安岡 孝子	幾地	与謝野町文化協会	
坪倉 正明	上山田	与謝野町社会福祉協議会	
森谷 秀博	江陽中学校長	与謝野町校園長会	新規
小林 豊	三河内小学校長	与謝野町校園長会	新規
堀井 健司	加悦奥	有識者（加悦地域）	
大泉 珠希	岩滝	有識者（岩滝地域）	
千賀 由香	三河内	有識者（野田川地域）	新規

委嘱期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日（2 年）

議案第 2 号

与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を与謝野町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、与謝野町立公民館条例第 5 条により教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 4 月 2 7 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

氏 名	住 所 等	選出母体等	備 考
武田 民子	三河内	与謝野町婦人会	
安見 真一	加悦	与謝野町青少年育成会	
小池 有三	上山田	与謝野町体育協会	
安岡 孝子	幾地	与謝野町文化協会	
坪倉 正明	上山田	与謝野町社会福祉協議会	
森谷 秀博	江陽中学校長	与謝野町校園長会	新規
小林 豊	三河内小学校長	与謝野町校園長会	新規
堀井 健司	加悦奥	有識者（加悦地域）	
大泉 珠希	岩滝	有識者（岩滝地域）	
千賀 由香	三河内	有識者（野田川地域）	新規

委嘱期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日（2 年）

議案第3号

与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について

次の者を与謝野町立図書館協議会委員に委嘱したいので、与謝野町立図書館条例（平成18年与謝野町条例第103号）第5条により、教育委員会の承認を求める。

令和2年4月27日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見定生

氏名	地域・所属	
小長谷 建	図書館利用者	下山田
水上 省悟	図書館利用者	弓木
森垣 英昭	図書館利用者	算所
三田 あゆ美	ボランティア (おはなし倶楽部よむよむ)	男山
千賀 ひとみ	図書館利用者	三河内
杉本 紀子	ボランティア(加悦読み聞かせ会)	明石
和田 マリ子	学校教育者(こども園長)	のだがわ子ども園
堀 弘安	学校教育者(小学校長)	加悦小学校
森谷 秀博	学校教育者(中学校長)	江陽中学校

委嘱期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)

議案第 4 号

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例第 13 条第 3 項により、次の者を与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員に委嘱する。

令和 2 年 4 月 27 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見定生

氏名		役職等	
学識経験者			
1	日向進	京都工芸繊維大学 名誉教授（日本建築史）	再任
2	宗田好史	京都府立大学 副学長（都市計画）	再任
関係地域を代表する者			
3	鳥垣壯司	与謝野町	再任
4	足立征男	与謝野町	新規
5	谷田久典	与謝野町	再任
6	藤田史郎	与謝野町	再任
7	上山高平	与謝野町	再任
8	奥野稔	加悦区長	再任

（任期）令和 4 年 3 月 31 日まで

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会 委員推薦者

(委員)

前任氏名	推薦者氏名	役職、説明
鳥垣壯司	鳥垣壯司	与謝野町字加悦 上之町
奥野稔	足立征男	与謝野町字加悦 花組
谷田久典	谷田久典	与謝野町字加悦 中市
藤田史郎	藤田史郎	与謝野町字加悦 下之町
上山高平	上山高平	与謝野町字加悦 橋本町

ちりめん街道を守り育てる会
会長 上山高平



議案第 5 号

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱第 3 条により、次の者を与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員に委嘱する。

令和 2 年 4 月 2 7 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩見定生

氏 名	住 所	備 考
小路田泰直	奈良市	奈良女子大学 副学長
宗田好史	京都市	京都府立大学 文学部 和食文化学科 教授
太田 互	与謝野町	与謝野町文化財保護委員会 会長
今井英之	与謝野町	与謝野町観光協会 会長
堀口卓也	与謝野町	与謝野町地域代表
安岡孝子	与謝野町	住民有志
今西藤美	与謝野町	住民有志
堀尾知弘	宮津市	住民有志
小池大介	与謝野町	与謝野町企画財政課長
谷口義明	与謝野町	与謝野町観光交流課長

提案理由

令和元年4月1日に改正が施行された文化財保護法に定められた文化財保存活用地域計画作成のために、与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱に基づき委員を委嘱するものである。

議案第 6 号

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討の諮問について

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱第 2 条により、与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討を諮問する。

令和 2 年 4 月 2 7 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩見定生

提案理由

令和元年4月1日に改正が施行された文化財保護法に定められた文化財保存活用地域計画作成のために、与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱に基づき与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会に計画作成検討を諮問するものである。

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱

与謝野町歴史文化基本構想等策定委員会設置要綱（平成 29 年与謝野町教育委員会告示第 11 号）の全部を改正する。

令和 2 年 4 月 1 日
与謝野町教育委員会告示第 9 号

（設置）

第 1 条 本町の文化財の保護及び保存と活用によるまちづくりを推進し、文化庁が示す文化財保存活用地域計画作成指針に基づき、その基本的な方針である与謝野町文化財保存活用地域計画（以下「文化財地域計画」という。）の作成に係る事項を協議するために、与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文化財地域計画作成に関する事。
- (2) その他文化財地域計画作成について必要な事項に関する事。

（組織）

第 3 条 検討協議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 文化財保護に関する者
- (3) 観光振興に関する者
- (4) 町民を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、与謝野町教育委員会教育長（以下「教育長」という）が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第 5 条 検討協議会に会長及び副会長の各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長があらかじめ指名する。
- 5 副会長は、会長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

(会議)

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 検討協議会の会議は、委員の過半数の出席をもってこれを開く。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(相談役)

第7条 文化財地域計画等の作成に関する各分野の専門的な知見を助言するために、与謝野町文化財保存活用地域計画作成相談役（以下「相談役」という。）を置くことができる。

2 相談役は、学識経験を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

3 相談役の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(調査委員)

第8条 文化財地域計画等の作成に関する各分野の資料の調査を行うため、与謝野町文化財保存活用地域計画作成調査委員（以下「調査委員」という。）を置くことができる。

2 調査委員は、学識経験を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

3 調査委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 検討協議会の庶務は、与謝野町教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年5月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年5月26日(火) 1日間 至 令和2年5月26日(火)				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員					
説明者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	総括指導主事	高岡 弘安	
	人事主事	新田 康弘			
署名委員	委員 岡田 三栄子		委員 樋口 潔		
その他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第8号 与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分の報告について 議案第7号 与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について ・ G I G Aスクール構想について ・ いじめが原因と疑われる重大事態について ・ 各種イベントの中止等について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年5月26日 午前9時30分から午前11時08分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第2回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部修正をお願いいたしました。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

新年度に入って以降も新型コロナウイルス感染症の地球規模での拡大が続き、私たちがこれまで経験したことのない状況となりました。委員の皆さまには、この間何度も臨時教育委員会会議をお世話になり、学校の臨時休業等につきましてご協議いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

4月16日に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に発令され、さらに京都府が特定警戒都道府県に指定されたことにより、当町の小・中学校につきましては、当初4月22日から5月6日までの間、臨時休業といたしました。またその際、学童保育につきましては特別保育を実施したところでございます。学童保育につきましては後ほど社会教育課長から詳細についてご報告させていただきますが、町民の皆さまにご理解いただき、少人数での学童保育が実施できました。

5月に入りましても収束が見込まれず、一旦は5月31日まで臨時休業を延長いたしま

したが、その後、徐々に感染者が減少したことに伴い国の緊急事態宣言が緩和され、京都府におきましても府立学校再開が宣言されました。そのため、本町におきましても、近隣市町とも連携した上で、5月21日（木）から小・中学校を再開するに至ったところでございます。21日（木）、22日（金）につきましては、小学校は午前中授業といたしましたが、全小・中学校において給食を実施いたしました。中学校におきましては、配慮しながら部活動も実施しております。

新学期が始まって児童生徒がようやく学校に慣れ始めた頃に臨時休業に入ったということで、ストレスを多く溜めているのではないかと考えております。各学校においては、電話や家庭訪問等を通じて、児童生徒の状況の掌握に努めて参りました。学習指導、部活動、また、中学校3年生の進路指導のことなどが気になっている保護者や子どもも多いのではないかと考えております。学校は再開いたしました。改めて各校長には、子どもたちの心のケアに重点を置いて指導してもらいたいということ、また、学習面におきましては、あまり詰め込みにならないよう、指導方法を工夫しながら学力の充実に努めてほしいということを示したところでございます。毎朝の検温や手洗い、マスクの着用等を徹底するとともに、3密を避け、新しい生活様式を取り入れた教育活動を展開していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

小・中学校の状況でございますが、今のところは順調で、大きな問題は生じていないと考えております。ただ、例年であればこの時期に、こども園では交通教室や親子遠足、小学校では田植えや校外学習、運動会、中学校では修学旅行や中学校体育連盟主催の大会等が実施されるのですが、今年度はすべて中止という状況になっております。

臨時休業に伴います授業時数の確保につきましては、1学期を7月31日までとし、2学期を8月20日にスタートさせることで対応したいと考えております。臨時休業によりまして、4月は6日間、5月は11日間、計17日間、授業日が短縮されています。夏季休業期間の短縮により、7月で7日間、8月で6日間、計13日間確保できます。残り4日分につきましては、どのように回復するか引き続き検討したいと思っております。現時点では、7時間授業や土曜日を授業日とすることは考えてはおりません。工夫しながら授業等を充実させて参りたいと思っております。

臨時休業期間中の取組といたしまして、KYTを活用し、家庭学習を支援するための動画配信を行いました。1回だけの放送ではなく、先の土曜日・日曜日にも再放送いたしました。また、教職員につきましては、短期間でしたが交代制による在宅勤務を実施いたしました。

今後の課題といたしましては、先ほども申しましたように、いわゆる授業時数をどう確保していくのかということ、さらには、学力の充実向上にどのように取り組むかということです。もちろん詰め込みではなく、主体的で対話的で深い学びをどのように身につけていくのかといったことが新学習指導要領では求められておりますので、指導方法の工夫改善を行っていかねばならないと考えております。また一方で、子どもたちの心のケアについても先生方にはお願いしております。中学校3年生に対しては進路指導もしっかりと行っていただきたいと思っておりますし、行事の精選も必要になってきます。授業時数の確保との関係の中で、修学旅行、体育祭、文化祭、運動会、中学校体育連盟主催の競技会などをどうしていくのかということが大きな課題になります。中学校3年生にとっては3年間の成果を発揮する場が少なくなっていますので、その思いをどう消化させてやるかと

いうことも考える必要があります。今後、協議を進めて参りたいと思っております。

教職員の働き方改革についてですが、部活動指導員は例年どおり3中学校に配置予定ですし、岩滝小学校には引き続きスクールサポートスタッフを配置しております。また、橋立中学校と岩滝小学校に心の居場所サポーターを配置しております。その他、各学校には多くの加配教員を配置しており、効果的な活用をお願いしているところです。電話の自動応答につきましては定着してきたと思っておりますが、今後とも教職員が時間を意識した勤務を続けていけるように努めて参りたいと思います。今年度も夏季休業期間中と冬季休業期間中に業務休止日を設定いたします。なお、学校におきましてもクールビズを実施しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

今回の臨時休業期間中に家庭学習支援動画を作成してみて、情報機器を活用した取組がこれからの教育活動に大きな影響を与えていくと感じております。今後、情報機器を活用した授業の在り方につきましても追求していかねばならないと思っております。

以上でございます。ご質問やご意見等がございましたらご発言いただきたいと思います。

(岡田委員)

学校が再開し、ようやく普段の生活が少し戻ってきました。子どもたちの登下校の様子を見られることがこれほどありがたいことかと思ひながら、ここ数日を過ごしております。一方で、加悦地域の小学校が再編し、新しい加悦小学校になって2週間しかたっていない大切な時期に学校が休業になってしまいましたので、子どもたちや先生方の様子が気になっております。学校の様子について教えていただければと思います。また、3密を避けるということで、学校では子どもたちの間隔をあけたり、マスクを着用させたりといった取組をしていただいていると思います。検温は家庭で行っていただくものだとは思いますが、もし測ってこない子があつた場合は、学校で対応していただいているのでしょうか。

(高岡総括指導主事)

加悦小学校につきましては、不登校傾向の児童もおりますので、臨時休業明けに登校ができなくなるのではないかと心配していたのですが、今のところ、欠席者はないと聞いております。加悦小学校に限らず、長い休業期間でしたので、家庭生活の中で子どもたちも様々なストレスを溜めていると考えられます。各学校に対しましては、再度の学級開きという気持ちで、担任との信頼関係の構築や子ども同士の関係の構築を仕切り直してほしいと指示いたしました。教育長からもありましたように、各学校とも授業時間数の回復につきましても、数字的には賄えると思いますが、今後の新型コロナウイルスの第2波、第3波も想定しながら、教育課程の工夫など、様々な面でご苦労いただいているところです。

(柴田学校教育課長)

加悦小学校のスクールバスによる登下校についてですが、当初2週間ほどは、私も含めて職員がスクールバスに同乗しておりました。その中で、当初は登校する際に母親と離れがたくて、バス停で母親の足にしがみついているような児童もいましたが、2週間の間に1人で乗れるようになって安心していました。学校が休業になって期間があいたことで、また同じような状態になっていないかと心配していたのですが、先生方に聞いているとそういうことはないということですので、安心したところでございます。

(高岡総括指導主事)

臨時休業期間中におきましては、各学校とも気になる家庭に電話をしたり、感染防止に工夫しながら家庭訪問をしたりして状況を把握しておりました。また、学校再開後に子どもたちの心の状況についてアンケートをとった学校もございます。アンケートのサンプルはすべての小・中学校に情報提供しておりますので、今後も活用してもらえればと思っております。現時点では小学校1校、中学校1校で実施したと報告を受けております。

(樋口委員)

先ほど説明のありました心の居場所サポーターについてももう少し詳しく教えてください。岩滝小学校と橋立中学校のみということですが、例えば、他の学校に対象となる子どもがいた場合はどのように対応されるのか等について教えていただければと思います。

(新田人事主事)

心の居場所サポーターにつきましては、主として不登校傾向の子や教室に入りにくい子への支援にあたっていただいております。京都府から時間数が割り当てられており、元教員の方に橋立中学校に週14時間、岩滝小学校に週4時間、勤務していただいております。

他校につきましては、町の単費措置による心の相談員を加悦中学校、江陽中学校に配置しておりますし、全中学校にスクールカウンセラーを配置しております。そうした方々と連携しながら、主として養護教諭や生徒指導担当の教員が該当児童生徒の対応にあたっているところです。

(高岡総括指導主事)

スクールカウンセラーにつきましては、3中学校に1名ずつ専門的な力量を持っておられる臨床心理士を配置しております。中学校配置のスクールカウンセラーが、各中学校区の小学校も担当していただいているところです。教育相談や、不登校傾向の子どもたちや心にいろいろな悩みを持っている子どもたちのカウンセリング、教員のカウンセリングや指導助言等にあたっていただいております。なお、府教育委員会からは、今回の臨時休業の長期化に伴い、不安定な状況になっている児童生徒も多いだろうということで、7月31日までの期間、派遣回数を増やす予定であると報告を受けております。

(柴田学校教育課長)

それ以外にも、町単費の支援員といたしまして、小学校に16名、町立の中学校に4名、橋立中学校に3名、計23名を配置し、児童生徒の支援にあたっていただいております。

(樋口委員)

内容はよくわかりました。ただ、各小・中学校間に差があってはいけないという基本的な考えに立ちますと、スクールカウンセラーや養護教諭等に加えて、2校にのみ心の居場所サポーターを配置する必要性はどのように考えればよいでしょうか。ご説明のとおり、各学校においてももちろんしっかりとケアや配慮が行われていると思いますが、例えば、他校においてその方のお力をお借りしたい場合は対応していただけるのでしょうか。

(新田人事主事)

配置する学校につきましては町教育委員会事務局で決めております。全校に配置していただければありがたいのですが、京都府から配置される時間数の割り当てがありますので、不登校児童生徒の状況等を勘案して配置させていただいているところですので、ご理解いただきたいと思います。

(酒井委員)

3点ご配慮いただきたいと思いますことについてお願いしたいと思います。

1点目は、今のところ世間ではあまり問題になっていませんが、マスクの衛生面についてです。おそらく学校では常にマスクをするようにと指導されていると思うのですが、マスク不足の状態がまだ続いていますので、私たち大人でもマスクを1日で使い捨てにする方はあまりいないと思います。もちろん一義的には家庭で管理をされるべきことですが、直接口につける物ですので、何日も同じマスクを使っている子がいないかと心配しております。衛生面のことがかなり気になりますので、学校においても気に留めていただき、配慮していただければと思っております。

2点目は、長期間休みがあり、家にいる時間が長かった分、世間ではSNS等を通じての問題事象や事件が増えたように聞き及びます。特に中学生ぐらいになりますと、自宅で携帯電話等に触れる機会は多かったと思います。SNS等を通してのいじめや人間関係のこじれなどがなかったかと心配をしております。学校の方でどこまで把握等できるかということもあるのですが、そのあたりについても配慮が必要ではないかと思いました。

3点目は、先ほどお話のありました1学期の延長・2学期を早く始めるという方針や行事の精選等を含めまして、こうした情報は少しでも早く周知していただいた方が良いのではないかと思います。正式に決定したのであれば、速やかに情報提供していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(塩見教育長)

1点目のマスクの衛生面の件につきましては、各学校に指導したいと思います。

2点目につきましては、委員ご指摘のとおり、私も懸念しているところです。なかなか表には出てこないことが多いのですが、スマホなどの情報機器を使つての嫌がらせなどはあるのではないかと心配しております。先ほど申し上げましたように、アンケートをとったり、また、いつも申しておりますように、教員のいわゆる感性を研ぎ澄ませて、把握して参りたいと思っております。

3点目につきましては、行事をどこまで精選できるのかということが今後の状況にもよりますので明確にしにくいところがありますが、子どもたちの気持ちも汲みながら検討し、早めに情報提供して参りたいと思います。なお、夏季休業期間の短縮につきましては、学校から管理運営規則に基づいた申請を受け、すでに承認しておりますので、各学校から保護者等には連絡がいつているものと思っております。

(高岡総括指導主事)

昨日の段階で、各学校からすべての保護者にお知らせをしております。ホームページに掲載している学校もございますので、承知いただいていると思います。

(佐々木委員)

夏季休業期間の短縮については昨日子どもが学校からのお便りを持って帰ってきました。

この間の子どもの状況についてですが、先週から学校が始まり、1日目、2日目は午前中授業ではありましたが、疲れた様子が見受けられました。徐々に慣れていってくれたらよいかと思っております。また、K Y Tで放送された家庭学習支援動画につきましては、私も子どもと一緒に拝見したのですが、子どもたちは興味をもって観ていました。特に自分の学年分については、ちゃんと教科書も開きながら、すごく熱心に観ていました。良い取組であったと思います。

(樋口委員)

夏季休業期間の短縮について、子どもたちや保護者にはお伝えされたということですが、一般の方への周知はどのように考えておられますか。臨時休業期間中に、地域の方で小・中学生のお子さんがいらっしゃらない方から「学校はいつから始まるのですか。」と聞かれたことがあります。通学時の支援などで学校に関わっておられる方には確実にご連絡されていると思うのですが、それ以外の方でも気にされている方もいらっしゃると思いますので、地域で子どもを育てていただくという観点からも、お知らせいただく方法を考えていただければと思います。

(塩見教育長)

ありがとうございます。検討させていただきます。

次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

それでは、議案第8号「与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、提案理由等について新田人事主事が説明いたします。

(新田人事主事より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(酒井委員)

第2条第2項に、「通常予見することのできない業務量」とありますが、具体的にどのようなことが該当するのでしょうか。内容的に大きな事でないのに該当するとなると、先生方の労働時間がどんどん増えてしまうと思います。例えば、災害が起こった時に何かしなければいけない場合や、放課後に生徒の指導等で対応しなければならなくなった場合などが該当するのでしょうか。

(新田人事主事)

委員ご指摘のとおり、突発的な生徒指導事象や災害等への対応などが該当すると考えております。

(塩見教育長)

それでは、「議案第8号 与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第8号 与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

まずはじめに、「専決処分の報告について」、柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長より専決報告の資料に基づき説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、専決処分をいたしました、議案第7号「与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について」、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、よって、議案第7号「与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について」の専決処分については、承認されました。

次に、「G I G Aスクール構想について」、柴田学校教育課長が報告いたします。

(柴田学校教育課長)

G I G Aスクール構想とは、文部科学省の説明によりますと、「児童生徒向けの1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びや創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想」です。昨年12月に文部科学省が打ち出したのですが、今年4月7日に文部科学大臣が記者会見で、「新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、G I G Aスクール構想を早期実現するための支援などを積極的に推進する。」と表明されました。この結果、当初は令和5年度までにすべての環境整備を行うとされていた1人1台の端末整備につきましても、国の補正予算ですべての環境を整える補助財源が計上されましたので、各自治体におきましても、国の補助を受けて整備するためには、本年度に

整備を計画することが必要となりました。

文部科学省によりますと、「Society 5.0 時代に生きる子どもたちにとって、PC 端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテム」であり、「1 人 1 台端末環境は、もはや令和の時代における学校のスタンダードであり、これまでの我が国の 150 年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端の ICT 教育を取り入れ、これまでの実践と ICT とのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わる。」「この新たな教育の技術革新は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げられる。」とされております。

事業費につきましては、情報通信ネットワーク環境施設整備、主に LAN 工事を 6 月補正予算で、情報機器整備として児童生徒及び教職員 1 人 1 台タブレットの整備費を 9 月補正予算で計上する予定でございます。なお、タブレットにつきましては、京都府と府内市町村の共同調達を計画しております。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

テレビ等でも報道されておりましたので、与謝野町でも整備されるのだろうと思っておりました。計画どおり予算が可決した場合、実際にはいつ頃から使用できるようになるのですか。

(柴田学校教育課長)

今年度中に整備する計画を立てておりますが、LAN 整備につきましては工事の状況等によって、また、タブレットにつきましては、全国一斉に各市町村が本事業に取り組みますので、発注が集中すると機器不足が生じるなどして、次年度に繰り越すこともあり得るかと思っております。

(塩見教育長)

教員の力量もあげていく必要があります。今回の長期にわたる臨時休業で、必要性につきましては十分共通認識されたと思っております。

(酒井委員)

運用後の話になりますが、タブレットは児童生徒 1 人に 1 台貸し出すという形になるのでしょうか。その場合、児童生徒はタブレットを自由に家に持ち帰れるのでしょうか。あるいは授業にのみ活用されるのでしょうか。

(相馬教育次長)

家庭学習においても活用するというのであれば、学習以外の活用ができないようにする等のセキュリティをかけることはできますので、持ち帰ることも可能です。インターネットが繋がらなくても、ハードディスク上に家庭学習の教材を保存しておけば活用でき

と考えております。ただし、インターネットへの接続を前提としてしまいますと、家庭のネット環境によって差異が生じますので、当面はネット接続を前提としない活用が主になると考えております。

(酒井委員)

文部科学省が前倒しでの整備を進めようとしている背景としては、オンライン学習を想定されているのだと思いますが、当然、家庭によってネット環境が異なりますので、そのあたりで、文部科学省の意図していることが果たして可能なのかと気になっています。

(相馬教育次長)

国においては、ネット環境のない家庭にインターネットに接続するための機器を貸し出す費用の支援も検討されているとのことですが、かなりの通信料が必要となります。タブレットを持ち帰ることで、毎日のようにオンライン授業ができるかという点、財政的には厳しいと考えられますので、どの程度、家庭での学習の支援ができるかにつきましては、今後の国の動向もみながらということになるかと思っております。

(塩見教育長)

次に、「いじめが原因と疑われる重大事態について」、相馬教育次長が報告いたします。

(相馬教育次長より説明)

※児童生徒の個人情報にかかる内容のため質疑等含め非公開

(塩見教育長)

次に、「各種イベントの中止等について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長)

よさの大江山登山マラソンにつきましては、今年度は中止と決定されました。また、与謝野町蕪村顕彰全国俳句大会につきましては、内容を少し変更して開催いたします。具体的には、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮いたしまして、例年11月末頃の日曜日に開催しております表彰式や講演など人が集まる内容については取りやめ、俳句を募集して審査を行い、句集を作成することとしたいと思っております。児童生徒対象の「令和のBuson俳句大賞」も実施いたします。例年は、全小・中学校、高校で俳句教室を実施した上で、投句していただいているのですが、今年度は授業時数のこともありますので、取り組んでいただける学校があればお願いするという形で進めていきたいと思っております。

その他のイベントにつきましてはその時々状況を見て判断していくことになると思っております。なお、公民館の事業につきましては、公民館連絡協議会において、6月末までは活動を自粛することとされております。7月以降につきましては、改めて公民館連絡協議会で検討いただくことになっております。

最後に、教育長からもございましたが、学校休業中の学童保育について報告させていただきます。通常学童保育の利用につきましては、今年度は6か所で178名の方を受け付けておりますが、4月27日からは利用者を限定した特別保育をスタートさせていただきます。

きました。27日時点で30名の申し込みをいただいておりますが、実際に27日に受け入れた児童は18名でした。5月20日まで特別保育を実施いたしましたが、20日時点での申込者は61名でした。休業期間が長期に及びましたので、少しずつ増えて参りました。最終日の20日には41名を受け入れております。保護者の方にはできるだけご家庭でみていただくようお願いさせていただいたところですが、多くの方にご理解をいただいた結果であると思っております。5月21日以降は通常の保育に戻っております。21日に3か所参観いたしましたところ、申込者の3分の2程度の出席率でございました。

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

続きまして、日程第7「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(相馬教育次長)

6月の教育委員会につきましては、6月議会の日程との調整が必要となりますが、現時点では29日(月)の9時30分からご予約いただきますよう、お願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

午前11時08分 終了

教育長

委員

委員

書記

(専決処分報告)

議案第7号

与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について

このことについて、緊急処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により5月15日付で専決処分しましたので、同規則第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年5月26日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見 定生

専決処分

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年3月1日教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正することを専決処分する。

令和2年5月15日

与謝野町長教育委員会
教育長 塩見定生

与謝野町教育委員会規則第4号

与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

与謝野町奨学資金貸与条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第6条第2項の規定による貸与申請に係る答申の時期は、別に定める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第6条に規定する貸与の申請は、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日の翌日から貸与を受けようとする年度の末日までにおいて行うことができる。

第8条の次に次の1条を加える。

（第6条第2項の規定により貸与の申請をした者に係る貸与の始期）

第8条の2 第6条第2項の規定により貸与の申請をした者で第7条の規定による奨学資金貸与の決定通知を受けた者に係る貸与の始期は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の前年度の3月1日から貸与を受けようとする年度の9月30日までにした場合
貸与を受けようとする年度の4月
- (2) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の10月1日から当該年度の3月31日までにした場合
貸与を受けようとする年度の10月

第9条中「前条」を「第8条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

様式第2号を別紙のように改める。

附 則

この規則は、令和2年5月15日から施行する。

与謝野町奨学資金貸与条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第25号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○与謝野町奨学資金貸与条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月1日 教育委員会規則第25号</p> <p>改正 平成24年12月27日教委規則第7号 平成27年3月25日教委規則第3号 平成30年10月31日教委規則第7号 令和元年10月28日教委規則第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、与謝野町奨学資金貸与条例(平成18年与謝野町条例第98号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査委員会の組織等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の与謝野町奨学資金貸与審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員長には、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の教育長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 審査委員会は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する者をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>(審査委員会の会議)</p>	<p>○与謝野町奨学資金貸与条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月1日 教育委員会規則第25号</p> <p>改正 平成24年12月27日教委規則第7号 平成27年3月25日教委規則第3号 平成30年10月31日教委規則第7号 令和元年10月28日教委規則第4号 <u>令和2年5月15日教委規則第4号</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、与謝野町奨学資金貸与条例(平成18年与謝野町条例第98号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査委員会の組織等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の与謝野町奨学資金貸与審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員長には、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の教育長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 審査委員会は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する者をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>(審査委員会の会議)</p>

第3条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、4人以上の審査委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会は、町長の諮問事項について審査し、3月末日までに審査結果を答申しなければならない。

(書記)

第4条 審査委員会に書記を置き、教育委員会事務局の職員の中から教育委員会の教育長が任命する。

- 2 書記は、審査委員会の庶務に従事する。

(住所の認定)

第5条 条例第4条に規定する住所は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づいて認定するものとする。ただし、修学のため一時的に他の市町村に居住しているものについては、その実情により認定する。

(貸与の申請手続)

第6条 条例第6条に規定する貸与の申請は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日までに、奨学資金貸与申請書(様式第1号)に推薦調書(様式第1号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

第3条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、4人以上の審査委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会は、町長の諮問事項について審査し、3月末日までに審査結果を答申しなければならない。ただし、第6条第2項の規定による貸与申請に係る答申の時期は、別に定める。

(書記)

第4条 審査委員会に書記を置き、教育委員会事務局の職員の中から教育委員会の教育長が任命する。

- 2 書記は、審査委員会の庶務に従事する。

(住所の認定)

第5条 条例第4条に規定する住所は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づいて認定するものとする。ただし、修学のため一時的に他の市町村に居住しているものについては、その実情により認定する。

(貸与の申請手続)

第6条 条例第6条に規定する貸与の申請は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日までに、奨学資金貸与申請書(様式第1号)に推薦調書(様式第1号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第6条に規定する貸与の申請は、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日の翌日から貸与を受けようとする年度の末日まで

(貸与の決定通知)

第7条 条例第7条の規定による通知は、奨学資金貸与決定通知書(様式第2号)又は奨学資金貸与不採択通知書(様式第3号)によって行う。

(貸与の手続)

第8条 奨学資金貸与の決定通知を受けた者は、奨学資金交付申請書(様式第4号)に誓約書(兼同意書)(様式第4号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、連帯保証人2人の保証を要するものとする。

3 前項の連帯保証人は、親権者又は後見人及び国内に居住する成年者で、独立の生計を営んでいる身元確実な者でなければならない。

4 第2項の連帯保証人は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、町内に住所を有する連帯保証人で、閲覧の同意を得た場合はこの限りでない。

(1) 住民票の写し

(2) 所得証明書

において行うことができる。

(貸与の決定通知)

第7条 条例第7条の規定による通知は、奨学資金貸与決定通知書(様式第2号)又は奨学資金貸与不採択通知書(様式第3号)によって行う。

(貸与の手続)

第8条 奨学資金貸与の決定通知を受けた者は、奨学資金交付申請書(様式第4号)に誓約書(兼同意書)(様式第4号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、連帯保証人2人の保証を要するものとする。

3 前項の連帯保証人は、親権者又は後見人及び国内に居住する成年者で、独立の生計を営んでいる身元確実な者でなければならない。

4 第2項の連帯保証人は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、町内に住所を有する連帯保証人で、閲覧の同意を得た場合はこの限りでない。

(1) 住民票の写し

(2) 所得証明書

(第6条第2項の規定により貸与の申請をした者に係る貸与の始期)

第8条の2 第6条第2項の貸与の申請をした者で第7条の規定による奨学資金貸与の決定通知を受けた者に係る貸与の始期は

(貸与の時期)

第9条 奨学資金は、前条の申請に基づき5月、7月、10月及び1月にその月を含む3箇月分を貸与する。

(届出の義務)

第10条 奨学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所を移転したとき。
- (2) 退学、停学又は休学等により修学しなくなったとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 奨学資金の貸与を辞退するとき。

(貸与の取消し)

第11条 条例第8条の規定により、貸与の決定を取り消したときは、奨学資金貸与取消通知書(様式第5号)により被貸与者に通知しなければならない。

、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の前年度の3月1日から貸与を受けようとする年度の9月30日までにした場合 貸与を受けようとする年度の4月

(2) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の10月1日から当該年度の3月31日までにした場合 貸与を受けようとする年度の10月

(貸与の時期)

第9条 奨学資金は、**第8条**の申請に基づき5月、7月、10月及び1月にその月を含む3箇月分を貸与する。ただし、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(届出の義務)

第10条 奨学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所を移転したとき。
- (2) 退学、停学又は休学等により修学しなくなったとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 奨学資金の貸与を辞退するとき。

(貸与の取消し)

第11条 条例第8条の規定により、貸与の決定を取り消したときは、奨学資金貸与取消通知書(様式第5号)により被貸与者に通知しなければならない。

(償還)

第12条 条例第9条の規定により奨学資金を償還するときは、償還の始期までに奨学資金償還届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 奨学資金の償還は、与謝野町債権管理条例(平成25年与謝野町条例第36号)及び与謝野町財務規則(平成18年与謝野町規則第36号)に規定するところによるものとする。

(記録管理)

第13条 奨学資金を貸与したとき、又は償還されたとき、若しくは貸与を取り消したとき、その他必要な事項は、奨学資金貸与及び償還台帳(様式第7号)により適正に記録管理しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町奨学資金貸与条例施行規則(昭和49年加悦町規則第7号)又は野田川町奨学資金貸与条例施行規則(昭和47年野田川町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(償還)

第12条 条例第9条の規定により奨学資金を償還するときは、償還の始期までに奨学資金償還届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 奨学資金の償還は、与謝野町債権管理条例(平成25年与謝野町条例第36号)及び与謝野町財務規則(平成18年与謝野町規則第36号)に規定するところによるものとする。

(記録管理)

第13条 奨学資金を貸与したとき、又は償還されたとき、若しくは貸与を取り消したとき、その他必要な事項は、奨学資金貸与及び償還台帳(様式第7号)により適正に記録管理しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町奨学資金貸与条例施行規則(昭和49年加悦町規則第7号)又は野田川町奨学資金貸与条例施行規則(昭和47年野田川町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年12月27日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日教委規則第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は適用せず、改正前の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成30年10月31日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月28日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月27日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日教委規則第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は適用せず、改正前の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成30年10月31日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月28日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月15日教委規則第4号)
この規則は、令和2年5月15日から施行する。

○与謝野町奨学資金貸与条例施行規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第25号

改正 平成24年12月27日教委規則第7号

平成27年3月25日教委規則第3号

平成30年10月31日教委規則第7号

令和2年5月15日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町奨学資金貸与条例（平成18年与謝野町条例第98号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の組織等)

第2条 条例第2条第1項の与謝野町奨学資金貸与審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員長には、与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長の職にある者をもって充てる。

2 審査委員会は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する者をあらかじめ定めておかなければならない。

(審査委員会の会議)

第3条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、4人以上の審査委員が出席しなければ開くことができない。

3 審査委員会は、町長の諮問事項について審査し、3月末日までに審査結果を答申しなければならない。ただし、第6条第2項の規定による貸与申請に係る答申の時期は、別に定める。

(書記)

第4条 審査委員会に書記を置き、教育委員会事務局の職員の中から教育委員会の教育長が任命する。

2 書記は、審査委員会の庶務に従事する。

(住所の認定)

第5条 条例第4条に規定する住所は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づいて認定するものとする。ただし、修学のため一時的に他の市町村に居住しているものについては、その実情により認定する。

(貸与の申請手続)

第6条 条例第6条に規定する貸与の申請は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日までに、奨学資金貸与申請書(様式第1号)に推薦調書(様式第1号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条に規定する貸与の申請は、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日の翌日から貸与を受けようとする年度の末日までに行うことができる。

(貸与の決定通知)

第7条 条例第7条の規定による通知は、奨学資金貸与決定通知書(様式第2号)又は奨学資金貸与不採択通知書(様式第3号)によって行う。

(貸与の手続)

第8条 奨学資金貸与の決定通知を受けた者は、奨学資金交付申請書(様式第4号)に誓約書(兼同意書)(様式第4号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するときは、連帯保証人2人の保証を要するものとする。
- 3 前項の連帯保証人は、親権者又は後見人及び国内に居住する成年者で、独立の生計を営んでいる身元確実な者でなければならない。
- 4 第2項の連帯保証人は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、町内に住所を有する連帯保証人で、閲覧の同意を得た場合はこの限りでない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 所得証明書

(第6条第2項の規定により貸与の申請をした者に係る貸与の始期)

第8条の2 第6条第2項の規定により貸与の申請をした者で第7条の規定による奨学資金貸与の決定通知を受けた者に係る貸与の始期は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の前年度の3月1日から貸与を受けようとする年度の9月30日までにした場合 貸与を受けようとする年度の4月
- (2) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の10月1日から当該年度の3月31日までにした場合 貸与を受けようとする年度の10月

(貸与の時期)

第9条 奨学資金は、第8条の申請に基づき5月、7月、10月及び1月にその月を含む3箇月分を貸与する。ただし、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(届出の義務)

第10条 奨学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所を移転したとき。
- (2) 退学、停学又は休学等により修学しなくなったとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 奨学資金の貸与を辞退するとき。

(貸与の取消し)

第11条 条例第8条の規定により、貸与の決定を取り消したときは、奨学資金貸与取消通知書(様式第5号)により被貸与者に通知しなければならない。

(償還)

第12条 条例第9条の規定により奨学資金を償還するときは、償還の始期までに奨学資金償還届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 奨学資金の償還は、与謝野町債権管理条例(平成25年与謝野町条例第36号)及び与謝野町財務規則(平成18年与謝野町規則第36号)に規定するところによるものとする。

(記録管理)

第13条 奨学資金を貸与したとき、又は償還されたとき、若しくは貸与を取り消したとき、その他必要な事項は、奨学資金貸与及び償還台帳(様式第7号)により適正に記録管理しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町奨学資金貸与条例施行規則(昭和

49年加悦町規則第7号)又は野田川町奨学資金貸与条例施行規則(昭和47年野田川町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年12月27日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日教委規則第3号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は適用せず、改正前の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成30年10月31日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月15日教委規則第4号)

この規則は、令和2年5月15日から施行する。

議案第 8 号

与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
の制定について

与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を別紙
のように定める。

令和 2 年 5 月 2 6 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

提案理由

職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号）第 37 条の 5 の規定に
基づき、国の指針を踏まえ与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に
関し必要な事項について、新たに規則として定めるものである。

与謝野町教育委員会規則第 号

与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）第37条の5の規定により、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）を踏まえ、与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限)

第2条 与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（祝日法に基づく休日及び年末年始の休日並びに条例第18条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める日及び同項後段に規定する人事委員会規則で定める日（それぞれ代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

教育委員会会議録

令和2年6月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会議・区分	
				定例会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相馬直子	
会議日程	自 令和2年6月29日(月) 1日間 至 令和2年6月29日(月)				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員					
説明者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	社会教育課課長補佐	大江 聡	
	総括指導主事	高岡 弘安	人事主事	新田 康弘	
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代		
その他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第9号 与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト 支援事業交付金交付要綱の制定について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育職員の勤務時間の上限に関する方針(案)について
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例施行規則の一部改正について ・ 野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会の開催について ・ 学校給食センター建設候補地の選定について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年6月29日 午前9時30分から午前10時35分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第3回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

(塩見教育長)

それでは、本会議終了後に、署名をお願いします。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

5月21日に学校が再開され、1か月あまりが経過いたしました。近畿地方は6月10日に梅雨入りし、その後、大雨警報が発令された日もございましたが、大きな被害もなく、現在に至っております。

今年度は、授業時数の確保のため、夏季休業を短縮いたします。1学期は7月31日まで、2学期は8月20日からスタートいたしますので、夏季休業は19日間となります。今年は暑い夏が予想される中、感染予防のマスク着用とも関連し、熱中症対策にも配慮しておく必要があると思っております。幸いにも各校とも昨年度にエアコンを設置しておりますので、校舎内での対応は可能であろうと思っておりますが、登下校における配慮は必要です。

6月1日から府外等への往来が緩和されてきたということで、全国的には気になる状況もみられますが、いわゆる with コロナ社会における新しい生活様式が今後は当たり前になっていくのではないかと思います。学校におきましても新しい生活様式に沿った取組を行っていくよう指導して参りたいと考えております。

学校等の状況についてですが、再開後、徐々にではありますが、教育活動を広げていっ

ております。小学校では、田植えを経験したり、婦人会との連携で花植えをしたり、野菜植えをしたり、また、小学校低学年の生活科における町探検、避難訓練、授業参観なども実施しております。中学校では、中間テストが先日実施されましたし、校外体験学習として地域に出向いての体験活動や各中学校における公立・私立の高校説明会も実施されたと聞いております。生徒会活動も活発に行われておりますし、部活動も再開し、中間テスト後には週休日の練習や練習試合なども許可しておりますが、先ほども申しあげましたように、新しい生活様式に配慮しながら取り組んでいるところです。

今後の検討課題といたしましては、学習保障と学校生活の充実です。修学旅行や学校行事、部活動における対外試合をどうしていくのか等を考えていかなければならないと思っております。従来どおりの形では難しいと思いますが、たった1回しかない義務教育の時期ですので、学校と連携しながら充実させて参りたいと思っております。

また、小学校6年生と中学校3年生の進路指導も気になるところです。特に中学校3年生につきましては、8月上旬に実施される各高校での体験学習等に参加しながら進路を決めていくこととなります。7月後半には各中学校において進路面談を開催する予定となっておりますので、引き続き進路指導の充実に努めて参りたいと思っております。

社会教育施設の再開状況につきましては、後ほど植田社会教育課長が報告いたします。

その他、教職員の働き方改革の推進状況につきましては、今までどおり1か月の時間外勤務時間が80時間を超えた教職員に対して校長ヒアリングを実施し、勤務時間の縮減を図って参りたいと思っております。学校休止日は例年同様、夏季休業期間中は8月10日から16日、冬季休業期間中は12月26日から1月4日の計15日間設定しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。私からの報告は以上とさせていただきます、引き続き、植田社会教育課長から報告いたします。

(植田社会教育課長)

社会教育施設につきましては、6月1日から利用を再開し、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら運営しております。公民館と社会体育施設等につきましては、それぞれガイドラインを作成し、ガイドラインに基づいた施設運営をしております。利用人数につきましては、定員の半数か国が定める上限の人数の少ない方を推奨しております。また、利用にあたりましては、チェックリストによる自己診断、可能な範囲での短時間の利用、来館記録表の記入をお願いしておりますし、施設による可能な範囲での消毒の実施に加え、利用者にも消毒をお願いしているところです。

先ほど申しあげました国のガイドラインにおける利用人数の上限は、6月16日までは屋内100人、屋外200人。7月10日までは屋内・外とも1,000人、7月10日以降は屋内・外とも最大で5,000人とされております。例えば、知遊館あじさいホールの場合、約300人定員ですので、定員の半数だと約150人となるのですが、6月19日まででは屋内の上限は100人ですので、100人を上限として運営し、6月19日以降は約150人を上限として運用しているという状況です。

図書館におきましてもガイドラインを作成してございまして、ガイドラインに基づいて運営しているところです。6月18日まではできるだけ1時間以内での利用をお願いするとともに、閲覧席の撤去や新聞・雑誌の配架の中止、コピーサービス等の中止、AV、ビデオやDVDの閲覧中止を行ってございました。来館者には来館記録の記載をお願いし、発熱

等がある方には来館自粛をお願いしておりました。また、1回あたりの貸し出し冊数につきましては、従来は10冊までで期間は2週間としておりましたが、この間は、一人20冊までで期間は4週間に変更しておりました。6月19日からはこの運用を一部緩和し、利用時間は2時間までとし、閲覧席については席の間隔をあけて利用可といたしました。新聞・雑誌等の配架、コピーサービスも再開しております。

公共施設の利用につきましては3か月前から予約できますが、4月8日時点、4・5・6月の予約は827件ございました。4月13日から休館いたしましたので、すべてお断りしております。かなり影響があったのではないかと考えております。

(塩見教育長)

何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(岡田委員)

学校も再開され、授業参観なども行われていることには少し安堵しておりますが、テレビの報道などを観ていますと、子どもたちが触ったところを先生方が消毒しておられたりと、これまで以上に先生方に負担がかかっているのではないかと思います。学校における困りごとや子どもたちが家庭環境等で困り感を感じていることがあれば教えてください。

(高岡総括指導主事)

学校の休業期間中、基本的には子どもたちは家に居るわけですが、外で友だちと遊ぶ中で、他校の子どもたちとのトラブルがあったと数件報告を受けております。すでに学校においてきちんと対応や指導をしていただいております。また、休業期間が長かったことから、再開後、低学年の子どもたちの中には登校を渋っている子が何人かおまして、先生方が迎えに行ったりしていたという事例がございました。

消毒液等につきましては、町から配布しておりますので、適宜、学校において消毒を行っております。また、非接触型体温計も教育委員会で購入し、各校一つずつではありますが整備して、家庭で検温してきていない子については随時学校で検温しております。さらに、各学校の希望によりフェイスシールドについても各校10枚程度配ったのですが、学校が希望するなら作ってあげようという団体がございまして、現在、見本を作っているところです。

(塩見教育長)

各学校におきましては再開後、児童生徒にアンケートをとっておりますし、出欠確認調査も実施しております。学校に登校しにくい子や生活リズムの乱れた子に対して丁寧に指導をしているところです。

(樋口委員)

児童生徒の登校渋り等の状況について、もう少し説明をお願いいたします。

(高岡総括指導主事)

以前から不登校傾向で学校に登校できていなかった、あるいは登校しにくい状況にあつ

た子について、登校できていない、あるいは登校しにくいという状況が続いている子は何名かいますが、学校休業が長期化したことが原因で登校できていない状況はほとんどございません。

(佐々木委員)

子どもにはしっかり睡眠も取らせて学校に行かせているのですが、授業中もマスクをずっと着用しているので、先日、学校で、頭が痛くなって、目が見えにくくなるなど、貧血や熱中症のような症状になったと聞きました。学校においても熱中症対策も考慮して、「時々マスクを外してもいいよ。」といった指導もしていただければと思います。

(高岡総括指導主事)

登下校中については、文部科学省や厚生労働省等の指導も受けて、暑い日などはマスクを外しても良いという指導をしていますし、体育の授業では外しています。熱中症を気にしながら、授業時間であってもマスクを外させるなど、対策を行うよう指導して参りたいと思います。

先日、テレビを観ておりますと、マスクで顔や表情が見えないことによって不安定な状況になる子もいると報道されておりました。一つの試みとして、加悦中学校においては英語の授業において、口もとが透明になったマスクを活用しております。様々に工夫をしながら対応して参りたいと思います。

(塩見教育長)

佐々木委員がおっしゃったように、私も熱中症についてはかなり気にしております。今後とも、こまめに水分補給をさせるなど配慮するよう、指導して参りたいと思います。

(樋口委員)

私もマスクをしたまま運動したりすることがあるのですが、薄手のマスクでもかなり厳しいです。「子どもたちと一緒に運動等する場合は、これまでよりもメニューを3分の1程度に減らさないといけないね。」と話されている方もいらっしゃいました。もちろん各学校では十分配慮されていると思いますが、何かがあってからでは遅いので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(塩見教育長)

最後に一点ご報告ですが、8月1日、2日に丹後ブロック中学校総合体育大会が開催される予定です。中学校3年生の部活動の総仕上げという形で対外試合が開催されますので、正式に決まりましたら委員にもご連絡させていただきたいと思います。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

議案第9号「与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の制定について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

現在は何も活動していなくて、この事業を機に団体等を立ち上げて実施したいという場合でも対象になりますか。また、一つの団体が複数の事業をしたいという場合は事業ごとに認めてもらえるのですか。それとも、一団体につき一申請となるのでしょうか。

(植田社会教育課長)

複数の事業を実施される場合でも一団体上限20万円の範囲での補助と考えております。この事業のために団体を立ち上げたり、企画をしていただいたりした場合でも対象とさせていただきます。

(岡田委員)

幅広く募集をして、補助対象とするかどうかは7月31日に締め切った後に審査するということですか。

(植田社会教育課長)

審査させていただき、予算額の範囲内で補助金額を調整させていただくことになります。

(酒井委員)

いろいろと子どもたちの活動が制限されている状態ですから、こうした事業は良いと思うのですが、どういう経過で事業化されたのでしょうか。具体的にそうした取組を実施したいという団体等があるのでしょうか。

(植田社会教育課長)

新型コロナウイルス感染症の関係で、この3か月ほど、子どもたちの体験活動がほとんど実施できていない状態です。社会教育課の既決予算においても、公民館活動などで同様の取組内容はございますが、それにプラスして、地域の方に子どもたちに関わっていただきたいという思いもありまして、新たな事業として予算化したところです。現時点で、申請される団体があるかどうかは未知数なのですが、三密を避けて、例えば、大江山登山や野外活動、俳句の吟行などに取り組んでいただける団体等があれば、と思っているところです。例年であれば、各小・中学校、高校において俳句教室を開催していただいておりますが、今年度は授業時数の確保のこともあって、可能な範囲で実施をお願いしている状況です。令和のBUSON俳句大賞への応募に向けて、本事業を活用して、俳句の同好会の方などに手を挙げていただければという思いもございます。

(酒井委員)

具体的なお話をお聞きして雰囲気は分かりました。例えば、修学旅行が延期になったり、球技大会などがなくなるなど、子どもたちが体を動かしたり、体験したりする機会が少なくなっています。「好奇心を育むプロジェクト」というタイトルを見ると、幅広くいろいろ

なことが考えられると思いますので、例えば、ということで具体例を示さないと応募される側がわかりにくいのではないかと思います。募集に際しては、そうした点も考慮していただければと思います。

(植田社会教育課長)

ありがとうございます。幅広い取組を考えていただきたいと思っておりますので、あまり誘導した形にならないようにしつつ、工夫したいと思っております。

(樋口委員)

私もどういものが対象になるのかという点が少し見えにくいと思います。要綱の第3条に、「交付対象事業には、次に掲げる事業を含まないものとする。(1) 児童生徒等の自由な参加を認めない、特定の者のみにより実施する事業、(2) 特定の政治、宗教、思想等に関連した事業」とあります。(1)は、町内の方々はすべからず参加できる事業であることが大前提ということでしょうか。例えば、区単位もしくは野田川地域に住んでいる子どもを対象にした企画は(1)に該当しますか。一つの例として、香河川で子どもたちを遊ばせる企画を考えたのだが、あまり広い地域からの参加になると責任が持ちきれないので範囲を絞りたい、ということもあると思うのですがいかがでしょうか。

(植田社会教育課長)

町が補助する公の事業となりますので、参加者の地域限定は想定しておりません。

(樋口委員)

わかりました。良い事業だと思うので、できるだけ積極的に活用していただけるようにしていただければと思います。

(塩見教育長)

それでは、「議案第9号 与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の制定について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第9号 与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の制定について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程第5「協議事項」に入らせていただきます。

「教育職員の勤務時間の上限に関する方針(案)について」、新田人事主事が説明いたします。

(新田人事主事)

5月の教育委員会において、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定し

ていただきました。この規則に基づき、令和元年10月に策定した「教育職員の勤務時間の上限に関する方針」について、文言の整理等を行った改定をするものです。

具体的には、例えば、「超過勤務時間」を「時間外在校等時間」に、「上限の目安時間」を「上限時間」に変更しております。また、新たに「5 健康及び福祉を確保するための措置」を追加し、在校等時間が一定の時間を超えた者について、「医師による面接指導を希望する者に対応する体制を整備するほか、給特法第7条第1項の指針を踏まえ、その他必要な措置を講じるものとする。」を追加したところです。

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(塩見教育長)

それでは、「教育職員の勤務時間の上限に関する方針（案）について」、案のとおり改定させていただくということでご異議ございませんか。

(異議なし)

(塩見教育長)

それでは案のとおり改定させていただきます。

次に、日程第6「報告事項」に入らせていただきます。

はじめに、「与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例施行規則の一部改正について」、並びに、「野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会の開催について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長)

まず、与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例施行規則の一部改正について、ご報告いたします。町長部局の規則になりますので、本教育委員会で審議していただくものではございませんので、報告のみとさせていただきます。

先ほど教育長からもございましたように、今年度、新型コロナウイルスの関係で小学校の夏季休業が8月1日から19日に短縮されます。学童保育の利用料金につきまして、これまで、通常は月3,000円、夏季休業期間中の8月は6,000円徴収させていただきましたが、今年度は夏季休業が例年の半分以下の日数になるということで、8月につきましても利用料金を3,000円にしようということで、町長部局の方で規則改正をしていただきましたので、ご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会の開催についてでございます。去年から、中央公民館や野田川体育館のあり方等が懸案になっております。議会等から第三者委員会を設置すべきだというご意見もあり、検討委員会を設置することとなりましたが、新型コロナウイルスの関係で会議の開催が延期されていたところです。この度、第1回検討委員会が7月9日午後1時30分から知遊館で開催されますので、ご承知おきいただければと思います。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

次に、「学校給食センター建設候補地の選定について」、相馬教育次長が報告いたします。

(相馬教育次長)

学校給食センターにつきましては、昨年度、あり方検討委員会を設置させていただき、建設の方法や運営の方法、建設場所等についてご意見をいただいたところです。検討委員会は3月をもって一旦終了とさせていただきましたが、その後、町内部におきまして建設候補地について検討させていただき、「岩屋小学校の校地を候補地とし、用地は、校舎・プールを解体した跡地とする。」という方針決定をさせていただいたところです。

学校給食センターの老朽化は深刻であり、早期の建て替えが必要と考えること、岩屋小学校の校舎等については今後活用見込みがないため、今後の維持管理等を考えても、この機に解体した上で、その跡地を学校給食センターとして活用することが望ましいこと、公共施設等総合管理計画でも公共施設の総量抑制がうたわれていること、岩屋区の区長様、区役員様から誘致の申し出をいただいていること、また、均衡あるまちづくりの観点から、給食センターに関しては、野田川地域において移転・整備することが望ましいこと等を考慮し、決定させていただきました。

なお、岩屋小学校と併せて候補地案としてあげておりました旧与謝小学校の今後の利活用につきましては、町が呼びかけまして、3区の自治会が主体となります「(仮称)与謝小学校活用検討委員会」の立ち上げに向けて、準備・検討を始めております。

今後の対応といたしましては、岩屋小学校の廃校の手続きや跡地活用について、住民の皆様にご理解をいただくための調整に入って参りたいと思っております。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(酒井委員)

岩屋小学校を候補地とすることについては賛成です。地域等のご理解がいただけるよう、丁寧な対応をお願いします。

以前に与謝小学校の場合は辺地債という起債が当てられるというお話があったと思えます。予算計上時に議会で議論になるのではないかと思うのですがその点はどうでしょうか。

(相馬教育次長)

与謝小学校の校舎については別の用途での活用を検討し、グラウンドに学校給食センターを建ててはどうかというご意見を議会ではいただいております。ただ、町といたしましては、公共施設の総量抑制の考え方から、空いているグラウンドを活用するのではなく、不要な施設については解体した上で、その敷地を有効活用したいと考えたところです。

費用に関しましては確かに辺地債は有利な起債ではありますが、辺地債が適用される場所にしか公共施設が建てられないとなりますと、地域的に偏りが生じてしまいます。均衡あるまちづくりの観点や校舎等の活用見込みのない岩屋小学校の校地の有効活用ということも検討した上で、方針を決定させていただいたところです。

(塩見教育長)

与謝野町としては財政的に厳しい面がありますので、財源の確保については十分に考えなければなりません。併せて、均衡あるまちづくりの観点も必要です。地域から誘致したいという声が上がっている点も考慮する必要があると思っております。また、活用しなくなった学校施設については、いずれ解体していかなければならない時期が参りますので、その時に町単費で解体費を支出するよりも、学校給食センターの整備と併せて解体した方が補助金等も充てることができます。

教育委員会といたしましては、できるだけ早く学校給食センターを移転・新設したいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

それでは、日程第7「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(相馬教育次長)

7月の教育委員会につきまして、28日(火)の9時30分からでお願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前10時35分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第9号

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱
の制定について

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱を別
紙のように定める。

令和2年6月29日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩見 定生

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響により各種体験活動に参加する機会が減少した児童・生徒等を対象とした、好奇心を刺激するような体験活動等の事業に対して支援を行うため、必要な事項について要綱として制定するものである。

与謝野町教育委員会告示第 号

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この告示は、町内のNPO法人やボランティアグループ等の民間団体（以下「地域団体」という。）が行う、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響により各種体験活動に参加する機会が減少した児童、生徒等を対象とした、好奇心を刺激するような体験活動等の事業に対して、与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第37号。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、地域団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、地域団体には、次に掲げる団体を含まないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関わる団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付を受けることが不相当であると認められる団体

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿って行われる活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げる事業を含まないものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 児童・生徒等の自由な参加を認めない、特定の者のみにより実施する事業
- (2) 特定の政治、宗教、思想等に関連した事業

(交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経

費を除いた額とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 地域団体の運営に係る経常的な経費
- (2) 地域団体の人件費
- (3) 個人給付的な経費
- (4) 食糧費
- (5) 備品購入費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交付対象経費として不相当と認められる経費
(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費の10分の10以内の額とする。

2 交付金の限度額は、20万円とする。

(交付申請及び決定)

第6条 交付金の交付の対象となる者のうち交付金の交付を受けて交付対象事業を行おうとする者(以下「交付事業者」という。)は、与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めるときは、その結果を与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(事前着手)

第7条 交付事業者は、交付金の交付決定前に事業を実施した場合は、交付金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届(様式第3号)を教育長に提出したときは、この限りでない。

(実績報告)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定を受けた事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は交付対象年度の3月31日のいずれか早い日までに与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金実績報告書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第9条 交付金の額は、前条の規定による実績報告により教育長が確定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金確定通知書(様式第5号)により交付対象者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第10条 教育長は、前条第2項の規定による交付金の額の確定通知の後、交付対象者からの請求により交付金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金概算払請求書(様式第6号)により交付金の額の確定前に交付金の支払を希望する場合は、第6条第2項の交付決定後に概算払をすることができる。

3 教育長は、前条第1項の規定により交付金の額を確定し前項の規定により概算払をした場合において、その額に満たない交付金が概算払として交付されているときは、その差額について与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金精算払請求書(様式第7号)により清算するものとする。

4 教育長は、前条第1項の規定により交付金の額を確定し前項の規定により概算払をした場合において、既にその額を超える交付金が概算払として交付されているときは、与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金返還請求書(様式第8号)により、その差額の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第11条 交付金の交付を受けた団体は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年7月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年7月28日（火） 1日間 至 令和2年7月28日（火）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説 明 者	教育次長 相馬 直子 学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安				
署名委員	委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第10号 与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について	承認可決
	議案第11号 与謝野町スポーツ推進委員の委嘱について	承認可決
	議案第12号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について	承認可決
	議案第13号 与謝野町教育委員会事務局職員の懲戒処分について [非公開]	承認可決
	議案第14号 与謝野町教育委員会事務局職員の訓告措置について [非公開]	承認可決
	議案第15号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部改正について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	・ いじめが原因と疑われる重大事態について [非公開]
そ の 他	・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年7月28日 午前9時30分から午前11時00分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第4回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部文言の修正をお願いいたしました。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

今年は梅雨が長引いておりますが、報道によれば今日か明日にはあけるのではないかと言われております。振り返りますと、7月5日以降、雨の日が続いておりましたので、今年は長梅雨になるのかと思っておりましたが、過去の記録によればそうでもないとのことであります。しかしながら、九州地方をはじめ、岐阜県、長野県、島根県などは大雨による甚大な被害に見舞われ、お亡くなりになられた方がいらっしゃったり、生活道路や家屋等が倒壊するなどの被害が発生しております。1日も早い復旧・復興を願うばかりでございます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましても、まだまだ収束がみえない状況にあります。7月の4連休の影響がどうで出るかが注目されるところです。過日の新聞報道によりますと、京都府では7月19日に過去最大の陽性者27名が確認されたとのことです。

が、引き続き、今後の情勢を注視していかなければならないと思っております。

学校につきましては、5月21日に再開し、1学期は7月31日までとし、2学期は8月20日から始業することにより、授業時数の確保等に努めてまいりました。今年度は変則的に夏季休業は19日間でございます。そのため、例年よりも相当長い2学期になるわけですが、引き続き、学校行事等の実施につきましても考えていかなければならないと思っております。

今週末頃に梅雨明けとなりますと、急激に暑くなることが想定されます。登下校はもとより、夏季休業中におきましても、熱中症には十分気を付けていかなければなりません。また、今年度は学校のプール使用は中止しておりますが、暑くなりますと、水難事故が気になりますので、こうしたことへの対応にも留意していかなければならないと思っております。児童生徒の安心安全対策といたしまして、町内に数多くあるため池の位置を周知することなどを指示したところですが、新しい生活様式のもと、マスクの着用が当たり前になってきております。子どもたちの健康安全を最優先にしつつ、引き続き、教育活動の充実に努めてまいりたいと思っております。

過日、新聞でも報道されましたが、令和3年度の府立高校入学者選抜の学力検査における出題範囲が公表されました。各中学校にはその内容を情報提供するとともに、出題範囲ではないから指導しなくてもよいということではない、と徹底いたしました。中学校で学ぶべき内容はしっかりと指導しなければなりません。生徒の将来を見据え、大学受験や社会人になるにあたって、中学校で習っていない分野があったということがないように指導したところですが、8月3日以降、各高校において学校公開が行われます。引き続き、進路指導の充実に努めてもらいたいと思っております。

次に、学校等の状況についてですが、再開して2カ月あまりが過ぎ、あと数日で1学期が終了するところまで参りました。徐々にではありますが、順調に教育活動が実施できていると思っております。ただ、慣れにより、新型コロナウイルスに対する警戒心が薄れていないかと危惧しております。Go To トラベルキャンペーン等が実施されている中、お盆明けや夏季休業後はどのような状況になるのかとかなり心配しております。2学期当初については十分に注視していかなければならないと思っております。

小学校では各学校とも授業参観を実施するなどして、子ども同士、保護者同士、また、学校と保護者間の関係を少しずつ取り戻しつつあります。また、校外学習を実施している学校もあります。小学校2年生までの生活科の取組の中ではまち探検なども行っております。児童会活動につきましては、運動会が開催できなかったということもあり、十分に実施できていない状況ではありますが、七夕飾りに自分の願いや思いを書いてみようといった取組など、徐々にではありますが活動を行っているところです。中学校では、過日、期末テストが終わりました。校外学習を実施した学校もございますし、公立・私立高校の説明会なども実施されております。部活動も本格化し、対外試合も実施しております。8月1日、2日には縮小した形ではありますが、丹後ブロックの中学校総合体育大会も開催されます。特に中学校3年生に、部活動の集大成として力を発揮させてやりたいとの思いもあって実施されるということですので、ご理解いただきたいと思っております。生徒会活動といたしましては、非行防止教室を開催し、例えば、スマホの使い方を勉強してみようという取組が実施されておりますし、小学校と同じく、七夕飾りに取り組んでいる学校もござい

ます。

また、京のメダリスト創生事業において、加悦中学校3年生の女子生徒がウエイトリフティングの指定選手に選ばれておりますので、ご紹介しておきます。

次に、ALTについてでございますが、昨年7月に江陽中学校に赴任されたマテウス先生が1年の任期をもって退任されることになりましたが、新型コロナウイルスの関係で後任者の着任は今のところ未定でございます。後任者が決まるまでの間につきましては、継続するALT等と調整し、江陽中学校区の小学校の英語教育にあたってもらいたいと思っております。

その他といたしまして、よさの大江山登山マラソンと10月初旬に実施予定であった町駅伝競走大会、与謝野町蕪村顕彰全国俳句大会の表彰式や講演などについては中止としたところです。

教職員の働き方改革につきましては、学校休止期間を8月10日から16日の間、設定しております。

2学期以降の学校行事の在り方につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況をみながら考えていかなければならないかと思っております。

報告は以上でございます。何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(岡田委員)

小・中学校においては例年どおり1学期の通知表は渡されるのでしょうか。

(高岡総括指導主事)

先ほど教育長からもありましたとおり、授業日数の回復措置を行っておりますので、本町においては例年どおりの対応としております。

(樋口委員)

ALTの方が退任され、新型コロナウイルスの影響で後任者が決まっていないということですが、例えば、日本人で、ボランティアや就労などでの海外経験が長く、英語の堪能な方にその任にあたっていただくことはできるのでしょうか。もちろんALTには、英語指導だけではなく、海外の暮らしや文化を教えるといった役割もあるとは思いますが、日本人でも長く海外で暮らしていた方であればそうした指導も可能ではないかと思えます。町外の方でも、例えば、一定の給与・報酬等が得られて、一定期間の任用が保証されるのであれば、与謝野町に来ていただける可能性はあると思えます。本町において、日本人を任用することは可能なのでしょうか。

(高岡総括指導主事)

本町では、国の支援団体を通じてALTを招致しております。今年度は、新型コロナウイルスの関係で入国が難しいということで、来日が遅れるということです。2学期が始まってもALTが決まらなければ、変則的ですが、橋立中学校、加悦中学校区のALTに江陽中学校区の小学校での指導にあたってもらうよう、計画しております。現時点では、日本人を任用するという構想はございません。

(樋口委員)

団体を通じて外国の方を招致していただけるということはありがたいことですし、そうした連携は大切にしなければならないと思うのですが、今後、多様な方々のお力をお借りしていくということも一つの方策かと思います。

(塩見教育長)

施策として町が独自予算を組んで対応することは可能だと思いますが、外国の方に指導いただくことのメリットは大きいと思っています。ALTの招致事業が始まって30年以上がたちますが、事業が始まった頃に比べると、子どもたちの外国の方に接することへの抵抗感はかなり小さくなったと感じています。修学旅行などで積極的に外国の方に話かけている姿を見ると、英語力だけではなく、文化や外国の様々なことを学んでいるという点は否めないと思います。ただ、ご提案の点についても、今後は考えていく必要があるかもしれません。

(岡田委員)

関連して、ALTの方との契約期間をもう少し長期にすることは難しいのでしょうか。これまでは比較的長く与謝野町に勤務してくださる方が多かったのですが、子どもたちもALTと関係を深め、親しみを持って接していたと思います。短期間だと、子どもたちも先生方もようやくALTの方と親しくなって、ALTの方に少し与謝野町のことをわかっていただいた頃に交代ということになってしまうので、もったいないと思うのですが、いかがでしょうか。

(柴田学校教育課長)

本町では、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）に基づいて、ALTを任用しております。契約期間は1年ですが、ALTの方と1年ごとに意思確認をして更新することができ、最長5年の契約が可能です。選択権はALTの方にありますので、5年間勤務していただく方もありますし、1年で帰国される方もあるという現状です。

(塩見教育長)

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

「議案第10号 与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(樋口委員)

なぜ団体の名称を変更されたのですか。

(植田社会教育課長)

上位団体である「日本体育協会」が「日本スポーツ協会」に名称変更されたことを受け、全国的に多くの団体が名称変更をされており、本町におきましても、4月の総会において、名称変更することが決議されたところです。

なお、「体育指導員」もすでに「スポーツ指導員」に名称変更されております。

(塩見教育長)

それでは、「議案第10号 与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第10号 与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

次に、「議案第11号 与謝野町スポーツ推進委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第11号 与謝野町スポーツ推進委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第11号 与謝野町スポーツ推進委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案審議の順番を変更させていただき、「議案第15号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部改正について」を議題とすることとし、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(樋口委員)

必置の職ということですが、設置要綱第3条の組織のどこに属することになるのですか。

(植田社会教育課長)

第3条第2号の「文化財保護に関する者」に該当いたします。

(塩見教育長)

それでは、「議案第15号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第15号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程を変更いたしまして、「議案第12号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第12号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第12号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

[公開しないこととする議決]

与謝野町教育委員会会議規則 第14条により、議案第13号及び14号については人事に関する事件であることから、また、日程第5「報告事項」については、児童生徒の個人情報にかかる内容であることから、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

[議案第13号 与謝野町教育委員会事務局職員の懲戒処分については提案どおり承認]

[議案第14号 与謝野町教育委員会事務局職員の訓告措置については提案どおり承認]

(塩見教育長)

それでは、日程第6「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(相馬教育次長)

8月の教育委員会会議につきましては、25日(火)午前9時30分から開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前11時00分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第10号

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のように定める。

令和2年7月28日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩見定生

提案理由

与謝野町体育協会が与謝野町スポーツ協会に名称変更を行ったことに伴い、与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の別表の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会告示第●号

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱（平成25年与謝野町教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表中与謝野町体育協会補助金の項を次のように改める。

与謝野町スポーツ協会補助金	与謝野町スポーツ協会及び加盟団体の運営活動費の負担軽減を図るため	スポーツ協会の運営活動及び加盟団体の活動に要する経費	事務的経費、各種大会派遣費及び50,000円×加盟団体数 (ただし、予算の範囲内)
---------------	----------------------------------	----------------------------	--

附 則

この告示は、令和2年●月●●日から施行し、改正後の与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の規定は、令和2年4月17日から適用する。

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
補助対象	補助金交付の目的	補助対象経費	補助金上限額又は基準額等	補助対象	補助金交付の目的	補助対象経費	補助金上限額又は基準額等
与謝野町 体育協会 補助金	与謝野町体育協会及び加盟団体の運営活動費の負担軽減を図るため	体育協会の運営活動及び加盟団体の活動に要する経費	事務的経費、各種大会派遣費及び50,000円×加盟団体数 (ただし、予算の範囲内)	与謝野ス ポーツ協 会補助金	与謝野町スポーツ協会及び加盟団体の運営活動費の負担軽減を図るため	スポーツ協会の運営活動及び加盟団体の活動に要する経費	事務的経費、各種大会派遣費及び50,000円×加盟団体数 (ただし、予算の範囲内)
ジュニア スポーツ 育成連絡 協議会補 助金	ジュニアスポーツ育成のため運営活動費の負担軽減を図るため	ジュニアスポーツの育成に要する経費及び講習会開催に係る経費	事務的経費及びクラブ運営経費5,000円×加盟団体数+10,000円×競技別複数団体 (ただし、予算の範囲内)	ジュニア スポーツ 育成連絡 協議会補 助金	ジュニアスポーツ育成のため運営活動費の負担軽減を図るため	ジュニアスポーツの育成に要する経費及び講習会開催に係る経費	事務的経費及びクラブ運営経費5,000円×加盟団体数+10,000円×競技別複数団体 (ただし、予算の範囲内)
大江山登 山マラソ ン実行委 員会	町おこし及び住民の健康増進を目的とし、よさの大江山登山マラソン大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費一定額を交付 (ただし、予算の範囲内)	大江山登 山マラソ ン実行委 員会	町おこし及び住民の健康増進を目的とし、よさの大江山登山マラソン大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費一定額を交付 (ただし、予算の範囲内)
与謝野町 駅伝競走 大会補助 金	町民のスポーツ振興を目的とし、駅伝競走大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費 (ただし、予算の範囲内)	与謝野町 駅伝競走 大会補助 金	町民のスポーツ振興を目的とし、駅伝競走大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費 (ただし、予算の範囲内)
総合型地 域スポー ツクラブ 補助金	町民の健康増進を目的に、生涯スポーツ社会の実現に向けて、クラブ運営経費の負担軽減を図るため	各スポーツクラブの運営活動に要する経費	1クラブ上限300千円 (ただし、予算の範囲内)	総合型地 域スポー ツクラブ 補助金	町民の健康増進を目的に、生涯スポーツ社会の実現に向けて、クラブ運営経費の負担軽減を図るため	各スポーツクラブの運営活動に要する経費	1クラブ上限300千円 (ただし、予算の範囲内)

イングリッシュキャンプ実行委員会補助金	子どもたちが英語に親しむ機会を提供することを目的とし、イングリッシュキャンプ事業を実施するため	事業実施に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町青少年育成会補助金	与謝野町の青少年健全育成を図るため	青少年育成会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町婦人会補助金	与謝野町婦人会の運営活動費の負担軽減を図るため	婦人会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町文化協会補助金	与謝野町文化協会の運営活動費の負担軽減を図るため	文化協会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町連合PTA協議会補助金	与謝野町連合PTA協議会の運営活動費の負担軽減を図るため	連合PTA協議会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町俳句大会実行委員会補助金	町の特色ある文化の一つである俳句文化の振興を目的とし、与謝野町俳句大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)
その他補助金	社会教育の振興に寄与し教育長が特に認めた事業	事業実施に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)

イングリッシュキャンプ実行委員会補助金	子どもたちが英語に親しむ機会を提供することを目的とし、イングリッシュキャンプ事業を実施するため	事業実施に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町青少年育成会補助金	与謝野町の青少年健全育成を図るため	青少年育成会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町婦人会補助金	与謝野町婦人会の運営活動費の負担軽減を図るため	婦人会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町文化協会補助金	与謝野町文化協会の運営活動費の負担軽減を図るため	文化協会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町連合PTA協議会補助金	与謝野町連合PTA協議会の運営活動費の負担軽減を図るため	連合PTA協議会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町俳句大会実行委員会補助金	町の特色ある文化の一つである俳句文化の振興を目的とし、与謝野町俳句大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)
その他補助金	社会教育の振興に寄与し教育長が特に認めた事業	事業実施に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号）に定めるもののほか、社会教育団体及び社会教育関係が開催する各種大会及び事業並びに組織を運営している実行委員会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 与謝野町社会教育関係補助金（以下「補助金」という。）の対象事業及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、与謝野町社会教育関係補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に事業計画書、収支予算書及びその他参考となる資料を添付して教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 教育長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査したうえで、補助金交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに与謝野町社会教育関係補助金実績報告書（様式第2号）により次に定める書類を添付して教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他教育長が必要と認める資料

(補助金額の確定)

第6条 教育長は、前条の報告を受けたときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る実施事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、与謝野町社会教育関係補助金確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第7条 申請者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、与謝野町社会教育関係補助金概算払請求書（様式第4号）又は与謝野町社会教育関係補助金精算払請求書（様式第5号）を教育長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 教育長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、与謝野町社会教育関係補助金返還請求書（様式第6号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

議案第 1 1 号

与謝野町スポーツ推進委員の委嘱について

次の者をスポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 3 2 条第 1 項により与謝野町スポーツ推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 7 月 2 8 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩見 定生

氏名	住所	年齢
井崎 潤市郎	加悦 2 0 1 - 2	4 1 歳

提案理由

現在スポーツ推進委員は定員 3 0 名に対し 2 1 名と定員割れの状態である。
スポーツ推進委員会から推薦の上記の者を、委員として委嘱したいので提案するものである。

任期は令和 2 年 8 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日とする。

○与謝野町スポーツ推進委員に関する規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第41号

改正 平成24年2月7日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他与謝野町スポーツ推進委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツ振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) その他住民のスポーツ振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって法令並びに条例、教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 委員は、その職を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月7日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は公布の日から施行し、スポーツ基本法の施行の日(平成23年8月24日)から適用する。

(経過措置)

- 2 スポーツ基本法の施行の際現に体育指導委員である者で同法附則第4条の規定によりスポーツ推進委員とみなされた者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

※ 資料

スポーツ推進委員の役割と任務

スポーツ基本法
(スポーツ推進委員)

- 第三十二条** 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
 - 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

与謝野町スポーツ推進委員に関する規則

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツ振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) その他住民のスポーツ振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

議案第 1 2 号

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱第 3 条により、次の者を与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員に委嘱する。

令和 2 年 7 月 2 8 日 提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩見定生

氏 名	住 所	備 考
森下 衛	京都市	京都府教育庁 指導部 文化財保護課 課長

提案理由

令和元年 4 月 1 日に改正が施行された文化財保護法に定められた文化財保存活用地域計画作成のために、与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱に基づき委員を委嘱するものである。

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会

役職	氏名	所属等	備考
作成検討委員	小路 泰直	奈良女子大学 副学長	日本近代史
	宗田 好史	京都府立大学 文学部和食文化学科 教授	都市計画学
	森下 衛	京都府教育庁 指導部 文化財保護課 課長	
	太田 互	与謝野町文化財保護委員会 会長	
	小池 大介	与謝野町企画財政課長	
	谷口 義明	与謝野町観光交流課長	
	今井 英之	与謝野町観光協会 会長	
	堀口 卓也	与謝野町地域代表	
	安岡 孝子	住民有志	
今西 藤美	住民有志		
堀尾 知弘	住民有志		
相談役	広瀬 和雄	国立歴史民俗博物館 名誉教授	日本古代史(考古学)
	増 淵 徹	京都橘大学 文学部 歴史学科 教授	日本古代史(文学)
	藪田 貫	兵庫県立歴史博物館 館長	日本近世史(文学)
	日向 進	京都工芸繊維大学 名誉教授	日本建築史
	八木 透	佛教大学 歴史学部 歴史文化学科 教授	民俗学
	藤田 真一	元 関西大学 文学部 総合人文学科 国語国文学専修 教授	日本近世文学
	吉原 忠雄	元 大阪大谷大学 教授	仏教美術史
調査委員	福島 克彦	大山崎町歴史資料館 館長	日本城郭史
	北野 裕子	龍谷大学 非常勤講師	繊維産業史
	鵜飼 均	京都造形芸術大学 非常勤講師 (亀岡市文化資料館)	民俗学
	藤井 健三	西陣織物館 顧問	染織史
	先山 徹	元 兵庫県立大学 大学院 地域資源マネジメント研究科 准教授	石造物石材(岩石学)
	松原 典孝	兵庫県立大学 大学院 地域資源マネジメント研究科 講師	地質学
	佐藤 亜聖	公益財団法人 元興寺文化財研究所 主任研究員	日本中世史(考古学)
	古関 大樹	京都女子大学 非常勤講師	歴史地理学
	横谷 賢一郎	大津市歴史博物館 学芸員	日本絵画史
	篠崎 隆	与謝野町文化財保護委員	鉄道史
	南 武志	近畿大学 理工学部 非常勤講師(元教授)	金属理化学分析
	斎藤 恵美	奈良女子大学 特任助教	日本宗教史
	八ヶ代 美佳	奈良女子大学 特任助教	日本近代史
町内連携部署		与謝野町企画財政課	
		与謝野町観光交流課	
		与謝野町商工振興課	
		与謝野町教育委員会事務局学校教育課	
町外連携機関		京都府教育庁 指導部 文化財保護課	
		京都府立丹後郷土資料館 資料課	
		京丹後市教育委員会事務局 文化財保護課	
		宮津市教育委員会事務局 文化振興課	
		伊根町教育委員会事務局 社会教育課	
		福知山市 地域振興部 文化・スポーツ振興課	
		舞鶴市 市民文化環境部 文化振興課	
		一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社	海の京都DMO
事務局	塩見 定生	与謝野町教育委員会教育長	
	相馬 直子	与謝野町教育委員会教育次長	
	植田 弘志	与謝野町教育委員会事務局社会教育課長	
	加藤 晴彦	与謝野町教育委員会事務局社会教育課課長補佐	
	竹下 浩二	与謝野町教育委員会事務局社会教育課主任学芸員	
	谷原 春加	与謝野町教育委員会事務局社会教育課主事	
	白数 真也	与謝野町教育委員会事務局社会教育課文化財調査員	

文化財保護法（抜粋：文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画）

（文化財保存活用大綱）

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(文化財の登録の提案)

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

議案第15号

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部改正について

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部を改正する告示を別紙のように定める。

令和2年7月28日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩見定生

提案理由

文化財保護法第183条の9の第2項の規定に基づき、与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱第3条に定める委員の人数を変更する一部改正を行うことに対し、承認を求めるものである。

与謝野町教育委員会告示第 号

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部を改正する告示

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱（令和2年与謝野町教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10人」を「13人」に改める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

文化財保護法（抜粋：文化財保存活用地域計画）

（協議会）

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱（改正後：抜粋）

令和2年4月1日
与謝野町教育委員会告示第9号

（設 置）

第1条 本町の文化財の保護保存と活用によるまちづくりを推進するため、文化庁が示す文化財保存活用地域計画作成指針に基づき、その基本的な方針である与謝野町文化財保存活用地域計画（以下「文化財地域計画」という。）の作成にかかる事項を協議するために、与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文化財地域計画作成等に関する事。
- (2) その他文化財地域計画等の作成について必要な事項に関する事。

（組 織）

第3条 検討協議会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 文化財保護に関する者
- (3) 観光振興に関する者
- (4) 町民を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会教育長（以下「教育長」という）が必要と認める者

（任 期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運 営）

第5条 検討協議会に会長及び副会長の各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長があらかじめ指名する。
- 5 副会長は、会長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（後略）

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年8月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年8月25日(火) 1日間 至 令和2年8月25日(火)				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説明者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	学校教育課課長補佐	堀口 義雄	社会教育課長	植田 弘志	
	総括指導主事	高岡 弘安			
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代		
その他	【傍聴者】 2名				

会議に付した事件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第16号 令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書 の採択について	承認可決
	議案第17号 令和3年度使用与謝野町立中学校教科用図書 の採択について	承認可決
	議案第18号 与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部 改正について	承認可決

協議及び報告事項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	・与謝野町立体育施設条例の一部改正について
そ の 他	・今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年8月25日 午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第5回教育委員会会議を始めさせていただきます。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願ひいたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部文言の修正をお願いいたしました。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

梅雨明け宣言が発表されました7月31日に学校は1学期の終業式を迎え、8月1日から夏休みに入りました。夏休み中も、また、盆が明けても連日、猛暑日が続いております。8月20日から2学期が始まりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスクの着用と熱中症との関りにつきましては、常に気にしているところです。

また、今年は例年とは異なった夏休みということで、外出等を自粛される方も多かったとは思いますが、一方で、川や海での事故については例年と同様、気にかかるところでございましたので、学校を通じて、児童生徒には注意喚起を行ったところです。

8月1日、2日には丹後ブロック中学校総合体育大会が開催されました。3年生の生徒たちは、3年間の部活動の成果を発揮してくれたのではないかと考えております。また、甲子園球場においても高校野球の交流試合が開催され、澁瀬としたプレイをテレビで観ることができました。生徒たちが一生懸命プレーしていた姿が目には焼き付きました。私自身

といたしましては、中学生や高校生が部活動に打ち込んできた成果をこうした形で発揮できたことは大変良かったのではないかなと思っております。私や指導主事も中学校総合体育大会を観てきましたが、良いプレーをしてきていました。大会を機に、次のステップに向けて気持ちを切り替えることができるのではないかと期待しております。

2学期に入りまして、残暑の厳しさに加え、台風の到来など、気になることは多々ありますが、子どもたちの安心安全を最優先に取り組んでまいりたいと思っております。例年よりも長い2学期となりますので、いろいろな意味で子どもたちにもプレッシャーのかかっていくのではないかと思います。新型コロナウイルス感染症に配慮しながらも、学校行事や教育活動の成果を発表する場の設定につきましては、規模を縮小するなどの変更はあるでしょうが、できる限り、可能な範囲で実施させてやりたいと思っております。音楽フェスティバルや子ども発表会、修学旅行などが予定されております。安全確保を第一にしつつ、取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆さまにおかれましてもご理解等いただければと思います。

次に、いじめ調査と学級満足度調査に関しましては、例年は6月頃に調査をし、8月末に概要を報告させていただいておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業がございましたので、まだ集計ができておりません。2つの調査は関連しておりまして、いじめや不登校の兆候を見て取ったり、子どもたちの内面に迫ることもできますので、調査結果をしっかりと活かしてほしいと各学校には指示をしております。また、児童生徒の学力の充実・向上にもつなげていければと思っております。次回の教育委員会会議において、報告させていただきたいと思っております。

何かご質問等があればお願いしたいと思います。

(岡田委員)

2学期が順調に始まったように思っておりますが、暑い日が続いておりますので、子どもたちが登下校中に熱中症にならないようにご配慮いただければと思います。

また、予定どおりに修学旅行が実施できることを願っておりますが、新型コロナウイルスの感染状況などによっては、変更もあり得ると考えておけばよろしいでしょうか。

(高岡総括指導主事)

修学旅行につきましては、小学校6校中5校が、9月に京都・奈良・大阪方面に旅行する計画としておりましたが、9月の実施は難しいと判断し、6校とも11月実施に変更しております。実施の判断につきましては、第1段階として1か月前、第2段階として1週間から10日前に行う予定と聞いております。それぞれの時点において実施できないと判断した場合には、日帰りの社会見学への変更、もしくは中止とする予定とのことです。中学校につきましては、3中学校とも東京方面への旅行を変更し、橋立中学校は9月末に広島方面、江陽中学校と加悦中学校は10月に四国方面に行く予定です。新型コロナウイルス感染症の感染状況や近隣市町の実施状況も鑑みながら、決定する予定としております。

(塩見教育長)

熱中症対策について、各学校の取組状況など紹介できることがあればお願いします。

(高岡総括指導主事)

一例として、石川小学校の川上地区から通っている子どもたちに対して、通学時間が長いため、下校途中に水分補給ができるよう、中継所を設けていただいていると聞いております。

(樋口委員)

関連して補足させていただきます。水道の蛇口が玄関先にあるご家庭にご協力いただき、数か所、給水ポイントを設けておられます。子どもたちには、「使わせていただく際にはきちんとご挨拶してから使うように。」と学校から指導していただいています。地域の方のご理解・ご協力のもとに、実施されているとのことでした。

(塩見教育長)

暑い日が続いておりますので、気を付けてほしいと思います。その他、夏休み中の各校の取組などについてはどうでしょうか。

(高岡総括指導主事)

例年より短い夏休みではありましたが、中学校では、部活動の実施、全学年においてそれぞれ、振り返り学習や中2学力アップ講座、3年生の希望者への補習学習などに取り組んでおりました。また、9月に予定しております体育祭に向けて、チームリーダー等の生徒については、夏休み中から準備に取り掛かっております。小学校においても学習補習等に取り組んだと聞いております。

なお、教職員の研修等につきましては、昨年度よりもかなり縮小されております。

(塩見教育長)

短い休みではありましたが、石川小学校区の堂谷地区や加悦小学校区の算所地区など、小学生対象のラジオ体操を実施された地区もあったと聞いておりますので、ご紹介しておきます。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。ここで、審議事項に係る傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

はじめに、「議案第16号 令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書採択について」を議題といたします。提案理由等の詳細を柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

それでは教科ごとに確認をさせていただきます。

(各教科ごとに確認。意見なし。全教科、異議なしで全員が挙手)

(塩見教育長)

それでは、議案第16号について、提案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員であります。よって「議案第16号 令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書採択について」は、提案のとおり可決されました。

(岡田委員)

一言よろしいでしょうか。小学校の教科書につきましては、前年度に十分協議して採択したことを申し添えます。

(塩見教育長)

次に、「議案第17号 令和3年度使用与謝野町立中学校教科用図書採択について」を議題といたします。提案理由等の詳細を柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

それでは教科ごとに確認をさせていただきます。

(各教科ごとに確認。意見なし。全教科、異議なしで全員が挙手)

(塩見教育長)

それでは、議案第17号について、提案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員であります。よって「議案第17号 令和3年度使用与謝野町立中学校教科用図書採択について」は、提案のとおり可決されました。

(岡田委員)

よろしいでしょうか。小学校と同様に中学校につきましても、協議会において調査員の方の説明を十分に聞き、採択したことを申し添えます。

(塩見教育長)

ありがとうございます。ここで、10分間の休憩を取りたいと思います。

【休 憩】

(塩見教育長)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、「議案第18号 与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。提案理由等について 柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第18号 与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第18号 与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

(塩見教育長)

次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

「与謝野町立体育施設条例の一部改正について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長)

現在、旧桑飼小学校の校地において、加悦地域の認定こども園の新築に係る工事を進めておりますが、10月から始まる工事に伴い、ナイター設備等を撤去する必要がございます。このことに伴いまして、現在、社会体育施設としてご利用いただいている旧桑飼小学校の体育館を閉館しなければなりませんので、関係条例の改正を9月町議会定例会に提案させていただき予定をしております。

条例がお認めいただけましたら、関係規則の改正を教育委員会議に提案させていただき予定ですので、よろしくをお願いいたします。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、日程第6「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(柴田学校教育課長)

9月町議会定例会に提案いたします学校教育課関係の補正予算に係る主な事業について説明させていただきます。

「学校ICT環境整備事業」といたしまして、国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台のタブレット端末の購入費をあげております。1台あたり約9万円の単価で、児童生徒・教員分1,521台の整備費として1億3,689万円を計上しております。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策」でございます。学校の新しい生活様式を実現するにあたりまして、感染症対策経費と子どもたちの学習保障に係る経費に分けて、各学校において校長の裁量で予算を自由に使えるようにという国の補助制度に基づく経費でございます。与謝野町の小・中学校につきましては、国の2分の1補助で、補助金額は1校あたり約100万円ということですので、事業費といたしましたは1校当たり200万円となります。学校から具体的に必要なものをあげていただいて予算要求をしております。例といたしまして、消毒用アルコール、マスク、給食用の衛生用品、冷水器、大型扇風機、非接触型体温計、スポットクーラーなどがあがっております。

また、小学校教育振興事業・中学校教育振興事業として、先ほどお認めいただきました補助要綱により、今後、修学旅行において、3密を避けるためにバスを増車したり、大きなバスに変更したりする経費、また、中止となった場合のキャンセル料等に係る経費を計上しております。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

その他、事務局からありますか。

(相馬教育次長)

今回の教育委員会につきましては、9月町議会定例会の日程を踏まえまして、おって調整させていただきます。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前10時30分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第16号

令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書採択について

令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書について、別紙のとおり採択するものとする。

令和2年8月25日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見 定生

議案第 17 号

令和 3 年度使用与謝野町立中学校教科用図書採択について

令和 3 年度使用与謝野町立中学校教科用図書について、別紙のとおり採択するものとする。

令和 2 年 8 月 25 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩 見 定 生

令和3年度使用与謝野町立小学校教科用図書

種 目	発行者の番号・略称
国 語	3 8 光 村
書 写	3 8 光 村
社 会	2 東 書
地 図	4 6 帝 国
算 数	6 1 啓林館
理 科	6 1 啓林館
生 活	6 1 啓林館
音 楽	2 7 教 芸
図画工作	9 開隆堂
家 庭	9 開隆堂
保 健	2 東 書
英 語	2 東 書
道 徳	2 東 書

令和3年度使用与謝野町立中学校教科用図書

種 目	発行者の番号・略称
国 語	38 光村
書 写	38 光村
社会（地理的分野）	2 東 書
社会（歴史的分野）	2 東 書
社会（公民的分野）	2 東 書
地 図	46 帝 国
数 学	4 大日本
理 科	61 啓林館
音 楽（一 般）	27 教 芸
音 楽（器楽合奏）	27 教 芸
美 術	38 光村
保 健 体 育	2 東 書
技術・家庭（技術分野）	2 東 書
技術・家庭（家庭分野）	9 開隆堂
英 語	2 東 書
道 徳	232 廣あかつき

議案第 18 号

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部改正について

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のように定める。

令和 2 年 8 月 25 日 提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

提案理由

新型コロナウイルス感染症、その他感染症の感染防止又は感染拡大防止及び緊急の事由のため、小中学校が修学旅行を中止若しくは延期又は感染防止対策を講じたことにより発生したキャンセル料又は増額経費に係る保護者負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会告示第 号

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長 塩見定生

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱（平成25年与謝野町教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表、修学旅行補助金の項の次に、次のように加える。

修学旅行キャンセル料等補助金	新型コロナウイルス その他感染症の感染 拡大防止又は緊急の 事由のため、小中学 校が修学旅行を中止 若しくは延期又は感 染防止対策を講じた ことにより発生した キャンセル料又は増 額経費に係る保護者 の負担軽減を図るた め	交通機関及び宿泊施 設等のキャンセル 料、交通費及び宿泊 料の当初計画からの 増額分その他これら に類するものであつ て教育長が認める経 費	予算の範囲内で定め る額
----------------	--	---	-----------------

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

与謝野町学校教育関係補助金交付要綱(平成25年与謝野町教育委員会告示第3号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○与謝野町学校教育関係補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月23日 教育委員会告示第3号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年6月9日教委告示第9号 平成28年8月1日教委告示第12号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第38号)に定めるもののほか、与謝野町立小学校及び中学校に在籍する児童生徒等の負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第2条 与謝野町学校教育関係補助金(以下「補助金」という。)の対象事業及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第3条 補助金の交付申請は、児童生徒の在籍する学校の校長又は補助金交付該当団体の長(以下「校長等」という。)が行うものとする。</p> <p>2 補助金の交付を受けようとする校長等は、与謝野町学校教育関係補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に必</p>	<p>○与謝野町学校教育関係補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月23日 教育委員会告示第3号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成27年6月9日教委告示第9号 平成28年8月1日教委告示第12号 令和2年●月●日教委告示第●号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第38号)に定めるもののほか、与謝野町立小学校及び中学校に在籍する児童生徒等の負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第2条 与謝野町学校教育関係補助金(以下「補助金」という。)の対象事業及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第3条 補助金の交付申請は、児童生徒の在籍する学校の校長又は補助金交付該当団体の長(以下「校長等」という。)が行うものとする。</p> <p>2 補助金の交付を受けようとする校長等は、与謝野町学校教育関係補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に必</p>

要書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 教育長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査したうえで補助金交付の可否を決定し、その結果を校長等に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 校長等は、事業が完了したときは、速やかに与謝野町学校教育関係補助金実績報告書(様式第2号。以下「実績報告書」という。)を教育長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第6条 教育長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る実施事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、与謝野町学校教育関係補助金確定通知書(様式第3号)により校長等に通知するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第7条 校長等は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、与謝野町学校教育関係補助金概算払請求書(様式第4号)又は与謝野町学校教育関係補助金精算払請求書(様式第5号)を教育長へ提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 教育長は、校長等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、与謝野町学校教育関係補助金返還請求書(様式第6号)により期限を定

要書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 教育長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査したうえで補助金交付の可否を決定し、その結果を校長等に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 校長等は、事業が完了したときは、速やかに与謝野町学校教育関係補助金実績報告書(様式第2号。以下「実績報告書」という。)を教育長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第6条 教育長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る実施事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、与謝野町学校教育関係補助金確定通知書(様式第3号)により校長等に通知するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第7条 校長等は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、与謝野町学校教育関係補助金概算払請求書(様式第4号)又は与謝野町学校教育関係補助金精算払請求書(様式第5号)を教育長へ提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 教育長は、校長等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、与謝野町学校教育関係補助金返還請求書(様式第6号)により期限を定

めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月9日教委告示第9号)

この告示は、平成27年6月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年8月1日教委告示第12号)

この告示は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

補助金の種類	補助金交付の目的	補助対象経費	補助金上限額又は基準額等
修学旅行補助金	小中学校の修学旅行の実施に伴い、児童生徒及び引率する教員の経費の負担軽減を図るため	交通費、宿泊料、見学科等(引率する教員については個人負担となる経費のみ対象)	児童生徒1人当たり2,000円以内 ただし、引率する教員については、実費相当額

めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月9日教委告示第9号)

この告示は、平成27年6月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年8月1日教委告示第12号)

この告示は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

補助金の種類	補助金交付の目的	補助対象経費	補助金上限額又は基準額等
修学旅行補助金	小中学校の修学旅行の実施に伴い、児童生徒及び引率する教員の経費の負担軽減を図るため	交通費、宿泊料、見学科等(引率する教員については個人負担となる経費のみ対象)	児童生徒1人当たり2,000円以内 ただし、引率する教員については、実費相当額
修学旅行キャンセル料	新型コロナウイルス その他感染症の感染	交通機関及び宿泊施設等のキャンセル料	予算の範囲内で定める額

				<u>等補助金</u>	<u>拡大防止又は緊急の事由のため、小中学校の修学旅行の中止若しくは延期又は感染防止対策を講じたことにより発生したキャンセル料又は増額経費に係る保護者の負担軽減を図るため</u>	<u>ンセル料、交通費及び宿泊料の当初計画からの増額分その他これらに類するものであって教育長が認める経費</u>	
ヘルメット購入補助金	小学校児童が使用するヘルメットを購入する経費の負担軽減を図るため	ヘルメット購入に要する経費	児童1人当たり2,000円以内	ヘルメット購入補助金	小学校児童が使用するヘルメットを購入する経費の負担軽減を図るため	ヘルメット購入に要する経費	児童1人当たり2,000円以内
芸術鑑賞費補助金	児童生徒の心豊かな学校生活の形成に寄与することを目的とし、小中学校が芸術鑑賞を行った経費の負担軽減を図るため	芸術鑑賞に要する経費	児童生徒1人当たり800円以内	芸術鑑賞費補助金	児童生徒の心豊かな学校生活の形成に寄与することを目的とし、小中学校が芸術鑑賞を行った経費の負担軽減を図るため	芸術鑑賞に要する経費	児童生徒1人当たり800円以内
校外活動費補助金	小中学校における校外活動などに要する経費に対して補助し、校外活動を通して身につける学力の	学校外での学習の時間等に要する経費	予算の範囲内で定める額	校外活動費補助金	小中学校における校外活動などに要する経費に対して補助し、校外活動を通して身につける学力の	学校外での学習の時間等に要する経費	予算の範囲内で定める額

	定着や向上に資する				定着や向上に資する		
与謝野町学校保健会補助金	与謝野町学校保健会の運営活動費の負担軽減を図るため	与謝野町学校保健会の運営活動に要する経費	予算の範囲内で定める額	与謝野町学校保健会補助金	与謝野町学校保健会の運営活動費の負担軽減を図るため	与謝野町学校保健会の運営活動に要する経費	予算の範囲内で定める額
与謝野町教育支援委員会補助金	与謝野町教育支援委員会の運営活動費の負担軽減を図るため	与謝野町教育支援委員会の運営活動に要する経費	予算の範囲内で定める額	与謝野町教育支援委員会補助金	与謝野町教育支援委員会の運営活動費の負担軽減を図るため	与謝野町教育支援委員会の運営活動に要する経費	予算の範囲内で定める額
与謝野町教育研究校補助金	教育研究校等の運営活動費の負担軽減を図るため	教育研究校等の運営活動に要する経費	予算の範囲内で定める額	与謝野町教育研究校補助金	教育研究校等の運営活動費の負担軽減を図るため	教育研究校等の運営活動に要する経費	予算の範囲内で定める額
与謝野町小学生陸上記録会補助金	与謝野町小学生陸上記録大会の運営活動費の負担軽減を図るため	与謝野町小学生陸上記録大会の運営活動に要する経費	予算の範囲内で定める額	与謝野町小学生陸上記録会補助金	与謝野町小学生陸上記録大会の運営活動費の負担軽減を図るため	与謝野町小学生陸上記録大会の運営活動に要する経費	予算の範囲内で定める額
生徒会活動費補助金	生徒会活動費の負担軽減を図るため	中学校生徒会活動費に要する経費	1校当たり200,000円以内	生徒会活動費補助金	生徒会活動費の負担軽減を図るため	中学校生徒会活動費に要する経費	1校当たり200,000円以内
体育大会等選手派遣補助金	中学校のクラブ活動の遠征等に要する交通費等の負担軽減を図るため	中学校のクラブ活動の遠征等に要する交通費等(中学校のクラブ活動にない競技の場合は、教育長が特に認め	予算の範囲内で定める額	体育大会等選手派遣補助金	中学校のクラブ活動の遠征等に要する交通費等の負担軽減を図るため	中学校のクラブ活動の遠征等に要する交通費等(中学校のクラブ活動にない競技の場合は、教育長が特に認め	予算の範囲内で定める額

		た経費)				た経費)	
特色のある学校づくり補助金	たくましく生きていく人材を育てるため、学校ごとに地域性を踏まえ、創意工夫を生かした特色のある教育を行うため	特色ある学校づくりにふさわしい取組と教育長が認めた教育活動に要する経費	予算の範囲内で定める額	特色のある学校づくり補助金	たくましく生きていく人材を育てるため、学校ごとに地域性を踏まえ、創意工夫を生かした特色のある教育を行うため	特色ある学校づくりにふさわしい取組と教育長が認めた教育活動に要する経費	予算の範囲内で定める額
様式第1号(第3条関係) (略) 様式第2号(第5条関係) (略) 様式第3号(第6条関係) (略) 様式第4号(第7条関係) (略) 様式第5号(第7条関係) (略) 様式第6号(第8条関係) (略)				様式第1号(第3条関係) (略) 様式第2号(第5条関係) (略) 様式第3号(第6条関係) (略) 様式第4号(第7条関係) (略) 様式第5号(第7条関係) (略) 様式第6号(第8条関係) (略)			

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年10月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年10月2日（金） 1日間 至 令和2年10月2日（金）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説 明 者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	総括指導主事	高岡 弘安	
	指導主事	杉本 淳			
署名委員	委員 岡田 三栄子		委員 樋口 潔		
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第19号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について	承認可決
	議案第20号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度いじめ調査（1回目）の結果報告について ・ 令和2年度第1回学級満足度・学校生活意欲調査結果に見られる学校の状況と今後の活用等について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年10月2日 午後1時30分から午後2時43分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第6回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(修正等意見なし)

(塩見教育長)

ご確認いただけたということで、本会議終了後に、署名をお願いします。

ここで、本来であれば日程第3「教育長の報告」であります。都合により、日程を変更させていただき、日程第6「報告事項」のうち、「令和2年度第1回学級満足度・学校生活意欲調査結果に見られる学校の状況と今後の活用等について」を、杉本指導主事が報告いたしますのでご了承ください。

(杉本指導主事より報告)

(塩見教育長)

本事業は当町の特色ある取組の一つです。何かご質問等がございますでしょうか。

(岡田委員)

2回目の調査はいつ頃実施されるご予定でしょうか。

(杉本指導主事)

現時点、11月末から12月初旬頃に実施したいと考えております。

(岡田委員)

今年は新型コロナウイルス感染症の関係で、先生方には様々な点でご苦勞をしていただいていると思っています。子どもたちへの学力の定着だけではなく、多くの学校行事等が中止となる中で、中学校においては丹後ブロック中学校総合体育大会を実施していただきました。やはり子どもたちは、今年はこのことに取り組もうとか、こういう事業等があるからそれに向かって努力しようといった目標があると頑張りやすいと思います。ところが今年、予定があるようなないような期間が長かったので、この半年近くは子どもたちも不安を抱えていたと思いますし、先生方も同様であったと思います。

調査結果についてはあくまでもデータで、これがすべてではないと思いますが、子どもたち一人一人の家庭環境などにも配慮いただきながら、丁寧にご指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

(酒井委員)

岡田委員がおっしゃったように、今年には過去に経験したことがないような年だと思えますので、数字の表すところの分析が難しいと思うのですが、全国的にみてどうかということなども踏まえて、来年以降も参考にさせていただければと思います。

1点だけご質問させていただきたいのですが、先ほどご説明いただいた「硬さの見られる学級」というのは、指導の方法によってそうした傾向がみられるというお話でしたが、各学年に1ないし2ぐらいあります。学校によって、特定の学校にそうした学級が多いといった偏りがあるのでしょうか。

(杉本指導主事)

傾向としましては、特定の学校ということはありません。分散しております。

(樋口委員)

学級満足度・学校生活意欲調査について、十分に理解できていない点や疑問に思う点もありますので、少し時間を取って研修会を開催していただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

(塩見教育長)

事務局の方で計画していただければと思います。また、各学校の状況については、今後の学校訪問時に校長に聞いていただくのも良いと思います。

それでは、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

今年の残暑は本当に厳しく、いつになったら秋が来るのかと思っていましたが、昔から「暑さ、寒さも彼岸まで」と言いますように、最近は少し朝夕は涼しくなってきました。ようやく秋の気配が感じられるようになりましたし、昨日は中秋の名月ということで見事

な月が観ることができました。おかげさまで台風も、今のところ直接的な影響はなく、本当にありがたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、9月19日と20日に、本町6例目、7例目、8例目の陽性者が確認されました。また、昨日には9例目の方が確認されたと発表されまして、非常に緊張感のある毎日を送っているわけですが、今後とも注視してまいりたいと思っております。9月の4連休には多くの方が当地域を訪れておられました。京都縦貫自動車道では渋滞も発生するなど、北部に向かう車も大変多かったです。GOTOトラベルといった施策や外国からの入国制限の緩和などの影響が今後出てくるかもしれないと懸念しつつ、withコロナ社会においてどういう取組等をしていくのかということを考えていかなければならないと思っております。

さて、各学校は8月20日に2学期をスタートいたしましたので、すでに1か月半が経過いたしました。各こども園・学校とも順調にスタートを切っております。

小学校ではマラソン大会の練習や試走をしておりますし、10月17日には新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で、第2回阿蘇・天橋立小学生駅伝競走大会が阿蘇シーサイドパークの周回コースで行われます。また、例年は全小学校が一堂に会して行われている小学校陸上記録会も、今年は各校毎に記録会を開催されました。私も見学させていただいたのですが、一生懸命、練習の成果を発揮して、競技に臨んでおりました。後日、各校の記録を集約し、上位3位に賞状が渡されると聞いております。

中学校では、9月5日に加悦中学校と江陽中学校の体育祭が実施されました。感染防止策として保護者の参観を制限するなど、工夫を凝らして行われましたが、さわやかな体育祭を繰り広げてくれたと思っております。生徒会の役員の生徒たちが司会進行をしております。放送で「これから休養を取ります。」「30秒間手洗いを徹底してください。」「マスクを着用してください。」といった啓発を行いながら、実施しておりました。橋立中学校の体育祭は9月12日に実施されましたが、さわやかな中学生らしい大会でした。各学校ともに、生徒たちは思い出の1ページをつくってくれたと思います。また、加悦中学校と江陽中学校では、9月29日と30日に文化祭が開催されました。日頃の学習成果や活動の成果を十分に発揮した感動的な発表でした。加悦中学校では意見発表会や英語発表会を行っておりましたし、江陽中学校では合唱コンクールを実施しておりました。KYTで放送されると思いますので、ご覧いただければと思います。橋立中学校は、9月27日(日)から29日(火)までの日程で、広島、倉敷、高松方面に修学旅行に出かけました。学校のホームページにも載っておりますので見られた方もあるかと思いますが、良い天気恵まれて、生徒たちは有意義な修学旅行を楽しんだと聞いております。加悦中学校と江陽中学校は10月下旬の予定です。新型コロナウイルスの感染状況等を見定めながらの実施となります。後日、ご報告させていただきます。

また、少年の主張京都府大会に、今年度与謝野町から初めて出展したいいたしました。昨年度の与謝野町子ども発表会で発表してくれた生徒を推薦しております。府全体で17名が大会にのぞみ、その中で、江陽中学校の女子生徒が京都府市町村教育委員会連合会長賞を受賞いたしました。後日、報告会を行う予定です。こうした取組を後輩たちにつないでいってほしいと思っております。

中学校では、10月24、25日に与謝地方中学校秋季新人総合体育大会が開催されま

す。中学校体育連盟においては、非常に厳しいガイドラインを作成し、感染予防に努めながら子どもたちに良い体験をさせてやろうと努力されています。

長い2学期ではありますが、区切りをつけながら、子どもたちの成果を発表する機会を設けていこうと努めております。発表の機会が多くあると、プレッシャーを感じている児童生徒もおりますので、配慮しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

安心安全な学級・学校であるとともに、学力をつけるという本来の学校の在り方を追求していきたいと思っております。

報告は以上でございます。何かご質問等があればお願いいたします。

(佐々木委員)

保護者として、小学生陸上記録会を参観させていただきました。子どもの通う学校では、「できるだけここで観戦してください。」ということで、テントが張ってありました。学校からのお便りにもそのことが書かれていたのですが、アウトドアで使用するような正方形の小さいテントが3つだったので、「密になってかえって危ないのでは。」という声が出ていました。もちろん保護者の方も、新型コロナウイルスの感染予防については十分理解されていますが、どういう意図でそのようにされたのかと少し疑問に思いました。

(高岡総括指導主事)

保護者の方がそれぞれ好きな場所で観られると管理ができないということだったと思いますが、おっしゃるとおり、小さなテントだとかえって密になってしまいますので、そうしたご意見があったと学校には伝えておきます。

(塩見教育長)

保護者の方は大勢来ておられましたか。

(佐々木委員)

割と多くの方が来られていました。

(塩見教育長)

私も参観に行きましたが、多くの方が来られていました。ご指摘の点については、工夫していかなければならない課題だと思います。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

はじめに、「議案第19号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由等の詳細を植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第19号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第19号 与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、「議案第20号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題とします。提案理由等について 植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第20号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第20号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

(塩見教育長)

次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

「令和2年度いじめ調査(1回目)の結果報告について」、高岡総括指導主事が報告いたします。

(高岡総括指導主事より報告)

(塩見教育長)

何かご質問等があればお願いいたします。

(岡田委員)

いじめがあった時に周囲にいた子の状況は把握されていますか。「そんなことしたらあかんで。」「誰々ちゃんが嫌がっているからやめたら。」と止めたり、注意したりする子はいるのでしょうか。そうしたことを言うと、「今度は自分がいじめのターゲットになるから怖くて言えない。」といったこともよく聞きます。ただ、先生の目が届かないところでいじめと疑われるような事象が起こっていても、「やめときない。」と注意ができるような子、リーダー的な子がいると、先生が常になくてもなんとなくまとまるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(高岡総括指導主事)

ケースバイケースだと思います。いじめられたりしているのを側で観て笑っている子もいますし、止められないけど、とりあえず先生に言いに行くなど、自分ができることをする子、また、中には「やめないな。」と言ってくれる子もいます。学級においてしっかりと指導をし、いじめなど人が嫌がる行為に対して注意しあえる学級づくりが大切だと思っております。

(樋口委員)

江陽中学校では生徒一人一人にノートを渡して、先生と生徒が連絡を取り合っているという話をお聞きしました。先生方のご負担は大きいと思うのですが、良い取組だと思しますので、頑張っていたきたいと思っております。

(高岡総括指導主事)

教員一人でできない場合は複数で対応することも大切だと思います。いじめに関しては、いじめた側・いじめられた側双方の子どもたちの心境や心理をしっかりと聞いた上で、双方に対して指導する必要があります。一方的な指導になってしまうと、納得できないまま終わってしまうことになるので、組織的に真相をしっかりと究明し、子どもたちが納得する指導を丁寧にしていかないと、同じような行為が繰り返されて、さらに大きな問題に発展していったらと思います。

(塩見教育長)

学校として一番大切にしなければならないのは、子どもや保護者との信頼関係です。信頼関係なくして、学校は成り立ちません。今後とも、いじめ調査と学級満足度・学校生活意欲調査の結果をかみ合わせてしっかりと分析しながら、個に応じた指導をしていかなければならないと思っております。

それでは、日程第6「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(相馬教育次長)

来週から教育委員の学校(園)訪問、お世話になりますが、よろしく願いいたします。
資料を机の上に置かせていただいております。

また、次回の教育委員会につきましては、10月26日(月)午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(塩見教育長)

多忙な10月、11月になりますが、よろしく願いいたします。

学校園訪問につきましては、ご都合が悪い日がありましたら教育次長に連絡していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午後2時43分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 19 号

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例第 13 条第 3 項により、次の者を与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員に委嘱する。

令和 2 年 10 月 2 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見 定生

氏名		役職等	
関係地域を代表する者			
1	今田博文	加悦地域代表区長	新規
2	太田互	与謝野町文化財保護委員会会長	新規

(任期) 令和 4 年 3 月 31 日まで

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 114 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 2 項の規定に基づき、町が定める伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって町民の文化的向上及び地域文化の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「保存地区」とは、法第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。

(保存地区の決定)

第 3 条 与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、町の区域に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。

2 前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会(第 13 条第 1 項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 保存地区を決定しようとする場合において必要があると認めるときは、住民等の意見を反映させるために公聴会の開催等の必要な措置を講ずるものとする。

4 保存地区を決定したときは、その名称及び区域を告示しなければならない。

5 保存地区の決定は、告示することによりその効力を生ずる。

(保存地区の取消し)

第 4 条 教育委員会は、保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該地区の決定を取り消すことができる。

2 前項の場合には、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

(保存計画)

第 5 条 教育委員会は、保存地区を決定したときは、審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 建造物の保存整備計画に関する事項

(4) 建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 保存計画を定めたときは、これを告示しなくてはならない。

4 保存計画を変更しようとするときは、第1項及び前項の規定を準用する。

(現状変更行為の規制)

第6条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建築物等の修繕、模様替又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

(6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、製枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) その他次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 京都府公安委員会が行う道路標識等の設置及び管理に係る行為

ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却(仮設の工作物は除く。)

(イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置

- (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
- (エ) 森林の拓伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)
- (オ) 水面の埋立て

3 教育委員会は、第 1 項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第 7 条 教育委員会は、前条第 1 項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物の移転については、移転後の当該建築物等の移転及び移転後の状態が、当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第 3 号の建築物等の除却については、除却等の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第 1 項第 3 号から第 6 号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が、当該伝統的建造物群の保存又は当該風致地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第 8 条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第 6 条第 1 項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第 6 条第 1 項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。

第9条 次に掲げる行為については、第6条第1項及び前条の規定は適用しない。

この場合において、第6条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなくてはならない。

- (1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (5) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (6) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。))とを連絡する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (7) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車とこれらの自動車道とこれらの自動車以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連絡する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為
- (8) 交通監視塔等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 気象、海象、地象又はその他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (10) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (11) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (12) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

- (13) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (14) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (15) 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (16) 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)の設置又は管理に係る行為
- (17) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (18) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (19) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第6条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は徐却その他の違反を是正するために必要な措置を採ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の発注主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他の不正な手段により、第6条第1項の規定による許可を受けた者

2 教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を採ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなくてはならない。

(損失の補償)

第11条 町は、第6条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第 12 条 町は、保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会)

第 13 条 教育委員会に与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議及びこれらの事項について教育委員会に建議する。

3 審議会の委員の定数は 15 人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。

5 必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加悦町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 16 年加悦町条例第 14 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第20号

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和2年10月2日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩見 定生

提案理由

旧与謝野町立桑飼小学校体育館の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

(別紙)

与謝野町教育委員会規則第 号

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

与謝野町立体育施設条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、旧与謝野町立与謝小学校体育館又は旧与謝野町立桑飼小学校体育館」を「又は旧与謝野町立与謝小学校体育館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第20号資料

与謝野町立体育施設条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第42号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(利用の申請等)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。</p> <p>3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場、<u>旧与謝野町立与謝小学校体育館</u>又は<u>旧与謝野町立桑飼小学校体育館</u>の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。</p>	<p>(利用の申請等)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。</p> <p>3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場<u>又は旧与謝野町立与謝小学校体育館</u>の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。</p>

○与謝野町立体育施設条例施行規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第42号

改正 令和2年6月1日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町立体育施設条例(平成18年与謝野町条例第110号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第2条 与謝野町立体育施設(以下「体育施設」という。)の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間

ア 屋外体育施設 午前8時30分から午後9時30分(与謝野町立大江山運動公園施設及び与謝野町立算所地区社会体育グラウンドにおいては午前8時30分から午後9時まで)

イ 屋内体育施設 午前8時30分から午後10時まで

(2) 休業日

ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

イ その他教育委員会が別に定める日

(利用の申請等)

第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。

3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場、旧与謝野町立与謝小学校体育館又は旧与謝野町立桑飼小学校体育館の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 町が主催又は共催する行事に利用するとき。
- (2) 町又は区を単位とする公の団体が主催する行事に利用するとき。
- (3) 学校教育活動及び青少年の育成に関する行事に利用するとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用料の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用及び管理上の都合により利用の承認を取り消したとき。
- (2) 災害その他不可抗力の理由により利用できなくなったとき。
- (3) 利用者が6日前までに取り消し、又は変更を願い出たとき。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた体育施設の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為をしないこと。
- (3) 宣伝及び物品の販売、募金その他これに類する行為（事前に教育委員会の承認を受けた場合を除く。）をしないこと。
- (4) その他教育委員会が体育施設の管理上必要と認めて禁止する行為をしないこと。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、体育施設の利用に際し、その施設等を模様替し、又はこれらに設備等を付加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、体育施設等の利用を終わったとき（利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止されたときを含む。）は、直ちにその施設等を原状に回復し、清掃を行い係員の確認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 体育施設を故意又は過失によりき損又は滅失したときは、何人の行為にかかわらず損害額を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、教育委員会が別に定める。

(書類の様式)

第10条 申請書その他この規則に規定する書類は、教育委員会が別に定める様式による。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町算所地区社会体育グラウンド管理運営規則（昭和62年加悦町教育委員会規則第1号）、加悦町町民体育館使用規則（昭和61年加悦町教育委員会規則第1号）、岩滝町体育施設条例施行規則（昭和56年岩滝町規則第4号）又は野田川町立運動場等設置及び管理並びに使用料に関する条例施行規則（昭和57年野田川町規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年6月1日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年10月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子
会議日程	自 令和2年10月26日(月) 1日間 至 令和2年10月26日(月)			
出席者数	委員 5名 出席			
出席委員	教育長 塩見 定生 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代			
欠席委員	な し			
説 明 者	教育次長 相馬 直子 学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安 学校給食センター所長 増田 靖彦			
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代			
そ の 他	【傍聴者】 なし			

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第21号 与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱の制定について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	(な し)
そ の 他	・今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年10月26日 午前9時30分から午前10時18分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第7回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願ひいたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部文言の修正をお願いいたしました。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

今年は残暑が厳しかったので、急に寒くなったようにも感じますが、10月に入り、非常にさわやかな日が続いております。

委員の皆様方には、こども園訪問並びに学校訪問をお世話になっておりまして、ありがとうございます。各学校・園ともに、いよいよ2学期も後半に入り、また、年度を通しても後半戦となりました。訪問時に見ていただきますとおり、各学校・園とも新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、教育活動を実施しているということで、大変、ご苦労いただいていると思っております。訪問時におきましては、日頃感じておられることなどもお話していただくなど、与謝野町の学校教育がより一層推進していきますように、ご指導等よろしくお願ひいたします。

こども園や小・中学校の状況についてですが、まず、こども園におきましては、感染防

止対策を行いながら、学年別に曜日を変えて、運動会を実施したと聞いております。例年とは違う形となりましたが、子どもたちにとっては楽しい運動会が開催できたのではないかと考えております。

小学校では、平日または土曜日に、校内マラソン大会が開催されました。日頃の練習の成果を十分に発揮したのではないかと考えております。また、各校でのマラソン大会を受けて、10月17日には、小雨の降るあいにくの天気ではありましたが、与謝地方小学校駅伝競走大会が阿蘇シーサイドパークで開催されました。感染症対策として、2部に分けて、また、観客も一定制限をしての開催ではありましたが、友だちやご家族の皆様の声援を受けて、精一杯頑張っておりました。

また、同日、丹後ブロック中学校駅伝競走大会が京丹後市の峰山総合公園の周辺コースで開催されました。当該大会につきましても、雨の中での開催ではありましたが、結果、橋立中学校の男女、江陽中学校の男子が、来る11月15日（日）に丹波自然公園の周辺コースで開催される京都府中学校駅伝競走大会に出場することとなりました。大変喜ばしく考えております。それから、10月24、25日には、与謝地方中学校新人総合体育大会が開催されました。大会が実施できたことが、子どもたちにとっては励ましになり、意欲につながっていくのではないかと考えております。

10月18日（日）には、青少年育成協会主催による「親子で遊んでティータイム」という事業が野田川フォレストパークで開催されました。この日は天気に恵まれまして、23組の親子がニュースポーツなどを楽しんでおりました。親子で良い一日を過ごしてくれたと考えております。また、「子どもの読書本のしおりコンテスト」におきましては、加悦小学校の2年生の女子児童が佳作に入選しております。

中学校では、予定どおり中間テストが実施されております。また、職場体験学習につきましては、橋立中学校は35の事業所のご協力を得て、すでに実施し、加悦中学校は10月28日から2日間にかけて、20の事業所を訪問させていただく予定です。江陽中学校につきましては、今年は実施されません。修学旅行につきましては、10月28日（水）から30日（金）にかけて、加悦中学校と江陽中学校の2校が淡路島・鳴門・金刀比羅宮・姫路等に行く予定です。

社会教育の関係ですが、ガラス釧の展示を古墳公園で実施しております。3年に1度の実物展示となります。11月23日まで展示しておりますので、お時間が許せば、見学していただければと思います。

今後の主な日程でございますが、蕪村顕彰全国俳句大会につきましては、今年度は表彰式は実施いたしません。各賞を決定した上で、句集を作成してご参加いただいた方にお送りしたいと考えております。令和のBuson俳句大賞については現在募集中でございます。各学校とも年度当初の臨時休業等の関係で、例年どおりには取り組めておりませんが、現時点、令和3年2月13日に表彰式を開催する予定としております。子ども発表会につきましては、12月6日（日）午後2時から、野田川わーくぱるで開催する予定ですが、観客につきましては一定制限させていただく予定ですので、ご理解いただきたいと思います。なお、音楽フェスティバルにつきましては、学校が集っての開催はできませんので、KYTが会場校へ撮影に行き、後日、放映したいと考えております。今年度は、加悦小学校、市場小学校、山田小学校、岩滝小学校、江陽中学校の5校が参加いたします。最

後にイングリッシュキャンプですが、今年度は宿泊を取りやめ、12月13日に知遊館で開催したいと思っております。規模は縮小しつつも、グローバル社会で生きる子どもたちに様々な力をつけていきたいという思いで実施いたしますので、ご理解いただければありがたいと思います。

報告は以上でございます。何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(岡田委員)

加悦中学校・江陽中学校の修学旅行ですが、今のところ全員参加の予定ですか。

(高岡総括指導主事)

修学旅行への参加同意書につきましては全員提出されていると聞いております。

(塩見教育長)

小学校の修学旅行の日程を紹介してください。

(相馬教育次長)

岩滝小学校と石川小学校が11月12日・13日、三河内小学校と市場小学校が11月18日・19日、加悦小学校が11月19日・20日、山田小学校が11月26日・27日の予定です。

(塩見教育長)

各校とも例年とは少し行き先を変えておりますが、実施の方向で考えているということです。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

はじめに、「議案第21号 与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由等の詳細を柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長及び増田学校給食センター所長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(岡田委員)

支援については実施すべきだと思います。ちなみに、給食用として確保していただいたお米や牛乳、パンなどで余った分はどうされたのでしょうか。

(増田学校給食センター所長)

パンにつきましては、京都府学校給食会から小麦を調達されておりまして、使わなかった分は小麦のまま置いておかれます。お米についても米のまま保存されます。給食再開後に、それらの備蓄分から使われているという状況です。

(岡田委員)

夏休みを短縮する等で授業日数の回復を図っておられますので、その分は除いて実際に実施できなかった分について保障するという考え方でよろしいですか。

(増田学校給食センター所長)

牛乳に関しましては、学校再開後の授業日数の確保等により現在のところ保障の必要性はないと考えております。ただし、パンにつきましては、週1回の実施であるため、すべての予定日数を回復しきれれておりません。その分につきましては、給付金で対応したいと考えております。

(樋口委員)

通常、献立はいつ頃考えられて、業者さんには何日前ぐらいに発注されるのですか。

(増田学校給食センター所長)

献立につきましては、学校給食センターの運営委員会の献立部会で約2か月前に献立の素案を作成し、材料につきましては概ね1週間から10日前に発注をかけています。

(酒井委員)

今回の要綱にある給付金の積算式は、どういう根拠に基づいて定められたのですか。また、そもそもの話で恐縮ですが、今回、この給付金について、町の規則等ではなく、教育委員会の要綱として定められたのはなぜですか。

(増田学校給食センター所長)

給付金の支給額の積算につきましては、パンについては京都府学校給食会、牛乳については全国農業協同組合連合会から、全国的に、こういう計算式で支給してもらいたいと提示のあったものをそのままあてております。なお、お米につきましては、町の農林課に確認しまして、利益率等をもとに算出させていただいたところです。

(柴田学校教育課長)

要綱にした理由ですが、補填に関しては、全国学校給食会連合会から一定の基準を示していただいておりますが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用するということもあり、町独自の判断が必要であるということがありましたので、要綱にさせていただいております。また、交付については教育長が行うということで、教育委員会告示という形を取らせていただいたところです。

(塩見教育長)

それでは、「議案第21号 与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱の制定について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第21号 与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱の制定について」は、提案のとおり承認されました。

(塩見教育長)

次に、日程第5「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(植田社会教育課長)

2点、現状報告をさせていただきます。

1点目は、本年3月まで宮津海陸運輸株式会社様所有のSL広場で展示しておりました車両についてでございます。全27両のうち、国重要文化財指定の1車両と本町指定の文化財である旧加悦鐵道車両群のうちの2両を本町が宮津海陸運輸株式会社様から譲り受けて、保存活用するという方向で、現在、協議しておりますので、ご承知おきください。

2点目は、令和3年与謝野町成人式です。成人式につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、例年とは異なる方法で開催する予定で計画しております。開催日につきましては、令和3年1月10日(日)の午後。場所は野田川わーくぱるです。対象者を2グループに分け、2回に分けて開催する予定としております。可能な限り時間を短縮して実施したいと考えておりますので、来賓につきましては、本町町議会議長のものとさせていただきたいと思っております。教育委員の皆様方には例年、式へのご出席をお願いしておりますが、令和3年につきましては、ご案内をさせていただかないことといたしますので、誠に申し訳ございませんが、ご了承いただきたいと思います。

(酒井委員)

実施時期が1月なので先が読めないところではありますが、もし仮に実施できないとなると、お着物を用意されたり、レンタルされたりすることに関わって、金銭的な事情が出てくる可能性があるという点が気になります。また、町外に住んでおられる方も多いため、帰省できないといったようなことにならないかと危惧します。新型コロナウイルスの感染状況によっては変更もあり得る、あるいは、中止することもあるということをおあらかじめご案内しておく必要があるのではないのでしょうか。

(植田社会教育課長)

現時点では延期は考えておりません。町内の着物業者さんには相談に行かせていただき、調整をしております。今のところ、国の緊急事態宣言が発令されたり、移動制限が出され

た場合を除き、with コロナ社会ということも踏まえて、実施したいと思っております。

現在、国からは施設の使用制限の解除が示されておりますが、与謝野町におきましては11月末までは収容人数の1/2を上限とすることとしております。12月以降に変更となる可能性もありますが、成人式につきましては自主的に制限をかけて実施しようと思っております。感染状況によって開催方法や内容を変更する必要は生じるかもしれませんが、できる限り中止や延期は避けたいと考えております。

(塩見教育長)

参加者への周知方法などについては検討しておいてください。その他、何かありますか。

(相馬教育次長)

次回の教育委員会につきましては、11月26日(木)午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前10時18分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 2 1 号

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱の制定について

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

提案理由

本要綱については、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業(学校保健安全法(昭和 3 3 年法律第 5 6 号)第 2 0 条に規定する臨時休業をいう。)によって給食食材等の発注取消等の影響を受けた事業者等を支援するため、制定を行うものである。

○与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱

令和2年●月●日
教育委員会告示第●号

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する臨時休業をいう。以下同じ。）によって学校給食食材等の発注取消等の影響を受けたものを支援するため、予算の範囲内で給付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者、給付金の額等)

第2条 給付金の交付対象者、給付金の額等は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 学校給食関連事業者等応援事業 別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(2) 学校給食関連事業者等補填事業 別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項各号に規定する事業が他の補助金等の交付の対象となるときは、この告示による給付金は、交付しない。

(交付申請)

第3条 給付金の交付を受けようとする交付対象者は、与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育長が別に定める日までに教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第5条 申請者は、第3条の申請内容を変更しようとするときは、速やかに与謝野町学校給食関連事業者支援給付金変更交付申請書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、変更の適否を決定した上で、与謝野町学校給食関連事業者支援給付金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により交付決定のあった者は、与謝野町学校給食関連事業

者支援給付金請求書（様式第5号）により教育長に給付金を請求するものとする。

2 教育長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに給付金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年●月●日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

学校給食関連事業者等応援事業

交付対象者	基準額	給付金の額
年間を通して学校給食食材等の安定供給が図れるよう町と約している事業者等であって、令和2年4月1日以後において、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業による学校給食の食材等の発注について影響を受けた者	次に掲げる食材等の区分に応じ、当該各号に掲げる方法で算定した額（小数点以下切り捨て）を基準額とする。 (1) パン パンの種類毎に次の式によって算定された額を合計した額 （発注取消パン個数－代替授業時パン数）×（パン加工単価＋5.5円）×0.9 (2) 牛乳 （発注取消牛乳本数－代替授業時牛乳本数）×（牛乳供給単価－生乳単価）×0.8 (3) 米 （米使用減少量－代替授業時米使用量）×（米売却単価－米仕入単価） (4) その他教育長が認める食材等 教育長が認める額	別表第2に掲げる額

備考

1 発注取消パン数、代替授業時パン数及びパン加工単価とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

発注取消パン数 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業によって、町が既に発注していたパンについて、その発注の全部又は

一部を取り消した場合における当該パンの個数

代替授業時パン数 新型コロナウイルス感染症対策によって臨時休業となった授業日の代替として、学校の休業日に授業が実施される際の給食において提供されるパンの個数

パン加工単価 パン1個当たりのパン米飯加工委託料の額（小数点第2位以下切り捨て）

- 2 発注取消牛乳本数、代替授業時牛乳数、牛乳供給単価及び生乳単価とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

発注取消牛乳本数 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業によって、町が既に発注していた牛乳について、その発注の全部又は一部を取り消した場合における当該牛乳の本数

代替授業時牛乳本数 新型コロナウイルス感染症対策によって臨時休業となった授業日の代替として、学校の休業日に授業が実施される際の給食において提供される牛乳の本数

牛乳供給単価 町と学校給食用牛乳供給業者との間で令和2年度に契約した牛乳1本当たりの価格

生乳単価 一般社団法人中央酪農会議27年度ブロック別の乳価（平成28年12月26日付中酪（業務）発第288号）のうち200cc換算の価格

- 3 米使用減少量及び代替授業時米使用量とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

米使用減少量 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の影響により例年と比較し減少した米の使用量

代替授業時米使用量 新型コロナウイルス感染症対策によって臨時休業となった授業日の代替として学校の休業日に授業が実施される際の給食における米の使用量

米売却単価 米納入業者が町へ米を売却する際の1kg当たりの価格

米仕入単価 米納入業者が町へ納入するために仕入れた米の1kg当たりの価格

別表第2（第2条関係）

別表第1で算出した基準額	給付金の額
2万円以上～4万円未満	2万円
4万円以上～7万円未満	4万円

7万円以上～10万円未満	7万円
10万円以上～15万円未満	10万円
15万円以上～25万円未満	15万円
25万円以上～35万円未満	25万円
35万円以上～45万円未満	35万円
45万円以上～55万円未満	45万円
55万円以上～70万円未満	55万円
70万円以上～90万円未満	70万円
90万円以上～110万円未満	90万円
110万円以上	110万円

別表第3（第2条関係）

学校給食関連事業者等補填事業

交付対象者	給付金の額
年間を通して学校給食食材等の安定供給が図れるよう町と約している事業者等であって、令和2年3月2日から同月23日までの期間に新型コロナウイルス感染症対策の影響による学校の臨時休業によってパン、牛乳、米その他教育長が認める学校給食の食材等の発注について影響を受けた者	次に掲げる食材等の区分に応じ、当該各号に掲げる方法で算定した額 (1) パン パンの種類毎に次の式によって算定された額を合計した額 $\text{発注取消パン数} \times (\text{パン加工単価} + 5.5 \text{円}) \times 0.9$ (2) 牛乳 発注取消牛乳本数 \times (牛乳供給単価 $-$ 生乳単価) \times 0.8 (3) 米 米使用減少量 \times (米売却単価 $-$ 米仕入単価) (4) その他教育長が認める食材等 教育長が認める額

備考

- 1 発注取消パン数及びパン加工単価とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

発注取消パン数 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業によって、町が既に発注していたパンについて、その発注の全部又は一部を取り消した場合における当該パンの個数

パン加工単価 パン1個当たりのパン米飯加工委託料の額（小数点第2位以下切り捨て）

2 発注取消牛乳本数、牛乳供給単価及び生乳単価とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

発注取消牛乳本数 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業によって、町が既に発注していた牛乳について、その発注の全部又は一部を取り消した場合における当該牛乳の本数

牛乳供給単価 町と学校給食用牛乳供給業者との間で令和元年度に契約した牛乳1本当たりの価格

生乳単価 一般社団法人中央酪農会議27年度ブロック別の乳価（平成28年12月26日付中酪（業務）発第288号）のうち200cc換算の価格

3 米使用減少量、米売却単価及び米仕入単価とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

米使用減少量 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の影響により例年と比較し減少した米の使用量

米売却単価 米納入業者が町へ米を売却する際の1kg当たりの価格

米仕入単価 米納入業者が町へ納入するために仕入れた米の1kg当たりの価格

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長 様

申請者
住 所

事業者名

代表者氏名

印

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付申請書

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱第3条の規定により、給付金の交付について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業費の内訳 別紙のとおり
- 2 交付申請額 学校給食関連事業者等応援事業 円
学校給食関連事業者等補填事業 円
- 3 添付書類
 - ・事業費の詳細がわかる書類
 - ・その他教育長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

与謝野町指令第 号

事業者名

代表者氏名 様

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった与謝野町学校給食関連事業者支援給付金については、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長



記

- 1 交付決定額 円
- | | | |
|---|--------------------|---|
| 〔 | うち、学校給食関連事業者等応援事業分 | 円 |
| | 学校給食関連事業者等補填事業分 | 円 |
- 〕

- 2 不交付の理由

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長 様

申請者
住 所

事業者名

代表者氏名



与謝野町学校給食関連事業者支援給付金変更交付申請書

年 月 日付け 与謝野町指令第 号で交付決定のあった与謝野町学校給食関連事業者支援給付金について、与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請内容を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 変更後の事業費の内訳 別紙のとおり

2 変更交付申請額

学校給食関連事業者等応援事業	当初	円
	変更後	円
	(増減額)	円)
学校給食関連事業者等補填事業	当初	円
	変更後	円
	(増減額)	円)

3 添付書類

- ・変更後の事業費の詳細がわかる書類
- ・交付決定通知書の写し
- ・その他教育長が必要と認める書類

様式第4号（第5条関係）

与謝野町指令第 号

事業者名

代表者氏名 様

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで内容の変更交付申請のあった与謝野町学校給食関連事業者支援給付金については、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長



記

- | | | | | |
|---|--------------------|-------|----|----|
| 1 | 交付決定額 | 当初 | 円 | |
| | | 変更後 | 円 | |
| | | (増減額) | 円) | |
| 〔 | うち、学校給食関連事業者等応援事業分 | 当初 | | 円 |
| | | 変更後 | | 円 |
| | | (増減額) | | 円) |
| | 学校給食関連事業者等補填事業分 | 当初 | | 円 |
| | | 変更後 | | 円 |
| | | (増減額) | | 円) |
| 2 | 不交付の理由 | | | |

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長 様

申請者
住 所

事業者名

代表者氏名

印

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金請求書

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金につきまして、与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額	円
-----	---

振込先金融機関・店名	本店 ・ 支店
預金種別・口座番号	普通 ・ 当座 No.
口座名義	フリガナ

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年12月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年12月24日(木) 1日間 至 令和2年12月24日(木)				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説 明 者	教育次長 相馬 直子 学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安 社会教育課主任 井崎 洋之 社会教育課主事 田中 結人 社会教育指導員 後藤 昌典				
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	<p>議案第22号 与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について</p> <p>議案第23号 与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則の廃止について</p>	承認可決 承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和2年度 与謝野町こども発表会」について ・「YOSANO イングリッシュ キャンプ 2020」について ・高校魅力化の取組状況について ・屋外体育施設夜間照明設備維持管理に係る利用者懇談会について
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年12月24日 午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第9回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部文言の修正をお願いいたしました。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

師走に入り、12月15日に初雪が降りました。12月中旬に積雪があったという記憶はあまりないのですが、結構な量の積雪でした。

委員の皆様方には、10月・11月と長期間にわたり、町内のこども園・学校を訪問していただき、ご指導やご助言をいただきましたことにつきまして、改めまして厚く御礼申し上げます。

さて、委員の皆様もご承知のとおり、岩滝小学校の教職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認され、2日間、臨時休校といたしました。12月23日から再開しております。本日、終業式を迎えております。新型コロナウイルス感染症もそうですし、インフルエンザの関係、また、積雪の関係による交通事故等が心配されるところですが、万全を期して対応して参りたいと思っております。

過日、新聞報道されておりましたが、例年12月のこの時期には、インフルエンザによる学級閉鎖や学校閉鎖がおこるのですが、今年は全くないということです。ある面で、新型コロナウイルス感染症対策が、これからのあり様を示しているようにも思います。3密を避け、手洗い、マスク着用、うがい等を徹底していた成果かと思っております。これが今後の対応にも繋がっていくのではないかと感じたりしております。

また、修学旅行についてですが、11月27日に山田小学校が無事、修学旅行から帰って参りました。山田小学校が町内の小・中学校で最後の実施でしたので、これで町内すべての小・中学校の修学旅行が完了いたしました。この間、近隣市町の小・中学校が新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休校をしていたこともあり、緊張感が漂っておりましたが、天候にも恵まれ、無事、終えることができました。校長も気苦労が多かったと思いますが、子どもたちの笑顔を見て報われたのではないかと感じしております。私も子どもたちの様子をホームページ等を見て、今年の中で一番救われた出来事だと思っております。

先ほど申し上げましたように、今日が2学期の終業式です。今年は新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休校を余儀なくされ、授業時数の確保のために、例年よりも早く2学期をスタートさせましたので、長い2学期だったのではないかなと思っております。このような状況の中で、各校とも徹底した感染対策を講じながら、教育活動を展開していただき、また、その成果を発表する機会も確保していただきまして、学校等の様子を地域の方や保護者に見ていただいたのではないかと感じしております。

12月6日には、「与謝野町の子ども発表会」を実施いたしました。今年は新型コロナウイルス感染症対策ということで人数を制限して開催いたしました。小学生は、学校生活や少年スポーツの体験などを通して学んだことや、自分の障害について理解を求める発表をしていました。少年野球や駅伝競走大会を通して仲間の支えを実感し、仲間と一緒により良い学校づくりに努力していきたいという決意を語るなど、非常に有意義な発表をしてくれました。中学生は、部活動や学校での人間関係を通して、本当の友人の大切さを見つけたり、障害者の幸せや共生社会のあり方を考えたりしてくれました。高校生は、自分の高校生活を振り返って、学んだことの多くを後輩たちに意識づけてくれたのではないかと感じしております。全員、質の高い発表をしてくれましたが、願わくば、町の未来や世界に目を向ける、あるいは、環境問題や人権問題などについて、視野を広げて考えることも重要ではないかとも感じました。

それから、京都府の地球温暖化対策室所管の「夏の省エネチャレンジ」という事業に三河内小学校が取り組み、優秀校となりました。また、「宮津市中学生の主張大会」においては、橋立中学校の生徒が市長賞を受賞しております。環境問題について、天橋立を中心に語ったということでもあります。さらに、「京丹後市はしうど杯卓球選手権大会」の男子個人の部では、橋立中学校の生徒が入賞いたしました。女子団体の部では、江陽中学校が1位、橋立中学校が2位と健闘してくれました。京都府教育委員会主催の「小論文グランプリ」においては、江陽中学校の生徒が優秀賞を受賞し、江陽中学校の生徒2名が入選しております。「京都府秋季ウエイトリフティング選手権大会」では、女子の部では加悦中学校の生徒が優勝、男子の部では橋立中学校の生徒が優勝しております。

また、昨年に引き続き、今年も宮津ロータリークラブ様から、図書120冊を寄贈していただきましたので、ご報告しておきます。

12月13日には、「YOSANOイングリッシュキャンプ」を実施いたしました。今年で4年目を迎える事業ですが、従来は宿泊を伴って実施していたのですが、今年は1日での開催ということで、知遊館で実施いたしました。小学生13名と中学生2名が参加し、ALTをはじめ、地域の英会話の先生、宮津天橋高校加悦谷学舎の生徒たちが支援をしてくれまして、楽しい1日を過ごしました。オンラインを使ったレクリエーションも経験したということでございます。

また、同じ日に旧桑飼小学校のお別れの日というのがございまして、私も伺いましたが、約320名の地域の方々が来られていました。学校を懐かしく見ておられましたし、中には、卒業制作などをお持ち帰りになった方もあったようです。

毎年行われております「中学生の『税についての作文』」募集におきましては、大阪国税局長官賞を橋立中学校の生徒が、宮津税務署長賞と納税協会長賞を江陽中学校の生徒が受賞しておりますので、お知らせさせていただきたいと思っております。

11月13日には、「人権を考える集い」が実施されました。ブラジルから帰国された方が、日本で差別を受けるという苦難を乗り越え、多文化共生社会の実現を目指していくことを題として、お話をいただきました。また、KYTにおいて、各校の人権学種の取組を紹介する人権テロップの放映を昨日から実施しておりますので、またご覧いただければありがたいと思っております。

令和のBUSON俳句大賞につきましては、11月20日に締め切り、全小・中学校から応募がありました。小学生が898点、中学生が175点、合計1075点の投句がありました。昨年度よりも257点ほど多かったとのこと。高校生も103点投句してくれています。現在のところ、2月13日(土)に表彰式を行う予定としております。

12月18日には、佛教大学の原副学長様を講師としてお招きし、「いじめ防止等に関する研修会」を開催いたしました。委員の皆様もご参加いただき、ありがとうございました。原副学長様には、いじめに関する現代的な課題、スマホの活用による様々な変化などについてお話を伺いました。後ほど、ご意見をいただければありがたいと思っております。

その他といたしまして、12月17日に加悦谷ショッピングセンターウィル様から、今年も3中学校の部活動費にご寄付をいただきましたので、ご紹介しておきます。

教職員の交通事故につきましては、年々減ってはきておりますが、軽微な事故は今年度12月段階で5件起こっております。

冬季休業中における生徒指導でございますが、特に、気になる児童生徒への対応をはじめ、情報モラル・スマホの問題なども気にしておりますので、しっかりと対応するよう各校に指示したところでございます。

最後に、12月28日から1月4日までの間を学校休業期間としておりますので、お知り置きください。

新年の校園長会議は1月5日9時からとなります。委員の皆様からもお言葉をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(岡田委員)

いじめ防止等に関する研修会は、原先生が具体的な例題を挙げてお話いただいたので、

とてもわかりやすかったですし、様々なことを理解することができて良かったです。

ただ、事例としてあげていただいた内容について考える中で、いじめとして大きな問題にならないようにするためには、加害者となった子、被害者となった子、それぞれにどのような力をつけてあげておけば良かったのかと悩ましく思いました。

(高岡総括指導主事)

一番良いのは、ことが起こった時に、「どうしてそんなことをするんや。僕は一生懸命やってるんだから、そんなことをされたら困るんだ。」「そうやったんか。気が付かなかったけど悪かったな。」といったコミュニケーションが双方の間で取れることだと思います。ただ、直接、その場で言えない子ども、あるいは、そのことをきっかけにこもってしまう子どもなどもいますので、次の段階は、そのことに教員が気づいて、「実はこうだったんだよ。」とタイムリーに双方の子どもに話をするのが大切だと思います。即時の対応をせずに日が経ってしまうと、登校できなくなるなどの大きな問題につながるのだと思います。

(岡田委員)

被害者となった子に「嫌だ」と言える力をつけるにはどうしたら良いのでしょうかね。

(高岡総括指導主事)

普通の授業においても、様々な場面を想定して、「こういう場面ではどう言えば良いのかな。」といったことを考えさせるのが大切だと思います。また、総合的な学習の時間の中で、事例を示して、「こういう場合はどういった言い方をすれば相手にきちんと伝わると思えますか。」といったコミュニケーション能力やソーシャルスキルの育成に特に力を入れた学習をしている学校もあります。言語活動として、しっかりとそうしたやりとりができる力を毎日の授業であったり、学校生活の中でつけていかなければいけないと思いますが、なかなか難しいことではあります。

(岡田委員)

子どもたちも未熟な面はありますから、悪気はなくても、相手の取り方によっては、その子が嫌がることをしてしまっていることもあると思います。嫌だと思ったら「やめて」と自分の気持ちをしっかりと言えるような子ども、自己主張がしっかりできる子どもに育ててほしいなと思いました。

(樋口委員)

岡田委員がおっしゃられたことに関連するのですが、私も研修会に参加して、かなり意識を変えなければならぬと感じました。先ほどおっしゃった事例について、「いじめに当たりますか。」と研修会で原先生が聞かれた際、いじめに当たると手を挙げた先生方は約半分くらいだったということでした。あの事例を原先生が「いじめです。」とおっしゃられたということは、私自身も含めて意識を変えていかなければならぬということについては十分理解したのですが、そのように意識を変えていかざるをえない状況になっているとすれば、学校の先生方は大変だとも思いました。特に若い先生方が、子どもたちを指導さ

れるにあたり、ベテランの先生方や若手の先生方の指導に当たる先生方にご配慮をお願いしたいと思います。いじめの問題は、初期対応を誤ると、どんどん大きな問題になると伺っていますので、そうした意識をもって対応しなければならないと思いました。

それから、もう1点ですが、先ほど「小論文グランプリ」のお話がありましたが、もう少し詳しく内容等を教えていただけますか。

(高岡総括指導主事)

京都府教育委員会が主催しておりまして、京都市を除く、京都府内の中学校3年生、2年生を対象としたものです。

(塩見教育長)

『学び』（学習・活動・体験等）によって気づいたこと・向上したこと」がテーマで、教科・領域で学習又は体験した内容を題材とすることになっています。教科によって、A分野、B分野、C分野に分かれていまして、例えば、A分野には国語、社会、数学など、C分野には道徳、特別活動などがありまして、その分野・教科を選択して、小論文を書くというもので、今年度で8回目となります。

(樋口委員)

「小論文グランプリ」でも「宮津市中学生の主張大会」でも良い賞を受賞されたということですし、数日前には新聞の投稿欄に与謝野町の子が地域のことをテーマに投稿していたものが掲載されていました。地域に対する愛情や思い入れは、もちろん全員が持っているとは思いますが、それを発表という形で表すことことができるようになってきたということは、この間の学校での先生方のご指導の賜物ではないかなと思います。ありがたく思っております。

(酒井委員)

先ほどからお話の出ております研修会の件ですが、先ほど来の事例について「いじめに当たりますか。」との質問に対して手をあげられた先生方に対し、原先生が「いじめであると手をあげられた先生よりも多くの先生方がいじめに当たらないという方に手をあげられていますね。」とおっしゃった時に、少し危機意識を感じました。学校の先生方の「いやそれは。」と思われるお気持ちもわかる反面、いじめの定義や捉え方が変わってきている以上、「これはいじめなんだ。」と認識するように大きく考え方を改めないといけないんだろうなと強く感じました。

以前、個人情報の取り扱いのことが課題になった時と同様に、よく知ってる人だから教えてあげてもいいだろうと思ったらそれは個人情報保護に反することになる、という感覚に似てるのかなと思いました。すごくシビアな話ではありますが、ある程度形式的に、「こういうことはいじめに当たると捉える」という意識づけが、我々も含めて必要なのかなと話を聞いて感じました。

2点目ですが、旧桑飼小学校のお別れの日々の件です。私も広報誌に掲載されていたのを拝見しましたし、当日の様子をテレビのニュースや新聞でも報道されていたと思うのです

が、例えば、卒業生の方などにはどのように案内されたのですか。当日来られた方の中には机などをお持ち帰りになった方もあるようですので、少し詳しく教えてください。

(柴田学校教育課長)

広報につきましては、町の「広報YOSANO お知らせ版」に掲載させていただいたのと、KYTの文字放送で流しておりました。また2日前から、加悦地域においては有線放送でお知らせさせていただきました。また、独自にチラシを作っていた区もあるとお聞きしています。

当日は、基本的には自由に学校内を見ていただくということでしたが、惜別有志の会という桑飼地域の有志の会の方々が、教室の一つを使われて、桑飼の宝という歌のスライドショーを流したりもしていただきました。また、卒業制作で作成された教室や職員室の看板、物入れに使っていた箱といったものが残っておりまして、体育館の一角にそうしたものを持ち帰っていただくコーナーを設けました。陸上の記録プレートや規格が小さかったり、少し傷んでいたりして使用用途のない机なども、お持ち帰りいただきました。

(佐々木委員)

いじめ防止等に関する研修会についてですが、先ほどから話題になっているように、従来どおりの捉え方ではいけないのだなと私も感じました。その子が嫌だと感じたらいじめ、ということは理解するのですが、一方で、いじめた側となった子どもにはどう伝えていけば良いのだろうか、と悩ましく思いました。「あなたのしたことはあかんことなんやで。」ということではなく、「相手がやめてほしいと思っていたのだから、そういうことはやめようね。」という話を私も子どもにすることはあったのですが。

研修会では「初期対応が大切だ。」とずっとおっしゃられていましたが、本当にそこだなとつくづく感じています。先生方もそうした認識を持っていただいて、早い段階から、1人で抱え込まずに、複数で組織的に対応していただきたいなと思いました。

(塩見教育長)

委員の皆様がおっしゃるとおり、いじめの定義について、改めて認識しなければならないということを含め、多くのことを考えさせられる研修会でした。やはり問題事象等も含めて、初期対応が大事だということは間違いないと思います。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

はじめに、「議案第22号 与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について」を議題といたします。提案理由等の詳細を植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(酒井委員)

この要綱に変わって、新しい別の要綱ができたということですか。

(植田社会教育課長)

企画財政課において「与謝野町まちづくり補助金」が整備された際、「コミュニティ施設整備」ということで、「公民館または集会所の増改築、改修事業」が対象とされています。対象事業が20万円以上、補助率が3分の2以内、上限が200万円です。本来、この補助金要綱が整備された段階で、与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱については廃止すべきだったということでございます。ちなみに、社会教育施設整備費補助金については、補助率が15%と新しい補助金よりも低額でありました。区長連絡協議会からの要望等もありまして、新しい補助金制度を整備し、補助内容を拡充したということです。

(酒井委員)

廃止する要綱の「社会教育施設」は公民館だけを指すという理解でよろしいですか。

(植田社会教育課長)

議案書の3ページ、第3条に該当する事業を記載しております。

(塩見教育長)

それでは、「議案第22号 与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第22号 与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について」は、提案のとおり承認されました。

次に、「議案第23号 与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則の廃止について」を議題といたします。提案理由等の詳細を植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第23号 与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則の廃止について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第23号 与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則の廃止について」は、提案のとおり承認されました。

それではここで、10分間休憩いたします。

(休憩 10分)

(塩見教育長)

休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

「令和2年度 与謝野町こども発表会について」、後藤社会教育指導員が説明いたします。

(後藤社会教育指導員)

- ・12月6日(日)に、野田川わーくばるで開催
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、150人以下となるよう入場制限を行った。
- ・小学校6校、中学校3校、加悦谷高校の10校の代表者が発表
- ・今年度は国際的な問題、環境問題、人権問題、生命の尊厳に関わるような大きなテーマの発表が少なかった。次年度はそうした点にも留意したいと思っている。
- ・発表する姿勢はしっかりとしており、原稿をほとんど見ず、テンポよく、抑揚をつけながら発表してくれた。コロナ禍において練習も十分に行っていなかったのではないかと思うが、家庭や学校でのご指導のおかげである。
- ・聴衆についても、途中退席されることなく、最後まで静かに聞いていただいた。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(佐々木委員)

例年は、全校の児童生徒にチラシが配布されていたと思うのですが、今年は持ち帰ってきませんでした。新型コロナウイルス感染症対策によるものですか。

(後藤社会教育指導員)

入場制限を行うため、持ち帰りはなしとさせていただきました。発表者の友だちや関係

者の方には公民館に行って一般の入場整理券をもらっていただくよう、お伝えさせていただいたところです。

(佐々木委員)

発表者やその関係の方は誰が出演されるのかがわかっていたと思うのですが、そうでない子たちは今年は誰が発表されるのかも知ることができませんでした。新型コロナウイルス感染症対策もあって見に行くことはできないだろうとは思っていましたが、こういう発表がされますよ、というお知らせぐらいはあっても良かったと思います。

(後藤社会教育指導員)

おっしゃるとおり、そうした工夫があっても良かったと思います。

(酒井委員)

ご報告いただいた中で、発表内容について、もう少しこういう内容であればというお話がありましたが、子どもたちには自分が話したいことを書きなさいと指示されているのですか。それとも学校等でテーマなどを提示されているのですか。

(後藤社会教育指導員)

テーマは学校にお任せしています。

(塩見教育長)

次に、「YOSANO イングリッシュ キャンプ 2020について」、社会教育課の井崎主任が説明いたします。

(井崎主任)

- ・今年度で4回目。例年は、マリンピアを会場に1泊2日で実施してきたが、コロナ禍ということで、知遊館において1日で開催した。
- ・町内の小学校5・6年生13名が参加してくれた。
- ・外国人の協力者も、今回は町内のALTの先生3名とした。かなり規模を縮小した形での実施としたが、これまでと変わらない数のアクティビティは実施できた。
- ・リピーターの児童が2名参加。マンネリ化しないように、毎年、新しいことにチャレンジしていこうという気持ちになれた。
- ・アベリスツイスとの交流の歴史などについての紹介は、オンラインで実施した。
- ・過去に参加した中学2年生を対象に声をかけたところ、加悦中学校と江陽中学校からそれぞれ1名ずつ参加してくれた。
- ・事業としては、1泊2日がベストだと思うが、今回、規模を縮小しての開催でも一定の成果がえられた。今後も状況に応じて、工夫をしながら事業として継続していきたいと考えている。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

子ども発表会もイングリッシュキャンプも、コロナ禍でいろいろと大変なことがあったにも関わらず、事業を止めることなく、実施していただき感謝しています。イングリッシュキャンプは1日の開催でしたが、継続していくことで、子どもたちのつながりができたり、いろいろな興味のわく体験ができたと思います。来年確実にコロナが終息して、1泊2日で開催できるかどうかはわかりませんが、規模を縮小してでも続けていただきたいと思います。財政状況が厳しい中、予算の確保も難しいかもしれませんが、未来の子どもたちにつなげていってもらえるように、どうしてもであれば、クラウドファンディングなどを活用してでも、良い事業は続けていただきたいと思います。以前に比べて、家庭において子どもたちに様々な経験をさせることが難しくなったということもお聞きします。大人数で宿泊するとか、違う学校の子どもたちと一緒に活動するといった経験は貴重だと思いますので、今後も続けて続けていただきたいと思います。

(塩見教育長)

続きまして、「高校魅力化の取組状況について」、井崎主任が説明いたします。

(井崎主任)

- ・本町における「高校魅力化」の定義は、シンプルに「高校が地域を生かす」「地域が高校生を生かす」ということだと思っている。
- ・現在、与謝野町と加悦谷高校で力を入れている地域探究学習を通じて、学校と地域の距離を近づけていくことによって、この地域を盛り上げるために都会で学んで帰ってきたいと思ってくれる子たちの割合を増やす、また、地域の方もその子たちが戻ってきたいと思ってくれるような町をつくりたいという、高校と地域の協働により、双方の意欲を伸ばす相乗効果をねらいとしている。協働には、双方の関係性が強く、お互いを高めていこうという意味がある。町としては、内発的な地方創生を目指すのであれば、高校も含めた町全体の魅力化が、最適の政策ではないかと思っている。
- ・昨年度から、魅力化コーディネーター（地域おこし協力隊）に加悦谷高校に常駐をしてもらっており、今年度は2年目となる。1年目は広報を中心に担ってもらったが、地道に学校内で信頼を積み重ねてくれた。2年目は、地域と学校を結ぶという本来の業務を積極的に任され、期待どおりの動きをしてきている。町と高校との懸け橋の役割を担っており、コーディネーターを通じて現場の先生の声が聞けるようになってきた。
- ・施策としては、令和元年度は、中高合同の探究ゼミを実施した。今年度は、より高校生の実利に資するという意味で、3年生対象のAO入試対策講座を民間事業者に委託して実施した。3年生の約3分の1、30名以上が参加する人気の講座となった。講座では、生徒がその大学に行って何を学びたいとかということをはっきりとさせる過程で、これまでの自分と向き合い、経験や気づきを言語化して、進路に結び付けていくというそういうことに取り組んでいた。今年度の受講生からは、「将来、教員や保育士になってここに帰ってきたいです。」「自分と向き合う・振り返るという作業を通じて、自分はこの地域が

好きなんだなということがわかった。」という嬉しい言葉もいただいている。

- ・今後、加悦谷高校において1年生・2年生で実施をしている地域と深くかかわる探究学習やキャリア教育を充実していけばいくほど、この講座も絡めて、地元志向の傾向が深まってくれるのではないかと考えている。将来この地域で頑張りたいという生徒の思いの醸成がこの事業を町として実施している目的であるという点をご理解いただきたい。
- ・今年度の事業として、生徒によるまちの魅力発信も始めていく。毎年、町長と加悦谷高校生生徒の対話授業をしているが、これまでは、町への要望の域を出なかった。今年は高校生自身が主体になって、町の魅力を発信していきたい、というアイデアを出してくれた。来月からSNS等を通じて、魅力発信をしていくことになり、「広報YOSANO 1月号」にも記事が掲載されているので、ご覧いただきたい。
- ・次年度に向けて、加悦谷高校と与謝野町との魅力化ビジョンを作成したいと思っている。方向性や何を実施するのかなど、役割分担を明確にして、持続可能な魅力化を進めていきたいと思っている。高校の育てたい人材像が与謝野町の将来にどう繋がっていくのかというところをビジョンづくりを通じて議論をしていきたいと思っている。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

中学生が地元の高校を受検したいと思えるように、加悦谷高校・宮津天橋高校加悦谷学舎の魅力をしっかりと中学生や中学校に伝えていただきたいと思います。

(塩見教育長)

先日、京都府教育委員会から、「令和3年3月卒業予定の中学生等進路希望状況の結果」が公表されていますので、その概要について、報告してください。

(相馬教育次長)

11月10日時点の中学生等の進路希望状況が新聞等に掲載されました。宮津天橋高校加悦谷学舎については、募集人数を上回る志望状況でした。加悦谷高校長に2学期を終了しての状況をお聞きしておりますと、「加悦谷高校・宮津天橋高校加悦谷学舎に入学した生徒を伸ばしていただいている。」という評価を中学校からいただいたということで、「中学校との連携や信頼関係が充実してきた。」とおっしゃっていました。与謝野町はもとより、他地域からも加悦谷学舎を希望してくれる中学生が増えてきているとのことですので、高校の魅力が伝わっているのだと思っております。

(酒井委員)

インターネットで検索すると、高校魅力化には三本柱があって、これが高校魅力化なんですよとありますが、与謝野町が目指す姿も同じですか。

(井崎主任)

全国的な高校魅力化は、①地元の中学生在が減っている中、全国から生徒を募集、地元の生徒と外部から来た生徒の交流によって地域を活性化する。②公営塾を町が整備し、生徒の能力を押し上げていく。③地域探究を深め、学ぶ意欲と郷土愛、この地域を何とかしたいという思いを醸成する、という3本柱で語られています。

ただ現在の与謝野町においては、寮や公営塾の整備についてはまだそのような段階にはないと思っています。3つ目の地域探究を通じて、郷土愛を育み、学ぶ意欲を伸ばしていくための一つの施策として、AO入試対策講座などを実施しているところです。

(酒井委員)

一般的に言われてる高校魅力化ではなく、与謝野町独自のものとして取り組んでいると理解すれば良いですか。

(井崎主任)

与謝野町としてアレンジをした形で取り組んでいます。

(塩見教育長)

それでは次に、「屋外体育施設夜間照明設備維持管理に係る利用者懇談会について」、社会教育課の田中主事が説明いたします。

(田中主事)

- ・屋外体育設備につきまして、先日、利用者懇談会をさせていただきました。
- ・本年12月31日をもって、照明設備で使用している高圧水銀ランプの一部製品が製造中止になることから、懇談会を開催することとした。
- ・屋外体育施設の設備については、今回規制の対象外の製品を使用しているが、かなり老朽化が進んでおり、電球切れを起こした際は、球だけではなくて設備ごと交換する必要がある。また、高圧水銀ランプの製造中止に伴い、メーカーにおいては規制対象外の製品についても製造を中止する方針を出しているところが多く、今後、高圧水銀ランプの製造の見通しが立たない状況があるため、これを機に、LED化も視野に入れて検討していく必要があると思っている。ただし、LED化には工事費も含め、多額な費用がかかることになる。
- ・そのため、まず、町内のテニスコートのナイター設備を使っている団体を対象に、今後の維持管理を含め、懇談会をさせていただいたところである。ただ、当日参加されていない団体も多かったため、現在、懇談会の議事録を作成し、利用団体に送付するとともに、併せて今後の進め方などについてアンケートをお願いしている状況である。
- ・今後、グラウンド等の利用団体等とも同様の話を進めていきたいと考えている。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(植田社会教育課長)

補足になりますが、今回は、町の現状をまず説明させていただいて、今後どうしていくのが良いか相談させていただく形で進めていきたいと考えております。

(酒井委員)

これまでは計画的に交換していたのですか。

(田中主事)

ランプが切れる都度の交換としていましたので、何年ごとに更新と決まっていたものではありません。

(塩見教育長)

それでは、日程第5「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありませんか。

(相馬教育次長)

年始の校園長会議を1月5日(火)の午前9時から農事研修室で行いますので、ご出席をお願いいたします。

また、次回の教育委員会につきましては、1月25日(月)午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

午前11時30分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 22 号

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱を廃止する告示を別紙のように定める。

令和 2 年 12 月 24 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

提案理由

合併当初に定められた要綱であるが、現在は別の補助制度等により施設整備が行われているため、廃止するものである。

(別紙)

与謝野町教育委員会告示第 号

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱を廃止する告示

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱（平成18年与謝野町教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年12月24日から施行する。

議案第 2 2 号資料

○与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱

平成 1 8 年 3 月 1 日
教育委員会告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成 1 8 年与謝野町規則第 3 8 号）に定めるもののほか、与謝野町社会教育施設の整備を図り、地域における住民の交流を深め、教養を高める活動及び学習の基盤を確立するための事業を実施する団体が当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「社会教育施設」とは、与謝野町立公民館条例（平成 1 8 年与謝野町条例第 1 0 2 号）により、設置した地区公民館で住民の文化の振興及び社会福祉の増進に寄与すると認められるものをいう。

(補助対象)

第 3 条 前条に規定する施設を整備する事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるもので、その事業に要する経費が 2 0 万円以上のものとする。

- (1) 地区公民館の新築
- (2) 地区公民館の施設に係る修繕
- (3) 地区公民館の施設に係る改修
- (4) その他教育長が特に必要と認める事業

(補助率)

第 4 条 補助率は、補助対象事業に要する経費の 1 5 パーセント以内とする。ただし、他目的施設の併設等で教育長が特に認めたものについては、別に定める。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、社会教育施設整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に補助事業等に関する事業計画書及び収支予算

書並びに見積図、見積書その他教育長が必要とする書類を添え、教育長が別に時期を定めたときは、その時期までに教育長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 補助金は、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認められたときは、社会教育施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、前条の申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更申請)

第7条 第5条に定める申請書を提出したのちにおいて、事業計画を変更した場合は、遅滞なく、社会教育施設整備事業の変更申請書（様式第3号）を、教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告は、社会教育施設整備事業に係る事業実績報告書（様式第4号）を教育長に提出することにより行うものとする。

(書類の経由)

第9条 地区の代表者がこの告示に基づき教育長に提出する書類は、当該区域を担当する町政協力委員を経由しなければならない。

(その他)

第10条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加悦町社会教育施設整備費補助金交付要綱（昭和52年加悦町告示第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 2 3 号

与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの
利用に関する規則の廃止について

与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則を廃止する規則を別紙のように公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

提案理由

合併当初に定められた規則であるが、現在は貸出用のパソコンがなく今後も配置する予定がないため、廃止するものである。

(別紙)

与謝野町教育委員会規則第 号

与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの
利用に関する規則を廃止する規則

与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第36号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年12月24日から施行する。

議案第23号資料

○与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用
に関する規則

平成18年3月1日
教育委員会規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町立生涯学習センター知遊館（以下「知遊館」という。）視聴覚室に設置されている講習用パソコンの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 講習用パソコンは、次に掲げる場合に知遊館視聴覚室内においてのみ貸出しをし、利用できるものとする。

- (1) 5人以上の町民によって構成された団体が、主体的にパソコン講習を実施する場合
- (2) 町内の公共機関がパソコン講習を実施する場合
- (3) その他与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた場合

(利用の許可)

第3条 利用の申請を希望する団体は、与謝野町立生涯学習センター知遊館条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第35号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する申請書にその旨を記載して教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、講習用パソコンの利用を許可する場合は、規則第7条に規定する許可書にその旨を記載し、交付する。

(利用条件)

第4条 講習用パソコンの利用については、プレインストールしてあるアプリケーションソフトの利用を原則とする。

2 講習用パソコンの利用後は、講習で利用したデータ等をすべて削除するとともに、各種の設定を戻して返却しなければならない。

3 講習用電子メールアドレスは、講習用パソコン間での利用以外に利用してはならない。

4 講習用パソコンは、許可を受けたパソコン講習以外に利用してはならない。

(弁償)

第5条 講習用パソコン（附属品及びケーブル類を含む。）に故障が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、どのような故障であっても利用団体において、修理を行わなければならない。

2 講習用パソコンが盗難及び破損した場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、同等の機能を有する物を利用団体が弁償しなければならない。

(利用の取消し)

第6条 利用団体がこの規定に違反した場合、教育委員会は直ちに利用許可を取り消すとともに、講習用パソコンの返却を求めることができる。

(館長への委任)

第7条 教育委員会は、この規則に規定する権限の一部を知遊館館長に委任することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、講習用パソコンの利用に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の岩滝町生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの使用に関する規則（平成14年岩滝町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年1月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子
会議日程	自 令和3年1月25日（月） 1日間 至 令和3年1月25日（月）			
出席者数	委員 5名 出席			
出席委員	教育長 塩見 定生 委員 樋口 潔 委員 佐々木 和代		委員 岡田 三栄子 委員 酒井 英隆	
欠席委員	な し			
説 明 者	教育次長 相馬 直子 社会教育課長 植田 弘志 学校教育課課長補佐 堀口 義雄 社会教育指導員 山形 芳弘		学校教育課長 柴田 勝久 総括指導主事 高岡 弘安 社会教育課課長補佐 大江 聡	
署名委員	委員 岡田 三栄子		委員 樋口 潔	
そ の 他	【傍聴者】 なし			

会議に付した事件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第24号 与謝野町古墳公園条例施行規則の一部改正について	承認可決

協議及び報告事項

項 目	件 名
協議事項	(なし)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度いじめ調査（2回目）報告及びいじめ調査（1回目）追跡調査報告について ・教育リーフレット（令和3年度版）について ・与謝野町立小学校（野田川地域）再編計画における児童数の状況について ・加悦中学校スクールサポート協議会の設立について
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年1月25日 午前9時30分から午前11時まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第10回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部文言訂正を事務局にお願いしています。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

1月7日(木)に小・中学校では始業式を予定していましたが、当日、与謝野町には大雪注意報が、近隣市町には警報が発令されました。そのため、本町の学校は予定どおり始業式を実施いたしましたが、橋立中学校については宮津市に警報が発令されていたということで休校といたしましたので、お知らせしておきます。

京都府における新型コロナウイルス感染症の感染者の急増を受け、1月13日(水)に特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。この間、京丹後市の介護施設等における感染者の急増に伴い、当町にお住まいの関係者の方が検査を受けられたり、自宅待機をされたりするなど、本町にも影響がございました。また、広報されておりますので委員の皆様もご承知のとおり、石川保育所の保育士と園児の感染が確認されたことから、同保育所につきましては1月22日(金)まで休園し、23日(土)から再開したところでござい

す。

小・中学校、こども園の状況でございますが、先ほども申しましたように、小・中学校は1月7日(木)、こども園は1月8日(金)が始業式でございました。体調不良や不登校傾向の児童生徒が数名欠席したとのことですが、各学校・園ともに、順調なスタートを切ることができたと報告を受けております。

また、例年どおり、校内書き初め展などを実施した学校もございます。ただ、保護者の授業参観については、緊急事態宣言下ということで、多くの学校で中止を余儀なくされたと聞いております。高校生との交流会ということで、例年、加悦谷高校のアスリートコースの生徒が小学校を訪問し、スポーツなどを通して交流を深めていこうという取組が行われておりますが、12月16日(水)には三河内小学校において5、6年生を対象に開催され、楽しい1日を過ごしたと聞いております。

府立高校附属中学校と私立中学校の入学選抜についてですが、1月16日(土)に附属中学校で、17日(日)に京都共栄学園中学校で入学選抜があり、受検した児童がおります。

それから、小学校のスキー教室ですが、今年は雪はあるのですが、コロナ禍ということで移動手段等を考慮し、全校中止となりました。また、全日本ジュニアウエイトリフティング選手権大会が、2月5日(金)から7日(日)に山梨県で開催されるのですが、加悦中学校の女子生徒1名、江陽中学校の女子生徒1名の計2名が出場いたします。遠方ではありますが、世界選手権につながる大会ということで、感染防止に十分努めながら参加すると聞いておりますので、お知らせしておきたいと思っております。

成人式についてでございますが、今年は1月10日(日)に、新型コロナウイルス感染症感染防止に最大限配慮いたしまして、2部構成で実施いたしました。天候にも恵まれまして、厳粛な式典が開催できました。詳細につきましては、後程、担当から説明申し上げます。

その他といたしまして、中学3年生の進路日程ですが、2月10日(水)に私立高校の入学選抜が、16日(火)には公立高校の前期選抜が実施されます。また、公立高校については3月にも中期選抜、後期選抜が実施されます。

卒業証書授与式につきましては、府立高校は3月1日(月)、中学校は15日(月)、小学校は23日(火)でございます。小・中学校修了式は24日(水)、こども園修了証書授与式は26日(金)です。参考にしていただければと思います。

私からは以上でございます。植田社会教育課長から成人式の報告をお願いします。

(植田社会教育課長)

1月10日(日)に成人式を開催させていただきました。野田川わーくぱるにおいて2部制開催ということで、1部が加悦地域と岩滝地域、2部が野田川地域とさせていただきます。例年であれば、教育委員の皆様にもご案内をさせていただき、成人者をお祝いしていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、来賓の方につきましては、与謝野町議会議長様のみとさせていただきます。

成人式の該当者は男女合わせて297人で、このうち223人に出席いただきました。出席率は約75%でございます。去年が約84%でしたので、9%減となりましたが、こ

れにつきましてはコロナの影響が少なからずあったのではないかと考えております。

(塩見教育長)

ありがとうございました。それでは私からの報告も含めて、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(酒井委員)

成人式についてお尋ねします。町として、例えば、東京や関東方面の方には参加を自粛してほしいといったようなご案内はされたのでしょうか。

(植田社会教育課長)

町としては自粛のお願いはしておりません。ただ、在籍されている学校等から、自粛要請があったというようなお話はお聞きしております。出席予定だった方から「欠席させてほしい。」といった連絡が何件かございました。

手指消毒やマスク着用といった、基本的な感染予防対策や記念撮影まではマスクはとらないでくださいといったお願いに加えまして、「式典後の飲食は控えてください。」というメッセージは配布させていただきました。

(塩見教育長)

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

はじめに、「議案第24号 与謝野町古墳公園条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。提案理由等の詳細を植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

ご提案の動物はペットのことで、介助犬は含まれていないと思うのですが、はっきりと介助犬は除くという文言を書いておく必要があるのではないのでしょうか。介助犬は訓練をきちんとされていますし、公共施設においては介助犬の同伴は認めるべきだと思うのですがいかがでしょうか。

(樋口委員)

私も資料をいただいた時に同じことを思いました。同じ動物ではありますが、介助犬とペットは全く異なりますので、はにわ資料館についても介助犬は同伴可とすべきだと思います。

(植田社会教育課長)

介助犬の同伴につきましては、人が立ち入ることのできる様々な場所で受け入れるよう義務付けられています(身体障害者補助法)。町が管理する公共施設につきましては同伴可能となっていますので、これまでからそのように対応しております。

(塩見教育長)

それでは、「議案第24号 与謝野町古墳公園条例施行規則の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第24号 与謝野町古墳公園条例施行規則の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

それでは次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

はじめに、「令和2年度いじめ調査(第2回目)報告及びいじめ調査(第1回目)の追跡調査報告について、高岡総括指導主事をご報告申し上げます。

(高岡総括指導主事より報告)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

昨年12月に原先生のご講演を聞かせていただいて、いじめに対する先生方の認識を変えていただかなければならないということは意識しているのですが、担任の先生だけではなく、大勢の先生方で相談などができると、それぞれ違った角度からも子どもたちを見てもらえるのではないかと思います。昨年はコロナ禍で例年夏季休業期間中に行っている校内会議ができなかったということなので、担任の先生の負担が増えているのではないかと思いますので、先生方のフォローというか、どのような事例についても、一人の先生が抱え込むことのないように、学校全体で対応していただきたいと思います。

また、説明にあったように、早期発見が大切だと思います。早くに気づいていただいて、芽が小さいうちに解決ができるようになると、大きな事象にはならないと思いますので、先生方は大変だと思いますが、今後ともそういう視点を持って対応していただければと思います。

(高岡総括指導主事)

確かにいろいろな事案を聞いていますと、担任によって、「これぐらいなら大丈夫か。」という感覚の教員もいれば、同じ事案でも、「それはだめだろう。」と感じる教員もいるなど、感性は人によって違いがあります。そのため、管理職や教務主任も含めた三役が、い

ろいろな形で、多面的に学級の状況を見て、担任が気づいてない子どもの困り感があるならば、その点を共有しながら対応していかなければならないと思います。日常の授業参観であったり、観察であったり、多面的な取組を進めていただくよう、学校には依頼しているところです。

(塩見教育長)

校内のいじめ防止対策委員会については、定例的に行われていますか。

(高岡総括指導主事)

行われています。

(酒井委員)

いじめが原因で相当期間登校できない状況、確か、相当期間というのは30日程度だったと思うのですが、30日以上欠席している生徒がいた場合は必ず重大事態にあたるのですか。

(高岡総括指導主事)

法の規定では、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合とされており、相当の期間とはいじめ防止基本方針において30日を目安とするとしています。そうした内容をしっかりと保護者に説明した上で、この規定にあたる事案かどうかについて学校と保護者で確認をし、重大事態として報告するかしないかを決定しています。

(塩見教育長)

それでは、次に「教育リーフレット（令和3年度版）について」、社会教育課大江課長補佐がご報告申し上げます。

(大江課長補佐)

教育リーフレットにつきましては、令和2年度の実績報告、あるいは、方向性というものを町民の皆様にお知らせするというもので、A4用紙6ページ程度のボリュームで作成させていただいております。

表紙につきましては、その年のトピックス的なものを取り上げさせていただいております。今年度につきましては、4月に新生・加悦小学校が誕生したということで、そのことを取り上げさせていただきたいと思っております。ページをお開きいただきまして、①、②、③は、学校教育の取組となっております。中学校3校、小学校6校、こども園3園の活動状況と、令和3年度に向けての新しい教育の方向性ということで、新学習指導要領の実施とGIGAスクール構想の概要について、掲載しております。

④、⑤は社会教育の取組です。昨年度と大きく変わってはおりませんが、1点、「地域の方による学校活動への支援を応援します。」という項目を新たに付け加えさせていただいております。いわゆる地域学校協働活動を令和3年度から加悦中学校でスタートしていき

いと考えておりますので、そのことを踏まえて追加いたしました。その他につきましては、軽微な修正でございます。

なお、⑤の一番下の欄外に、学校教育・社会教育共通事項として、「各種事業実施にあたっては、新型コロナウイルス対策として感染防止に努めます。」という記載をさせていただいております。

(塩見教育長)

教育リーフレットにつきましては、教育の見える化の一環としてこの間、作成をさせていただいております。何かご意見等がございましたらお願いいたします。

(樋口委員)

いつ頃までであれば、校正が可能ですか。スケジュールを教えてください。

(大江課長補佐)

1月末までにお願ひできればと思います。

(塩見教育長)

では、もし気がつかれた点や校正が必要な箇所等がありましたら、1月中に連絡いただくということで、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、「与謝野町立小学校（野田川地域）再編計画における児童数の状況について」、学校教育課の堀口課長補佐がご報告申し上げます。

(堀口課長補佐)

野田川地域の小学校の再編計画につきましては、平成31年3月の会議でご協議いただいております。その際、再編については、1学年2学級以上が望ましいこと。また、校舎は市場小学校の既存校舎を活用することとする、としておりました。しかしながら、その当時の児童数では1学年3学級の学年が生じることから、平成42年度以降でないと現在の市場小学校の校舎では収容できない。したがって、今後、出生数等を考慮しつつ、既存の校舎の長寿命化に係る調査結果も踏まえて、検討していくということにしておりました。そのことを踏まえまして、現状をご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、長寿命化に係る調査につきましては、今年度の事業として取り組んでおりますので、まだその結果は出てきておりません。結果につきましては、次回の検討の際にお示しできるものと思っております。

次に、出生数等を踏まえた児童数見込みについてでございますが、1学年が2学級、児童数が68名以下にならないと、現在の市場小学校の校舎では収容できないということ踏まえまして、平成29年度生まれの児童数は70名の見込みですので、この学年が小学校を卒業する令和11年度以降ということになります。したがって、今回の見直しの結果といたしましては、前回と同様ですが、出生数と長寿命化に係る調査結果を踏まえて、今後も毎年度検討させていただくということにさせていただきたいと思っております。

なお先ほども申し上げましたが、長寿命化に係る調査結果が今年度に出て参りますので、次回ご検討いただく際には、この結果を踏まえまして、校舎についてもあわせてご協議いただけるものと思っております。

(塩見教育長)

野田川地域の児童数の推移及び校舎の長寿命化の問題も含めまして、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

(酒井委員)

現在、国において、小学校における1学級の上限数を変更するということを協議されています。そうした新たな変化も踏まえて考えていかなければならないと思います。

(塩見教育長)

現在、1学級の児童生徒数の上限は40人ですが、来年度は小学校2年生を35人学級にするということで文部科学省が提案されています。京都府は「京都式少人数教育」ということで独自の措置をされていますが、現時点では、今後の方向性について、明確にはされていません。そうした状況を踏まえながら、検討していかなければならないと思います。

(岡田委員)

人数的には難しいということはわかりますし、今のところは1学年の男女比も問題ないかとは思いますが、例えば、岩屋小学校のように、各小学校や地域の方から再編してほしいというような要望があった場合は、その時点で考えるということではよろしいでしょうか。

(堀口課長補佐)

おっしゃるとおりそのようにさせていただきたいと思います。そうしたご要望がございましたら、その都度ご協議をさせていただきたいと思っております。

(塩見教育長)

別件でありますか。

(樋口委員)

野田川地域の方から、「小学校の統廃合はいつになるの。」といった素朴な質問を受けることがよくあります。加悦地域の小学校が再編されましたので、野田川はいつになるのかと思われるのだと思います。住民の方は詳しい資料などをご覧になることがありませんので、将来的な見込みはわからないと思いますが、何となく再編はあるのだろうとは思っておられると思います。様々な考えの保護者がいらっしゃる中で、ある程度人数がそろった中で、教育してほしいと思っておられる方もあって、そういう声が出るのだと思います。

地域の方にはこうした検討状況は理解されていないのが現状です。この点については少し考える必要があるのではないかと思います。何かの形で、こうしたことを説明していく

必要があるのではないかと肌で感じております。

(堀口課長補佐)

今後の課題ということで検討させていただきたいと思います。

(柴田学校教育課長)

堀口課長補佐が申しあげましたように、教育委員の皆様のご意見も聞かせていただきながら、どのようにお知らせするかということについて、検討させていただきたいと思います。

(塩見教育長)

この件につきましては丁寧に対応していく必要があると思います。今後のあり様も踏まえながら、検討して参りたいと思いますし、進め方についても十分に検討して参りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それではここで、暫時休憩したいと思います。

(休憩 10分)

(塩見教育長)

休憩を閉じ、会議を再開したいと思います。

それでは、次に、「加悦中学校スクールサポート協議会の設立について」、社会教育課の山形社会教育指導員がご報告申し上げます。

(山形社会教育指導員)

平成29年の3月の社会教育法の改正に伴いまして、地域学校協働活動が制度化され、活動を推進するということになりました。当町におきましては、各小・中学校ともこれまでから地域との連携を推進・充実しているところですが、制度化に伴いまして、組織的な対応、また、協力活動の計画的な推進ということが一つの課題となっております。そのため、今年につきましては、加悦中学校のスクールサポート協議会の設立に向けて、事務を進めているところでございます。

地域学校協働活動につきましては、児童生徒の健全な、そして、教育的な指導のもとで、学力と人間性が向上するということが大きな狙いでございます。学校の教職員だけではなく、地域の資材を活用し、地域の人材の方とともに教育活動を一緒に行うことにより、教育的効果が上がると考えられています。そして、地域におきまして、学校に協力・支援することによって、学校の実情や児童生徒との関係、それから地域活性化が伴う、そういう活動でございます。

加悦中学校においての活動をどのように進めているかでございますが、今年は、加悦中学校のスクールサポート協議会を設立し、先ほど申しましたように組織化、そして計画化する取組を進めていく1年目でございます。加悦中学校においても、どのような地域の協力活動によって学校教育を支援していただくのかということについて、見直し、計画化を

進めているところでございます。昨年度、加悦中学校学校運営協議会の方から、加悦中学校の生徒を支援していきたいという強い声が上がりました。今まで取り組んでおりました学校運営協議会から加悦中学校スクールサポート協議会に組織変更し、生徒の支援に取り組んでいただくこととなりました。この間、4回の会議を開催して協議を重ね、2月12日(金)に設立総会を開催する運びとなりました。今後、「広報よさの」などを通じまして、地域の皆様への啓発や協力いただける方の募集などを進めていく予定でございます。

(塩見教育長)

何かご質問がございましたらお願いしたいと思います。

(樋口委員)

今後の進め方において、教育委員会としてはどのような関わりをしていくことになるのでしょうか。

(山形社会教育指導員)

教育委員会というよりも事務局と捉えていただければと思いますが、この間は、設立や協働に係る事務的な部分について、学校を支援しているところでございます。また、加悦中学校スクールサポート協議会の6名の委員の皆様のご不安やどのように進めていけばよいかといったことをお聞きしながら、設立に向けた取組と一緒に考えさせていただいているところです。

今後、どのような活動になっていくかということにつきましては、加悦中学校が今まで取り組まれていた地域との連携活動を、具体的に1年間の教育計画に落とし込んで、その時にどのような支援をいただくかということをお明らかにしながら、加悦中学校スクールサポート協議会の委員の皆様が、学校の希望に対してふさわしい方を地域ボランティアとして応募いただいた方の中から推薦し、加悦中学校の支援を進めていくという運びとなっております。

(樋口委員)

例えば、学校活動にボランティアとして支援する、あるいは、部活動のサポートをしたい、といったことで応募してきた方があったとして、その内容が必ずしも学校が希望する支援と一致しないこともあると思います。その場合には、調整が必要になってくると思うのですが、そうした場合などを含めて、スクールサポート協議会の運営に、教育委員会として私たち教育委員も関わることはあるのでしょうか。

(山形社会教育指導員)

あくまでも教育委員会事務局として、加悦中学校と加悦中学校スクールサポート協議会の運営に係る相談や支援を行うことになっておりますので、教育委員の皆様に関わっていただくことはございません。

今言われた人選等につきましては、今後、実際に行う上で、非常に貴重なご意見だと思いますので、どのようなスクールサポートの支援の形をつくっていくかということについ

ては、今後の会議で議題にしたいと思います。

(岡田委員)

人材バンクの募集の仕方についてですが、こういうことをしてくださる方というように募集されるのか、私はこういうことで協力したいということで応募していただくのか、どのようにされるのでしょうか。

(山形社会教育指導員)

ご自身の能力や資源を持っておられる方に応募いただきたいということで、幅広く公募したいと考えておられます。ただ、募集案内の中に、必ずしも申し出ていただいた内容と加悦中学校が支援を希望する内容が合致しない場合が、すべての方に支援をしていただくということにはなりませんという文言は、記載させていただきたいと考えておられるようです。

(酒井委員)

加悦中学校に限らず、どこの学校でもこれまでから地域の方にご協力いただいていることについては、ありがたいと思っております。今回募集される人材バンクは、あくまでも加悦中学校スクールサポート協議会の人材バンクということで、教育委員会に人材バンクを設置するというのではないという理解でよろしいですか。今回初めてこういう形で取り組むことになったわけですが、学校ごとに人材バンクがあるのが良いのか。町に人材バンクを設けて、各学校の希望に応じて派遣させていただくという形がよいのかということも、今後の検討になるのではないかと思います。

教育委員会事務局が支援する場合、一つ懸念するというか、注意が必要ではないかと思うのは、不公平感が出ないようにすることが大事ではないかと思えます。加悦中学校だけは教育委員会の職員が支援しているといった意見が出てくると良くないと思えます。もちろん教育委員会としても、ご協力できることはどんどんしていけば良いと思う反面、その他の学校との差が生じないようにする必要があると思えます。

(山形社会教育指導員)

今年につきましては加悦中学校のスクールサポート協議会ということで、このような動きが出てきておりますが、今後、野田川地域や岩滝地域につきましても検討し、実施する際には同様に支援してまいりたいと考えております。

前段に申しましたように本町におきましては、各小学校、中学校において、それぞれすでに地域との連携活動は行っています。今回、加悦中学校におきましては、これまでの取組を踏まえて、組織的・計画的な運用に切り替えていくという取組とご理解いただきたいと思います。

(塩見教育長)

新しい学習指導要領では、社会に開かれた教育課程ということも強調されています。なかなか地域の皆様に学校の教育課程等を理解していただくことは難しいですが、ご理解を

いただきながら、学校の教育活動において、地域の人材の力を活かしていただく。これは今までから与謝野町で行っているわけですが、少し整理していく必要があるのではないかと考えております。地域との調整をする際に、学校に負担がかかりすぎてはいけませんので、教育委員会事務局が間に入って、地域と学校を結びつけていこうという考えで、まずは加悦中学校で進めていこうということです。今後、他の中学校区にも広げていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、日程第6「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありませんか。

(相馬教育次長)

次回の教育委員会につきましては、2月22日(月)午前9時30分からお世話になりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

→後日、日程変更。26日(金)午後1時15分から。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

午前11時00分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第24号

与謝野町立古墳公園条例施行規則の一部改正について

与謝野町立古墳公園条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和3年1月25日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩見 定生

提案理由

与謝野町立古墳公園条例の第7条の規定に基づき、所要の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会規則第 号

与謝野町立古墳公園条例施行規則の一部を改正する規則

与謝野町立古墳公園条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「又は動物」を削り、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 動物を持ち込むこと（はにわ資料館に限る。）。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年2月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	与謝野町役場加悦庁舎 3階 委員会室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和3年2月26日（金） 1日間 至 令和3年2月26日（金）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説明者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	学校教育課長補佐	杉本 真由美	
	社会教育課長補佐	大江 聡	総括指導主事	高岡 弘安	
	人事主事	新田 康弘			
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代		
その他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第25号 令和3年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動の内申について【非公開】	承認可決
	議案第26号 加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度教育委員会事務事業評価について ・ 令和3年度学校教育の重点（案）について ・ 令和3年度社会教育の重点（案）について
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年2月26日 午後1時15分から午後2時20分まで
- 2 場 所 与謝野町役場 加悦庁舎 3階 委員会室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第11回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願ひいたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

文言の訂正を事務局にお願いしました。

(酒井委員)

私も一部訂正をお願いしております。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

立春も過ぎましたが、三寒四温の日々が続いております。思いがけず雪が積もるなど、不安定な日が続きましたが、それでも確実に春に向かっていくような気がしております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今のところ少し収まっているようですが、まだまだ厳しい状況にあると思っております。関西3府県につきましては、2月末をもって緊急事態宣言が解除になるようですが、リバウンドも心配される場所です。学校現場におきましても、引き続き、感染対策をしっかりと行いながら、子どもたちにとってはたった1回しかない学校生活ですので、実のあるものにさせていきたいと考えておりますので、

ご理解いただきたいと思ひます。

こども園や小・中学校の状況ですが、全日本ジュニアウエイトリフティング選手権大会がございまして、中学校の部の59kg級で加悦中学校3年生の女子生徒が新記録で優勝いたしました。また、71kg級では江陽中学校2年生の女子生徒が優勝いたしましたので、ご報告させていただきます。また、例年行われております毎日新聞社の書道展で、山田小学校5年生の女子児童が入選いたしました。京都新聞の書道展では江陽中学校2年生の男子生徒が準特選、岩滝小学校4・5・6年生の児童が佳作、橋立中学校3年生の女子生徒が入選いたしました。さらに、「北方領土と私たち」という作文コンクールが例年実施されておりますが、加悦中学校2年生の女子生徒が佳作に入選しております。

小学校のスキー教室につきましては、昨年は雪がなかったために中止になった学校がありました。今年にはコロナ禍ということもございまして、全校中止にしたということでございます。各学校におきましては、卒業式を目前にして、児童会・生徒会の役員改選をするとともに、卒業生を送るための様々な取組をしているということでございます。

次に、社会教育関連事業ですが、2月12日に旧加悦町役場庁舎の前のちりめん街道のバス停待合所を宮津高校建築科3年生の生徒たちが造ってくれましたので、また見てやっていただきたいと思ひます。また、例年行っております京都府市町村対抗駅伝競走大会ですが、今年にはコロナ禍のため中止ということでございます。併せまして、人権啓発作品表彰式並びに令和のBuson俳句大賞の表彰式につきましても、緊急事態宣言下ということで、各校で表彰式を行うとことといたしましたので、ご承知おきください。

先日、私立高校の入学選抜と合格発表が、また公立高校の前期選抜の合格発表がございました。3月8日には公立高校の中期選抜が実施されます。合格発表は3月17日です。

卒業証書授与式でございまして、中学校は3月15日、小学校は3月23日、こども園は3月26日でございまして。後ほど次長から出席の依頼をさせていただきますが、今年も時間を短縮して実施して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(植田社会教育課長)

令和のBuson俳句大賞につきましては、計1176点の応募をいただきました。表彰につきましては各学校において伝達をお願いしております。表彰作品以外の作品等も含めまして、江山文庫において展示させていただいておりますので、機会がありましたらご覧いただければありがたいと思ひます。

また、人権啓発作品についてでございますが、計398点の応募がございました。標語の部、今回特に俳句というカテゴリーを設けさせていただいております。表彰につきましては、各学校において伝達をお願いしております。作品につきましては、知遊館、加悦地域公民館、中央公民館において巡回展示をしております。知遊館はすでに終了しております。加悦地域公民館が3月2日まで、中央公民館が3月3日から3月8日までです。また、作文につきましては、KYTで後日放送予定でございますので、番組一覧表などでご確認いただいで、ご覧いただけたらありがたいと思ひます。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

ないようでしたら、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

[公開しないこととする議決]

与謝野町教育委員会会議規則 第14条により、議案第20号について、全出席委員意義なく、公開しないこととするに議決。

[議案第25号 令和3年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動の内申については提案どおり承認]

次に、「議案第26号 加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」を議題といたします。提案理由等の詳細を植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(樋口委員)

2点教えてください。1点目は、指定については持ち主さんからのご要望を受けて指定するものなのか、周囲の建物や地元との兼ね合い、社会情勢などを考えて、町として指定するという流れなのか、教えていただけますか。

2点目は、指定の対象となる物件が地区内にはまだ残っているのでしょうか。または、現在、申請途中のものがあるのでしょうか。

(植田社会教育課長)

1点目です。今回の物件につきましては、持ち主様から改修の意向がございました。改修に係る国等の補助金制度がございますが、補助金を受けるためには、指定物件である必要がありますので、今回、追加指定をお願いするものです。指定につきましては、持ち主様からの申し出を受けて、もしくは、地域のご意見などを受けてこちらからお願いをして持ち主様のご承諾をいただいて、ご審議いただき、指定するという流れです。

2点目についてでございますが、先ほど申し上げましたように、基本的には持ち主様の申し出かご承諾をいただいてということになりますが、今後指定が見込まれる建物はまだあると思っております。

(樋口委員)

周りとの兼ね合いを考えると指定されていても良い物件もあるが、持ち主ご本人からのご要望や承諾が得られていない物件もあるということではよろしいですか。

(植田社会教育課長)

件数は把握はしておりませんが、あると思います。今回の場合も、母屋はすでに登録されていましたが、離れの方を修理したいということでご相談がありましたので、離れについて追加登録するというところで調整をさせていただいたところでございます。

(岡田委員)

現在、指定されている物件に住まれている方や空き家であっても所有者さんと連絡がとれている方はよいのですが、今後、所有者の方の高齢化が進み、若い方が相続した場合に、建物を壊して建て替えたいと思われることがあるかもしれません。その場合、指定を外してほしいというお申し出があれば、そのように対応することは可能なのでしょうか。

(植田社会教育課長)

罰則規定はありませんので、あくまでもお願いになりますが、立て替えるにあたっては、伝建地区の基準に即した外見等の建物にしてくださいというお話をさせていただくことになります。

(酒井委員)

保存地区の範囲についてですが、町の判断で広げたりすることは可能なのでしょうか。例えば、現在の地区に隣接しているお宅が指定してほしいと希望された場合、追加指定して地区の範囲を広げたりすることはできるのでしょうか。

(植田社会教育課長)

保存地区内であれば、追加等の変更につきましては、町の文化財保存審議会に諮ってご意見をお伺いし、その上で、教育委員会議会で決定をしていただくこととなります。ただし、保存地区の範囲は国から指定を受けておりますので、変更する場合には、国にその旨を申請して、認めていただく必要がございますので、なかなかハードルが高いと思われれます。

(塩見教育長)

それでは、「議案第26号 加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第26号 加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」は、提案のとおり承認されました。

それでは次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

はじめに、「令和元年度教育委員会事務事業評価について」、相馬教育次長がご報告申し上げます。

(相馬教育次長)

事務事業評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成して、議会に報告し、公表しなければならないとされております。この規定に基づき、令和元年度の与謝野町教育委員会が執行いたしました事務の取組状況と成果をまとめ、自己点検による評価と学識経験者等による外部評価をいただいたものでございます。

外部評価者につきましては、福知山公立大学の江上先生に委員長をお願いし、あと2名、学校教育関係と社会教育関係からそれぞれ1名ずつ委員にご就任いただきました。

評価委員会は10月6日から3回開催していただきました。事業がかなり多岐にわたりますので、今年度は、学校教育課・社会教育課の事業から、それぞれ2事業をピックアップして、特に重点的な事業としてご説明させていただいたところです。

3回の協議を踏まえまして、「与謝野町の教育委員会事務事業評価に関して（令和元年度分）」として、江上委員長に総評・評価をまとめていただいております。「総合的に判断をして概ね良好と表することができる」という講評をいただきました。

なお、ご指摘をいただきました点につきましては、来年度に向け、改善を図るよう努めてまいります。

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(樋口委員)

2点お伺いをお願いをしたいと思います。1点目は、一般委員の方についてです。どういうお立場の方か、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

2点目はお願いですが、報告書を拝見させていただいて、事務局にお聞きしたいことがあった場合は、後日、改めて機会を設けていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(相馬教育次長)

一般委員の方につきましては、小学校の学校評議員の方と町文化協会方にお世話になっております。また、報告書についてでございますが、ご質問等がございましたら、次回以降の教育委員会会議の際にお時間を設けさせていただければと思います。

(酒井委員)

外部評価として委員の方からご指摘やアドバイスをいただくわけですが、そのことを事務局においてはどのように活かされているのでしょうか。

(相馬教育次長)

会議には関係職員も出席をさせていただいております。いただきましたご指摘等につきましては、担当課内で共有させていただき、改善等が求められている点については、次年度の事業の執行の際に見直すように努めているところです。

(塩見教育長)

ゆっくりとお目通しいただきまして、お気づきの点がございましたら、遠慮なく事務局にお伝えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、「令和3年度学校教育の重点（案）について」、高岡総括指導主事をご報告申し上げます。

(高岡総括指導主事より報告)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(酒井委員)

読ませていただいて最初に思いましたのは、新型コロナウイルスという単語が入っていないという点です。この1年間のことを考えると、今後も対策が求められるところではないかと思います。内容的には様々な箇所反映されているということは理解いたしました。新型コロナウイルスという単語を使う方が良いのかどうかについては、お考えもあるところだと思いますが、令和3年度の学校教育においても新型コロナウイルス対策を念頭に置いておかなければならないと思います。

I C Tの活用やG I G Aスクール構想について、もう少し踏み込んで、具体的にどういう取組をするのかということも書いても良いのではないかと思いましたが、これからの取組になりますのでやむを得ないと思います。いじめ事象への対応等についてもしっかりと触れていただいている点は良いと思います。

(高岡総括指導主事)

新型コロナウイルスという単語につきましては様々な観点で検討した結果、「はじめに」の部分で触れることとし、各領域においては用いないことといたしました。

I C Tの利活用について少し付け加えさせていただきます。今年度もそうですが、来年度も、教員自身が学力感や授業感などについて、研修し、学んでいかなければいけないと思っております。タブレット端末が児童生徒に1人1台という時代において、教師が教えられないというわけにはいきません。個々の教師によって技量に差はありますが、「私はできない」ということではなく、教師自身がしっかりと授業感や技量を付けてもらいたいと思っております。教育委員会といたしましても、民間企業等様々なお力をお借りしながら、しっかりとサポートをしていかなければならないと思っております。

(塩見教育長)

新型コロナウイルス感染症によって、教育も変わっていかなければならないということはい間違いないと思っております。また、社会の変化により、新たな課題も生じてきております。コロナの終息後のあり様については、全く元通りに返るのではなく、新しく変わる部分も多いのではないかと思います。

タブレットを使っている＝勉強した、ということではなく、本当に学力が身につけられたのかをしっかりと検証しなければなりません。タブレットは一つのツールであり、タブレットを操作することができたから学力が身についたと誤って思ってしまうと危険だと思っております。来年度、学校訪問等の機会を捉えて、委員の皆様にも状況を見ていただければと思います。

次に、「令和3年度社会教育の重点（案）について」、社会教育課大江課長補佐がご報告申し上げます。

（社会教育課大江課長補佐より報告）

（塩見教育長）

何かご質問等がございますでしょうか。

ないようでしたら、次に、日程第6「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありませんか。

（相馬教育次長）

今後の教育委員会等々の日程でございますが、臨時教育委員会を3月10日（水）午前9時40分から、総合教育会議を同日午前10時からお世話になりたいと思います。

また、3月の定例教育委員会につきましては、3月29日（月）午後2時からでよろしくお願いたします。

最後に小・中学校の卒業式のお願いです。中学校が3月15日（月）、小学校が3月23日（火）です。委員の皆様にはお世話になりますが、よろしくお願いたします。なお、こども園と府立学校につきましては、来賓の参列はなしということで整理をされたとのことですので、ご承知お願いたします。

（岡田委員）

まだ先ですが、入学式の日程を教えてくださいませんか。

（相馬教育次長）

小学校の入学式が4月7日（水）、中学校が4月8日（木）、府立学校が4月9日（金）です。

（塩見教育長）

来賓対応につきましては、今後、お示しさせていただきますが、卒業式並みであろうと思っておいただければと思います。別件で何かありますか。

（樋口委員）

1点ご報告です。教育委員の中から「与謝野町有線テレビ放送運営及び番組審議会」の委員を1名出さなければならないということで私がお引き受けしております。先日、審議

会が開催され、会長の選出に当たり、立候補者がありませんでしたので、事務局一任ということになり、引き続き、会長を仰せつかりましたのでご報告させていただきます。

(塩見教育長)

樋口委員におかれましては、お世話になりますがよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午後2時20分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 25 号

令和 3 年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動
の内申について

与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動について、別紙のとおり京都
府教育委員会に内申するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

議案第26号

加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

加悦伝統的建造物群保存地区保存計画を別紙のとおり変更する。

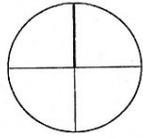
令和3年2月26日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見定生

提案理由

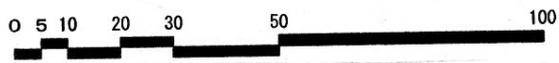
加悦伝統的建造物群保存地区において、追加物件（三井正雄家離れ）として建物調査を実施し、令和2年11月11日の与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会において議決を得たことを受け、保存計画の一覧に追加し、別添のとおり加悦伝統的建造物群保存地区保存計画を変更することについて承認を求めるものである。



与謝野町加悦
伝統的建造物群保存地区



特定物件候補物件
三井正雄家離れ



所見調書

三井正雄家離れ(橋本町)

加悦大橋を北に渡って2軒目、ちりめん街道東側に位置する。街道から細道が敷地の北側に沿う。離れは主屋の後方にあり、切妻造り棧瓦葺きの棟が東西に通る二階屋で、平側の壁が細道に接している。

大正4年(1915)8月の『第三区(加悦)消防組水源略図』には戸主は「三井留治」とある。明治19年(1886)の『町方居住人民畳敷悉皆総員取調記』では戸主は志賀周助、建物は平屋で畳数は17帖であった。

時期は不詳であるが、当家に次のような建物があったことを記す書類(罫紙にタテ書き)がのこっている。

区分	構造	床面積	一階	一階以外	計
居宅	木造瓦葺二階	二九.二〇坪		七.〇〇坪	三六.二〇坪
々	木造草葺平家	一一.七〇			一一.七〇
々	木造瓦葺二階	六.二〇		六.一二	一二.三二
物置	木造垂鉛葺平家	六.三〇			六.三〇
工場	木造瓦葺平家	一七.五〇			

昭和21年(1946)11月に三井重太郎から「電動機使用製粉工場新設許可申請書」が宮津警察署に提出され、同月28日に許可されている。「工場」がこの製粉工場であるとするれば、この記録は昭和21年以降のものとなる。「離れ」が建つ位置は「隠居」と記され、住人は三井家とは別家である。なお草葺の平家の建物(規模は3間×4間ほど)があったことが知られるが、昭和55年に滅失している。

当該「離れ」の二階居室は8帖で、奥行が浅い床の間と押入がついている。面積は19.5㎡(3.94×4.95_尺、5.9坪)である。一階の居室も二階と同大で、離れの玄関がある南から庭のある東に面する二方に縁が廻っている。居室の東南角に立つ柱の東南面の風蝕が進んでいるので、この柱の特に南面は外部に直接面していた可能性がある。すなわち南縁は増築されたと推測される。東の縁は、床の前に平書院がつくられているので当初からあったとすると、面積は24.6㎡(4.97×4.95_尺、7.5坪)である。

離れは切妻造りで、一階東縁の上に庇をかけ、西妻に階段室と中二階を片流れの屋根で覆っている。片流れ屋根の主体部との取り付け方や主屋との取り合い方からみて、片流れ屋根の部分は増築と推測される。したがって当初の主体部は切妻屋根がのる、桁行2間半、梁間2間半の部分(概算6.25坪)であろう。南西に玄関を設けて南に縁をつくり、中二階が増設されたと推測される。

上記書類に記載されている、「木造瓦葺二階」で面積12.32坪の「居宅」の一階面積は6.20坪(20.5㎡)、二階は6.10坪(20.1㎡)である。一階の面積が実測値は1坪余大きい、東縁が雨戸だけで開放されていた可能性(柱の風蝕)があり、床面積に算入されなかったことも考えられる。そうであれば書類に記載された面積は実測値に近似することになる。

一、二階の床の間の奥行が半間より少し浅いので、外壁と二重に壁がつくられている。江戸時代の民家には、身分制に対応する家作上の規制があった。その一つが本床(間口1間、奥行半間)をもつ構えである。その規制を免れる手法として、半間より浅い奥行き(床の間)がつくられた。加悦重伝建地区内にもそのような事例がいくつかみられる。三井家離れは建ち(階高)が高いことや、床柱に面皮柱(これも規制の対象であった)が使われていること、また部材の経年変化からも江戸期まで遡るものではないが、穏やかな風情が漂う離れとして昭和初年頃に建築されたと推測される。税務台帳によれば、昭和12年からの登録になっている。

以上により、三井家離れは伝統的建造物としての要件を備えているといえる。

所見作成 日向 進

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員
京都工芸繊維大学名誉教授



1階平面図 S:1/100



2階平面図 S:1/100



離れ (東面)



離れ (北面・西面)

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という）第5条の規定に基づき、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 地理的特徴

与謝野町は京都府北部、日本海中部に突出した丹後半島の付け根に位置にある町で、その南には丹後と丹波を画する大江山連峰が聳えている。大江山から流れ出した野田川は特別名勝天橋立の内海阿蘇海で日本海に注ぎ、野田川の形成した沖積平野は通称加悦谷と呼ばれ、与謝野町は加悦谷平野全域から野田川河口部周辺までの範囲に位置している。

加悦は江戸時代初期の慶長7年（1602）に作成された『丹後国与謝郡加悦庄町方検地帳』には「加悦庄町方」と表記され、それ以後明治22年までは現在の字加悦が加悦町、明治22年から昭和29年までは、字算所、加悦奥、加悦、後野が旧加悦町となっていた。昭和29年の旧加悦町、与謝村、桑飼村による1町2村の合併で加悦町となり、平成18年に加悦町、岩滝町、野田川町の合併で与謝野町が形成されている。

(2) 保存地区の沿革

与謝野町は、縄文時代早期より人々の居住が認められ、弥生時代中期から古墳時代前期にかけては大陸からもたらされる鉄素材の加工と流通の拠点として、さらに大陸と近畿中心部を結ぶ交通の要衝として重要な位置を占めていたこともあり、町内に存在する古墳もおよそ1470基を数える。

平安時代中期から中世にかけては摂関家領の庄園となり、至徳3年（1386）から戦国時代の永正6年（1509）までは京都実相院が地頭となっていた。その頃の加悦は「賀悦」と表記されることが多く、寛正6年（1465）賀悦庄より地頭実相院へ「大口織誂物」が納められていた。（親元日記）「大口織」とは武士が着用する袴のことで、絹で「精好織」といわれる技法で織られており、中世丹後の特産品となっていた。このことから、中世の賀悦は絹織物の産地として確立していたとみられる。その後、戦国時代には丹後屈指の戦国大名石川氏の本拠地となり、現在の加悦町字後野が中世の「賀悦」となっていた。

近世初期の天正8年（1580）頃、織田信長により丹後支配を認められた細川藤孝の重臣有吉立言が、現在の加悦の地に小規模な城下町を建設した。しかし、有吉氏が築造した安良城は有吉立言の死去に伴い、わずか3年で城解きとなったため、有吉氏は加悦を出て細川氏の宮津城下に屋敷を構えることとなった。その後、慶長7年（1602）に作成された『丹後国与謝郡加悦庄町方検地帳』によると、加悦は上市・中市・下市に分かれ、そこには商職人が居住する市場町と変容していた。

加悦の産業は中世以来続いた絹織物業で、室町・戦国期は主に武士の袴地に使用する厚手の精好、江戸時代に入って薄手の撰糸が織られていた。しかし、天正8年に造られた宮

津城下町は産業に乏しかったので、近世宮津藩では城下町の産業振興のために加悦の絹織物問屋を宮津城下町に移住させた。その結果、もともと耕地に乏しいために織物に依存していた加悦は、絹織物業が不振となり、深刻な状況を迎えるようになった。

そこで、京都と丹後の織物取次ぎ問屋後野村の木綿屋六右衛門が京都西陣に加悦の手米屋小右衛門を遣わし、西陣で、門外不出の秘伝であった縮緬織の技術を学ばせた。2年にわたる苦心の末、燃糸技術と高機の構造を学んで小右衛門は加悦に戻った。時に享保7年(1722)。以来、これが280年余りに及ぶ加悦での丹後縮緬の出発となったのである。

また、加悦は縮緬の生産地としてのみならず、丹後各地と京都を結ぶ宿場としても栄えた。丹後各地で生産された縮緬は加工のために京都へ運ばれ、生糸は京都から運ばれてきたが、その経路に加悦があたっていた。街道を往来する人々のために、明治10年代には旅館が5軒、飲食店も十数軒、人力車屋も数多くあるなど大いに賑わっていた。

しかし、大正15年に加悦と国鉄宮津線丹後山田駅を結ぶ加悦鉄道が完成し、昭和5年、福知山と網野を結ぶ府道が街道筋より東に新設されたことにより、街道筋を通る人々は激減した。さらに、その府道は後に国道176号に昇格し、平成6年には旧国道より東1キロの地点で長さ10キロにわたって国道が新設されたことにより、街道筋は今日の静かな環境となった。

(3) 保存地区の現況

街道筋は長さ830mにわたる。南から上之町、花組、中市、下之町、橋本町と呼ばれ、大きく5つの地区に分けられる。与謝野町字後野に接する上之町地区と花組は西側に天満宮の丘陵を背にし、その東麓に浄土宗宝巖寺、臨済宗吉祥寺、日蓮宗実相寺を持ち、小さいながらも一種の寺町を形成している。

町並み景観は、街道が途中4箇所直角に曲がる「まがり」があり、その間はゆるやかな勾配のある街道となっている。街道筋には平入りの町家が連続する。前庭や白壁のある家もあり、店構えは土壁や白壁・格子などで彩られ、土蔵も多く点在するなど、変化に富む町並みを形成している。加悦奥川の流れを渡る大橋付近には柳があり、風情ある景観を醸し出している。

保存地区は、昭和5年の府道福知山網野線の新設に伴い町の中心地から外れたことにより、伝統的建造物の残りは良好である。現在の主屋は101戸で、そのうち江戸時代の建築が8戸、明治大正期が39戸、昭和戦前期が19戸と、伝統的建造物が66戸を数える。

① 上之町

街道筋の最も南に位置する上之町には、明治大正時代の丹後最大の縮緬工場であった西山工場とそれに付属する職工住宅や講堂などがあり、近代縮緬産業の隆盛を物語っている。それに隣接して、大正期の洋風建築である伊藤医院があり、続いて伽藍の松が美しい宝巖寺、150段の石段が直線的に伸び上がる天満宮がある。急な石段を登りきった所には、享保18年(1738)に建築された天満宮の社殿がある。なお、社務所は石段下の北側にある。また、東側には街道筋で唯一袖壁卯建をもつ明治中期に建てられた杉本家住宅がある。

② 花組

上之町の北には花組と呼ばれる地区が続く。街道筋の西側には宝蔵寺と天満宮の石段を挟んで吉祥寺がある。吉祥寺は近世初期に加悦の基礎を形作った有吉氏の帰依が深かった。続いて、最初の「まがり」の角には、江戸時代に大庄屋を務め、近代には廻船業や生糸縮緬業を営んだ下村家がある。現在の主屋は明治中期に建てられたものである。四つ角には幕末期の吉岡家がある。街道の東側には昭和初期の加悦銀行の土蔵が残り、続いて明治中期の渋谷家がある。

③中市

最初の「まがり」の北側には大正期に丹後産業銀行であった建物が対面している。街道を西へゆるやかに登ると、江戸末期の下村家と明治中期に加悦郵便局であった土蔵、そして石垣の上には実相寺の山門が街道を見下ろしている。再び、「まがり」を北に曲がるとそこは、かつて「加悦の中市、京のような」といわれた界隈である。街道の両側には軒高の揃った平入りの町家が連続し、店の間には格子を残し、落ち着いた景観を保っている。街道筋の西側には明治初期に建てられたかつての「油佐楼」旅館が岡田家として残り、その北には白壁で彩られた大正期の尾藤家「丹直」がある。東側には明治期の井上家、大正末期の今田家、明治中期の細川家が続く。

④下之町

街道の西側には保存修理事業が完了した旧尾藤庄蔵家住宅、緩い坂道を下ると明治期に加悦郵便局だった杉本家、明治前期より昭和前期まで丹波屋旅館であった松村家、前庭の松が美しい昭和初期の井筒屋旅館が続く。そこから街道は3つ目の「まがり」で東に向う。昭和9年に「まがり」を解消するために道が北へ拡幅されて、加悦奥川を天神橋が跨ぐ。東側は明治中期の佐々木家、川嶋酒造の酒蔵であった昭和8年の川嶋家が続き、「まがり」の手前には明治中期の濱見家がある。

⑤橋本町

街道筋の北端は橋本町と呼ばれる。旧街道は4つめの「まがり」で再び北へ向い、加悦奥川を大橋が跨ぐ。江戸時代後期から明治にかけて、宮津からこの大橋まで川船の往来があった。大橋を渡ると昭和初期に建てられた家並みが続く。このあたりは昭和2年3月の丹後大震災で被害を受けた地域である。加悦町役場も倒壊し、当時最先端の耐震設計で建てられた旧加悦町役場庁舎が残る。このあたりの景観は、平成13年、町道中央線が新設されたこともあり、情感には乏しい。

このように、街道筋はそれぞれの場所で違った貌があり、それがこの町の魅力の一つとなっている。

(4) 保存地区の特性

加悦の町としての骨格は、江戸時代は京往還、明治時代以降は網野街道と呼ばれた丹後と京都を結んだ道路の両側に連続する一本街路の両側町であり、その南側に寺社などの宗教施設を集中的に配置している。その後、農業と絹織物業をベースとする地域社会の中心地として発展してきた。

保存地区を特徴づけるものは、一つは建造物である。建造物は主屋と土蔵、付属建物に分けられる。主屋は中市で見られるような軒高の揃った連続する切妻造二階建平入りのものと、前庭を持つ規模の大きな建物の二つに分けられる。後者には土蔵や縮緬工場など付属する場合が多い。保存地区内には前者と後者が分布しているが、後者は5つの地区すべてに存在している。

上之町と花組には宝巖寺、天満宮、吉祥寺の寺社が街道の背後に立地しているため、中市、下之町、橋本町とは違った景観を生み出している。

洋風建築も特徴の一つである。街道筋から見えるものは、上之町の伊藤医院、橋本町の旧加悦町役場庁舎だけであるが、下之町の旧尾藤家住宅にも離れに洋館建築があり、また、かつては花組に旧宮津銀行加悦支店があった。伊藤医院以外は昭和初期に当時の尾藤加悦町長が建築したものである。

さらに、江戸時代中期末からは京都の祇園祭を思わせるような御神体を乗せた山屋台や歌舞伎を上演する芸屋台などが町内を練り歩く加悦谷祭が執り行われ、明治22年からは毎年4月24～25日に一斉に行われた。

このように保存地区は、かつての地域社会の中にあって常に中心的な商業地として、そして丹後縮緬に代表される絹織物の生産地としての役割を担ってきた。しかし、その役割も時代の流れとともに変化し今日は静かな住宅地となっているが、町並みとしては平入り切妻造りの町家が主流を占める中に前庭や門を有する大規模な屋敷型住居もみられ、さらに近代洋風建築やちりめん工場も散見されるなど、多様な建造物を含む点で貴重な町並みといえる。

(5) 伝統的建造物群の特性

保存地区は与謝野町字加悦の旧網野街道に面する地区で、約12haの町並みである。

① 主 屋

江戸時代後期に成立した厨子二階平入棧瓦葺塗籠あるいは真壁造を中心に、明治中期から昭和戦前期に建てられた本二階建平入り棧瓦葺の建物で構成される。厨子二階の主屋には虫籠窓を持つものがあり、袖壁卯建や煙出しの越屋根を上げたものもある。壁の腰板は縦板羽目とし、妻壁は軒下まで張り上げる。開口部は木製ガラス戸や格子を建てる。主屋の土間で機織りをしている場合もある。

② 土 蔵

土蔵は棧瓦葺が主流を占め、街道に面するものは白漆喰塗、街道から後退したものには中塗仕上げや縦板羽目のものもある。腰板は縦板羽目が主である。

③ 付属建物

主屋と土蔵を繋ぐ付属屋、廊下や便所、離れや納屋等は棧瓦葺とし、主屋の外観に準じる。主屋に付属して、縮緬等を製織する工場があり、外観等は主屋に準じる。

④ 寺社建築等

神社は天満宮と吾野神社、稻荷神社などがあるが、いずれも街道を見下ろす天満宮の杜に鎮座している。その直下には蛭子神社がある。寺院は寺町を構成する宝巖寺、吉祥寺、

実相寺の本堂や庫裏等があり、それぞれ伝統的様式の建造物となっている。

⑤ 工作物・環境物件

工作物としては漆喰塀や土塀、石垣、石段、小祠、鳥居、狛犬、燈籠、水路、橋などがある。環境物件としては、庭の樹木、天満宮などの社叢、路地、「まがり」などがある。

⑥ 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区内の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、住民の生活環境向上のため、保存地区名等を次のとおり定める。

保存地区名 与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積 約 12 ヘクタール

保存地区の範囲 京都府与謝郡与謝野町字加悦、字後野の一部
範囲については、別図のとおりとする。

(6) 保存の方向

本保存地区の特色は、縮緬生糸商家・工場・近代洋風建築・寺社など、江戸・明治・大正・昭和戦前期の各時代を代表する建築物が独特の歴史的風致を形成している。これらは、地域住民にとって替えがたい文化遺産である。ついては、保存地区の歴史的役割や伝統的建造物群の特性を地域住民が十分に理解した上で、それらを町づくりの核として活用していく。合わせて、この地区でより快適な暮らしができるように住環境の整備を図っていく。

(7) 保存の内容

伝統的建造物として、江戸時代後期から昭和 20 年以前に建てられた家屋、土蔵、神社、寺院等の建築物や土塀、石段水路などの工作物の保存と修理を行なう。

また、伝統的建造物と一体をなす庭の樹木や社叢、路地、「まがり」など伝統的景観の保全を行なう。保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物、工作物、空き地などについては、伝統的建造物と調和のとれた修景を行い、保存地区の環境を維持する。

第2章 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物と一体をなして歴史的風致を形成する物件(以下「環境物件」という。)の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区内において、江戸時代から昭和 20 年以前に建築された建造物で、伝統的建造物群の特性を残している建築物及び歴史あるその他の工作物を「伝統的建造物」と定める。

ア) 建築物 別表、別図

- ①主屋 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物
- ②土蔵 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物
- ③寺社 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物
- ④その他 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物

イ) 工作物 別表、別図

昭和 20 年以前に建てられたもので、主屋、土蔵、社寺等と一体をなす歴史ある工作物で、漆喰塀や土塀、石垣、小祠、鳥居、狛犬、燈籠、水路、橋など。

(2) 環境物件 別表、別図

伝統的建造物と景観的に一体をなす街道のまがりや天満宮の社叢、景観上重要な樹木などの自然物その他を「環境物件」という。

第3章 保存地区における建造物及び環境物件等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

伝統的建造物及び環境物件の保存整備に当たっては、保存地区の歴史的風致を維持していく。伝統的建造物は「修理基準」に基づく復原修理又は現状維持を原則とする。

伝統的建造物以外の建造物は「修景基準」と「許可基準」を運用して、保存地区の歴史的風致を維持していく。合わせて、地域住民が主体となった町並み保存を進め、新しい町づくりを目指す。

(2) 保存整備計画

① 伝統的建造物

ア) 特性を維持している伝統的建造物

伝統的建造物群の特性を維持している伝統的建造物の保存整備については、その外観を維持するための修理を行う。(修理基準 別表1)

イ) 外観が変更されている伝統的建造物

外観が変更されているものについては、伝統的建造物群の特性の維持を基本として旧状に復するための修理を行う。(修理基準 別表1)

② 伝統的建造物以外の建造物の修景

伝統的建造物以外の建造物(工作物を含む)の新築や増改築については、伝統的建造物の外観に応じて、歴史的風致を損なうものでない建造物の基準を示した修景基準(別表2)、許可基準(別表3)によって歴史的風致の維持に資するものとする。

以上の基準を運用して、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、保存地区の特性を生かした生活環境の整備に努める。

③ 環境物件

水路、路地、社叢などの環境物件については現状維持に努め、修理基準(別表1)によってその保全に努める。

第4章 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

(1) 建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成

保存整備計画に基づく事業にあたり、建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成については、別に定める「与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により行なう。

(2) 保存団体への助成

保存地区内の住民等により組織された保存団体に対して、その活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することができる。

(3) 建造物の新築、増築、改築に関する設計相談

必要に応じて専門家等による設計相談を行なう。

第5章 保存地区の保存のために必要な管理施設の設置及び整備計画

(1) 伝統的建造物の公開

地元住民と来訪者の便宜、また町並みに関する歴史史料等の保存と活用を図るため、保存地区を特色づける伝統的建造物の公開に努める。

(2) 展示施設、管理施設の整備

保存地区についての理解を高めるために、地区の歴史などを展示する施設を設ける。また、そこでは、保存地区内の管理のための相談や指導にあたる。保存地区へは標識、説明板、案内板等を伝統的な景観に調和した形式で設置する。

(3) 環境整備等

伝統的な景観を阻害している電線や電柱等は移設や埋設を検討する。また、街路灯等については、伝統的景観と調和したもので整備する。

看板等については、保存地区にふさわしいものとする。排水路についても、伝統的な景観にふさわしい改良を図る。

(4) 道路・駐車場などの整備

旧街道の路面は度重なる舗装で路面が高くなっているため、旧路面まで低くする。その表面の仕様は周囲の景観にふさわしいものとする。

住民の駐車場は空き地を活用することとし、来訪者の駐車は旧加悦町役場駐車場を使用する。保存地区内の道路への駐車は出来る限り避けることとする。

また、将来的に加悦奥川の河川整備や町道中央線付近の整備が実施される際には、保存地区との景観に調和した環境整備とする。

(5) 防災施設等の整備

保存地区内の建造物を火災から守るために、防火水槽や消火栓等、保存地区の防災に必要な施設を整備する。また、防災については防災計画を作成する。

(6) 公共施設の修景、整備

休憩所や公衆便所、ゴミ集積場等は伝統的景観に調和するように新たに設置する。

(7) 団体等関係機関との協議

地方公共団体等による環境整備の事業については、歴史的環境に調和するよう指導・助言・要請を行なう。

別表1 加悦伝統的建造物群保存地区修理基準

		伝統的建造物及び環境物件
建物配置		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
構造		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
階数		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
屋根	形式	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	軒形式	
	材料	
	軒	
	樋	
下屋・庇	材料	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	庇軒	
	軒先高さ	
一階意匠	外壁	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	開口部	
	建具	
	出入口	
	戸袋	
	腰壁	
	基礎	
二階意匠	外壁	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	開口部	
	建具	
工作物	塀、石段、鳥居等	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
環境物件	樹木、路地等	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する

別表2 加悦伝統的建造物群保存地区修景基準

基準項目		伝統的建造物以外の建造物	
構造	建物配置	原則として、現状の地盤高さを維持すること	
	構造	伝統的建造物の特性を維持する木構造とする	
	階数	二階建てまでの階数とする	
	屋根	形式	原則として切妻造りとする
		勾配	周囲の伝統家屋に合わせる
		材料	いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色、銀黒色）の日本瓦棧瓦葺
	下屋庇	材料	いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色、銀黒色）の日本瓦棧瓦葺
		勾配	周囲の伝統家屋に合わせる
		軒先高	周囲の伝統家屋の高さと著しく異なること
樋	茶褐色仕上げとし、銅製も可とする		
建築物	一階	外壁	大壁造白漆喰又は中塗仕上、豎板張、またはこれに類するもの
		開口部	原則居室は掃出し、縁を設ける
		建具	建具は木製を基本とする。表構えは木製格子はめ込み+木製ガラス戸、または腰付木製ガラス戸とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		出入口	木製を基本とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		戸袋	豎・横羽目板又は下見板張り カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		腰壁	下見板張り、又は豎板張り、又は洗い出し
		基礎	原則として道路側布石敷とする もしくはRC布基礎又は洗い出しとする
	二階意匠	外壁	大壁造白漆喰又は中壁仕上、豎板張りとする
		開口部	単窓、もしくは連窓
		建具	建具は木製を基本とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		戸袋	豎・横羽目板又は下見板張り カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
	他	外部土間	たたき、石敷き、又はこれに類するもの
		外部意匠	床下通気口、建具は木製を基本とする
	工作物		歴史的風致を損なわないものとする

別表3 加悦伝統的建造物群保存地区許可基準

		伝統的建造物以外の建築物	
敷地	建物配置	周囲の家屋と同じ高さ、地盤高を考慮して建てること	
建築物	構造	原則として、木構造とする	
	階数	おおよそ二階建てまでの階数とする	
	屋根	形式	原則、切妻造りとする
		材料	歴史的風致と調和したものとする
		軒	歴史的風致と調和したものとする
		樋	歴史的風致と調和したものとする
	下屋 庇	材料	歴史的風致と調和したものとする
		軒先高	歴史的風致と調和したものとする
	外壁	歴史的風致と調和したものとする	
	開口部	歴史的風致と調和したものとする	
	一階意匠	歴史的風致と調和したものとする	
	二階意匠	歴史的風致と調和したものとする	
	外壁	歴史的風致と調和したものとする	
	建具	歴史的風致と調和したものとする	
	基礎	歴史的風致と調和したものとする	
その他の建築物	外壁の意匠、色彩は周囲と調和のとれたものとする		

工作物	塀・門	歴史的風致と調和したものとする
	生垣	歴史的風致と調和したものとする
	屋外広告物	規模、構造、材料、色彩など周囲の伝統的景観と調和したものとする
車庫・駐車場	原則として車庫は建築物の許可基準に従う 原則として駐車場は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	
建築設備	原則として、公道から望見できない位置に設置する	
土地の形質変更	変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする 空き地が生じた場合は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	
木竹の伐採、植栽	空き地や法面等は歴史的風致と調和するように緑化に務める	

※ 建築設備とは、ガス・暖房・冷房・換気等設備

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年3月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				臨 時 会	
開会場所	与謝野町役場加悦庁舎 2階 会議室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和3年3月10日（水） 1日間 至 令和3年3月10日（水）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委 員 岡田 三栄子		
	委 員 樋口 潔		委 員 酒井 英隆		
	委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	社会教育課課長補佐	杉本 真由美	
	人事主事	新田 康弘			
署名委員	委員 岡田 三栄子		委員 樋口 潔		
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第28号 令和2年度与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動の内申について [非公開]	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分の報告について 議案第27号 令和3年3月町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年3月10日 午前9時40分から午前10時まで
- 2 場 所 与謝野町役場加悦庁舎 2階 会議室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第12回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「審議事項」に入らせていただきます。

[公開しないこととする議決]

与謝野町教育委員会会議規則 第14条により、議案第28号について、全出席委員意義なく、公開しないこととすることに議決。

[議案第28号 令和3年度与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動の内申については提案どおり承認]

(塩見教育長)

次に、日程第3「報告事項」に入らせていただきます。

「専決処分 of 報告について」、相馬教育次長が報告いたします。

(相馬教育次長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から意見を求められました令和3年3月町議会定例会に提出される当委員会関係議案につきまして、緊急処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、教育長による専決処分をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。今回、意見照会がありました議案は次の4件です。

- 1 与謝野町立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例及び与謝野町立体育施設条例の一部改正の件

- 2 財産の無償譲渡の件
- 3 令和2年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）の件
- 4 令和3年度与謝野町一般会計予算の件

1件目は岩屋小学校を廃校とし、その体育施設については与謝野町立体育施設に移管するという条例の一部改正、2件目は与謝学童保育所として利用しておりました施設を地元の区に無償譲渡したいという議案。あとの2件は、補正予算と当初予算についてでございます。

(塩見教育長)

何かご質問がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

(塩見教育長)

次に、日程第4「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(相馬教育次長)

今回の教育委員会会議ですが、3月29日(月)の午後2時からお世話になりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

→後日、午後2時30分からに変更

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前10時00分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 28 号

令和 3 年度与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動
の内申について

与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動について、別紙のとおり京都
府教育委員会に内申するものとする。

令和 3 年 3 月 10 日

与謝野町教育委員会
教育長 塩見 定生

(専決処分報告)

議案第 27 号

令和 3 年 3 月町議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

このことについて、緊急処理する必要がある、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により 2 月 24 日付けで専決処分しましたので、同規則第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和 3 年 3 月 10 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見 定生

別紙

令和3年3月町議会定例会の議決を経るべき議案に対する 意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和3年2月22日付け2与総第304号で意見を求められました令和3年3月町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりです。

記

- 1 与謝野町立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例及び与謝野町立体育施設条例の一部改正の件
- 2 財産の無償譲渡の件
- 3 令和2年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）の件
- 4 令和3年度与謝野町一般会計予算の件

以上4件について、異議ありません。

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年3月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	与謝野町役場加悦庁舎 3階 委員会室		担当書記	柴 田 勝 久	
会議日程	自 令和3年3月29日（月） 1日間 至 令和3年3月29日（月）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説 明 者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	総括指導主事	高岡 弘安	指導主事	杉本 淳	
	学校教育課主任	由利 景子			
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代		
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第29号 与謝野町特別支援教育就学奨励費支給要綱の 制定について	承認可決
	議案第30号 与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改 正について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度第2回学級満足度・学校生活意欲調査結果に見られる学校の状況と今後の活用等について ・ 与謝野町文化財保存活用地域計画について ・ 令和2年度一般会計補正予算概要について ・ 令和3年度一般会計当初予算要求概要について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年3月29日 午後2時30分から午後4時10分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第13回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

なお、本日、他の公務により植田社会教育課長は欠席させていただきます。ご了承ください。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(意見なし)

(塩見教育長)

それでは、本会議終了後に、署名をお願いします。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

桜の花が開花し、春の訪れを感じる今日この頃ですが、新型コロナウイルスの感染拡大も非常に気になるところです。緊急事態宣言が解除され、また春になったということもあり、人の動きも活発になっているようで、リバウンドが心配されます。昨日は東京都よりも大阪府の方が感染者数が多かったですし、京都府も一時期は一桁でしたが、最近では20数名、30名と増えております。それでも、当地域でも医療関係者へのワクチン接種が始まっておりますし、5月頃からは高齢者の方に対する接種も行われるということですので、1日も早く終息することを願うばかりです。

それでは、今年度最後の教育委員会会議となります。どうぞよろしくお願いたします。

園、小・中学校の状況ですが、公立高校の中期選抜が8日に行われまして、加悦中学校35名、江陽中学校41名、橋立中学校48名、計124名が受験いたしました。その後、

17日に合格発表があり、3中学校の進学希望者は全員進路が決定いたしました。進路先が多様化し、京都府内に留まらず、府外に進学する生徒も多くいます。

また、15日には中学校の卒業式が、23日には小学校の卒業式が挙行されました。各校とも厳粛な式典であったと伺っております。今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、児童生徒、来賓を最小限にさせていただくとともに、国歌や校歌もテープで流し、傾聴するなど、工夫されておりました。私が出席いたしました橋立中学校と岩滝小学校につきましても、厳粛かつ心温まる式典でありました。今年は小学校においてはお別れの言葉、中学校では送辞も行われました。卒業生はもちろんですが、保護者の方も心を打たれて、目に涙をうかべておられました。橋立中学校では、式典後に生徒の入学から卒業までの写真がスライドで流されまして、私も感銘を受けました。岩滝小学校では、密を避けるために体育館で学級活動を実施し、その後、グラウンドに出て、ドローンで撮影していただいたと聞いております。コロナ禍にあっても、熱心に教育にあたっていたいただいた成果だろうと思っております。本当に学校においては、いろいろな規制がある中で、頑張ってお教育に携わっていただいたと思っております。式にご出席いただきました委員の方もおられますので、後程、感想を述べていただければありがたいと思っております。

それから、小・中学校修了式が24日に行われました。ほとんどの児童生徒が修了式に出席しておりますが、不登校等によりやむなく出席できなかった児童生徒もおります。こども園の修了式につきましては26日に行われ、小・中学校と同様に気持ちよく式が実施できたと聞いております。

報告は以上でございます。卒業式に出席いただいた感想等がございましたら、お願いいたします。

(岡田委員)

私は江陽中学校の卒業式に参列いたしました。厳粛な式典でした。最後に生徒一人一人が書いたメッセージカードを拝見したのですが、「楽しかった」と書いている生徒がたくさんおりました。コロナ禍で、最終学年なのにできないことが多々あったと思います。部活動においてもなかなか思うように試合ができなかったなど、不満もあったと思いますが、ほとんどの生徒が「楽しかった」という言葉を書いていたことは、うれしく思います。「こんな状況ですが、子どもたちは不満も言わずに、修学旅行の行き先が変わったことも受け入れて楽しんでくれたことが嬉しかったです。」と校長先生がおっしゃっていました。こんな時だからこそ余計に、健気だなあと思って、涙が出そうでした。子どもたちがしっかりと今の状況を現実として受けとめて、中学校生活を終えてくれたことがうれしかったです。

加悦小学校にも伺ったのですが、女子児童は全員着物を着ていました。髪も結ってきれいにされていたのは嬉しいことですが、あまり華美にならないように少し注意しなければならないかなとは思いました。すべての家庭が美容院で髪を結えるかということそうではないと思います。ただ、小学校最後の式典ということで、保護者の方のきちんとした服装で送り出そうというお気持ちはうれしく思いました。

(佐々木委員)

私は市場小学校の卒業式に出席させていただきました。やはり正直、在校生の姿がなか

ったり、みんな綺麗な服装で晴れやかだけどマスク姿であったのは、寂しいなあと思いました。先ほど教育長もおっしゃいましたが、市場小学校でも卒業式が終わった後、もう一度体育館に入って学級活動を行っておられました。おそらく去年はこういうこともできなかったと思うのですが、今年はコロナ禍に配慮しつつ、いろいろと考えて取り組んでいただいたのだなと思いました。加悦小学校では3月に参観日を設けていただいたのですが、その時に6年生は体育館で、感謝の言葉を述べるといった取組をされたようです。いろいろと考えてくださって良かったなと思います。市場小学校でも女子児童は全員着物でした。男子児童もほとんど袴姿でしたが、スーツの子もいました。岡田委員がおっしゃったように、ご家庭の負担にならなければ良いとは思いますが。

(樋口委員)

私は加悦中学校の卒業式に参列いたしました。「3年生全員が休むことなく出席してくれたということが一番ありがたい。」と校長先生がおっしゃっていました。コロナの関係で式の時間を短縮することは仕方のないことですし、生徒たちもそのことを十分に理解した上で式が行われておりました。校歌や国歌については、式次第に斉唱ではなく静聴と書かれていました。しっかりと対応していただいております、わかりやすかったです。ただ、やむを得ないこととはいえ、やはり子どもの声を聞きたかったなとは思いました。子どもたちも校歌を歌いたかったらと思います。

山田小学校の卒業式にも参列したのですが、山田小学校は5年生と6年生全員が出席していました。6年生は19人中女子児童は5人でしたが、全員袴姿でかわいらしかったです。答辞も送辞もありました。送られる側の6年生は2人、送る側の5年生は1人でしたが、立派に式典を飾ってくれたと思います。たまたま6年生の2人は知っている子でしたので、後日、答辞の役はどうやって決めたのかと聞いたら、そうだと答えましたので、「やりたかったんか、良かったなあ」といった話をしておりました。簡素に簡素にということを考えながらも、学校の先生方にはいろいろとご配慮していただいていると感じました。特に、6年生が退出する前に、全員が後ろを向き、まず来賓席を見て深々と長い礼をし、次に先生側に深々と礼をして、最後に在校生と保護者の方に対して深々とゆっくり礼をする姿に思わずじんときてしまいました。本当に良い卒業式でした。

(塩見教育長)

岩滝小学校の女子児童も全員和服でした。男子児童は3人が洋服で、他の子は和服でした。例年、小学校では「呼びかけ」をしているのですが、この2年間はできていません。コロナが終息した後はどのような卒業式になっていくのか。これまでは毎年「呼びかけ」をしていましたので、そういう形を児童たちも覚えていたと思うのですが、今後はこうした取組ができなくなっていくかもしれません。また新たな展開が考えられるとも思いますが、委員の皆様のお話もありましたように、今年は各学校とも工夫して、感動的な卒業式ができたと思っております。

4月7日が小学校の入学式、8日が中学校、9日が高校です。今のところ卒業式と同様に縮小した形で式典に取り組んでいこうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

はじめに、「議案第29号 与謝野町特別支援教育就学就学奨励費支給要綱の制定について」を議題といたします。提案理由等の詳細を柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(由利学校教育課主任)

支給状況につきましてご報告させていただきます。令和2年度の支給対象者は、小学校が18人、中学校が9人。中学校の内、第2区分の方が8人、第3区分の方が1人です。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第29号 与謝野町特別支援教育就学就学奨励費支給要綱の制定について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第29号 与謝野町特別支援教育就学就学奨励費支給要綱の制定について」は、提案のとおり承認されました。

続きまして、「議案第30号 与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。提案理由等の詳細を相馬教育次長が説明いたします。

(相馬教育次長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(樋口委員)

2点お伺いします。まず1点目は参事を置く必要性について、2点目は参事の職務として「上司の命を受け、特に重要困難な特定事務を掌理し、職員を指揮監督する。」とありますが、この職を置く前、現状においてはこのことに誰がどのように対応していたのでしょうか。

(相馬教育次長)

参事職は、基本的には町長から特命事項を受けて、その職に従事するという事です。この4月1日から、教育委員会事務局に1名、町長部局に1名配置されることになりました。これまで教育委員会事務局には配置されたことがありませんでしたので、今回、改めて規定するという事です。

重要困難な事務につきましては、主として給食センターの移転新設に係る事務となります。これまでは学校教育課の職員が担当しておりましたが、今後、具体的な建設に係る事務が生じてくるということで参事を配置することになったとのことです。

(塩見教育長)

他に質問はありますか。ないようですので、それでは、「議案第30号 与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第30号 与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

それでは次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

はじめに、「令和2年度第2回学級満足度・学校生活意欲調査結果に見られる学校の状況と今後の活用等について」、杉本指導主事が報告します。

(杉本指導主事より説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

先生がマスクをしていると怒っているのか、ニコニコしてるのかが子どもたちにわかりにくいということもあるのだと思います。ワクチン接種によって多少は変わるかもしれませんが、令和3年度もマスクをつけての授業になると思われます。4月からは授業でタブレットを使用することになり、先生方が使いこなして指導されるにはご負担も大きいと思います。初めてのことで、いろいろな不都合が生じたり、子どもとの行き違いもあったりするかと思います。やはり先生方が生き生きと授業をしていただくことが、子どもたちにとっては一番だと思います。先生方ご自身がお疲れの出ないようにしていただきたいと思います。なかなか難しいとは思いますが、子どもを変える前にまず自分から変わろうとする教員へとみんなが気持ちを持っていていただきたいと思ひますし、事務局の皆様には先生方のフォローをよろしくお願ひいたします。先生方が学校で子どもたちを教

えることは楽しい、と思って授業を進めていただけるようお願いしたいと思います。

(樋口委員)

学校間格差についてご説明をいただきましたが、具体的には、例えば、1校だけ他の学校に比べて差があるのか、3校ぐらいなのかといったあたりはいかがですか。例えばその学校が本当に危険水域にあるのであれば、そこに注視していかなければならないと思いますので、そのあたりはどのように捉えたらよいでしょうか。

私たち教育委員も学校訪問をさせていただきます。リスクや課題に対しては、事務局や学校現場で対応されるのだと思いますが、私たちもそうした点を知っておくべきだと思います。現状について逐一報告していただく必要はないですが、例えば、こういった状況があつてこうなりかけてたけれども、学校がこういう手法を取ったことによって改善されたといった事例については知っておきたいです。例えば、人的配置など、具体的に講じた手立てなどを教えていただけるとありがたいと思います。

(杉本指導主事)

おっしゃっていただいた方向性は私どもも大事にすべき点ですので、こういう状況にあった学級の現況がこうした手だてやアプローチによってどのように改善したかというようなケースなど、事例に寄せた内容を提示できるように努力したいと思います。

(佐々木委員)

これまで高い指導性を発揮してた教員が苦戦されているのは、やはりこのコロナ禍が大きく影響していると思われませんか。それとも、子どもや保護者の状況が変わってきているのでしょうか。

(杉本指導主事)

ご指摘の2つの要素がより顕著になってきているということだと思います。コロナ禍以前の学校をめぐる状況においても、社会状況の変化とともに家庭における養育性の課題はどんどん膨らんできました。併せて、地域のコミュニティについてもうまく機能しないような状況も出てきております。そうした状況がある中での令和2年度まる1年に及ぶコロナ禍の影響はとても大きいと考えています。

学校での児童生徒に対する指導行動がマスクをしていると伝わらないです。したがって、先生たちのソーシャルスキルを高める必要があると各学校にはお伝えしています。オーバーアクションで子どもに伝える。身振り手振りが大切です。目と眉毛だけでも動かすことが大切です。オーバーアクションで子どもたちのことを評価してやる、ほめてやる、時には叱ってやる。それでやっと感情交流が生まれてくると思いますので。先生たちのソーシャルスキルの課題も含め、本当に混然一体となってこのように状況なっていますので、今こそ必死で子どもたちを守っていくという局面に立っていると思っています。

(塩見教育長)

例えば、教育委員会としてどのようなことを取り組んでるか説明してください。

(杉本指導主事)

学級満足度調査につきましては、町予算で年間2回、小学校、中学校で実施しております。与謝野町におきましては、学級満足度調査活用推進委員会を7年前から立ち上げまして、教育委員会主導で年間4回程度開催しております。その他、初任者や他の市町から転入していただいた先生に対する研修も行っております。データをデータとして終わらせるのではなく、子どもたちの内面理解、子ども同士の人間関係、各学級がどのような状態にあるのかということ、可能な限り客観的に見ていき、課題を小さくする、乗り越える手だてを活用推進委員会の中で、プレゼンを通して行っています。各学校から1名参加してもらい、その先生方に講義をし、そして資料とともに各校へ持ち帰ってもらいます。以前は各校を回らせていただいていたのですが、現在は推進委員がプレゼンの資料と講義内容を書きとって職場に持って帰り、このようにデータを見る必要がある、また、喧嘩が絶えない学級にはこのような手だてが効果的であるといったことを校内で研修してもらっています。また、一番力を入れますのはいじめです。いじめについては、しっかりキャッチをして、認知する。そうしたものの考え方や教育のシステムについてもレクチャーしています。データだけに終わらせず、すべての子どもたちが学級は安全だと思える。そして安心して過ごせる。この学級だったらいろいろなことにチャレンジできるというところに持っていくための具体的な手法などを推進委員会において取り組んでおります。

(塩見教育長)

よろしいでしょうか。それでは次に、「与謝野町文化財保存活用地域計画について」、相馬教育次長が報告します。

(相馬教育次長)

文化財保存活用地域計画につきましては、法律に基づきまして、各施策で取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を示すアクションプランとして作成することになっております。今年度末が策定の期限ということで、3月22日に文化財保存活用地域計画作成検討協議会から答申をいただきました。本来であれば、教育委員会議に議案として計画書をご提案し、議決をいただくという手続きが必要になりますが、協議会から内容面でご意見をいただいている部分もございますので、次回以降の教育委員会議におきまして提案させていただきますと考えておりますので、ご了承願います。

(塩見教育長)

それでは次に、「令和2年度一般会計補正予算概要について」、相馬教育次長と柴田学校教育課長が報告します。

(学校教育課分を柴田学校教育課長、社会教育課分を相馬教育次長より説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

次に、「令和3年度一般会計当初予算要求概要について」、相馬教育次長と柴田学校教育課長が報告します。

(学校教育課分を柴田学校教育課長、社会教育課分を相馬教育次長より説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

最後に、日程第6「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありませんか。

(相馬教育次長)

2点ご報告等させていただきます。1点目は「与謝野町立公民館条例施行規則」の一部改正についてです。昨年度から会計年度任用職員の制度が始まりましたが、公民館長と主事については会計年度任用職員として任用し、相応の報酬等を支払わせていただくこととなっておりますが、本町の地区公民館の館長・主事については、会計年度任用職員ではありません。先ごろ、加悦地域公民館や中央公民館等と同じ公民館長等の名称を使用すると誤解が生じるというご指摘をいただきましたので、名称を変更させていただきたいと考えております。本来は本日の会議に提案させていただくべきところですが、まだ議案が整っておりませんので、専決をさせていただいた上で、次回の教育委員会会議で報告をさせていただきます。ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

2点目は、令和3年度第1回目の教育委員会会議の日程についてでございます。4月26日(月)午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

午後4時10分 終了

教育長

委員

委員

書記